

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）	
評価対象事業年度	年度評価	平成 28 年度
	中期目標期間	平成 24～28 年度（第二期中期目標期間）

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		国土交通省		
	法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	総務課民間事業支援調整室 室長 中尾 晃史
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 斉藤 正之佑
主務大臣		財務省		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課 課長 片桐 聡
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 田平 浩

3. 評価の実施に関する事項								
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。</p> <p>(1) 外部有識者意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の評価等に係る外部有識者として、下記 4 名に意見聴取を実施。</li> </ul> <p>&lt;機構の評価等に係る外部有識者（敬称略。五十音順。）&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>角 紀代恵</td> <td>立教大学法学部教授</td> </tr> <tr> <td>川口 有一郎</td> <td>早稲田大学大学院経営管理研究科教授</td> </tr> <tr> <td>中村 里佳</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td>家森 信善</td> <td>神戸大学経済経営研究所教授</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取の方法としては、以下の 2 種類を実施。</li> </ul> <p>①事前ヒアリング（平成 29 年 6 月 9 日(金)～14 日(水)）</p> <p>ヒアリング形式で実施。各外部有識者より個別に、機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。</p> <p>②外部有識者会議（平成 29 年 6 月 23 日(金)）</p> <p>会議形式で実施。外部有識者に参集いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①、②については、本資料において主な外部有識者意見を記載するとともに、その意見聴取概要を国土交通省のホームページにおいて公表することにより透明性の確保を図っている。</li> </ul> <p>(2) 理事長ヒアリング（平成 29 年 6 月 23 日(金)）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記外部有識者会議の場において、加藤利男機構理事長より、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。</li> </ul> <p>(3) 監事意見聴取（平成 29 年 6 月 16 日(金)）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構監事 3 名（久保田 宏明、山品 一清、御園生 功。敬称略。）より、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。</li> </ul>	角 紀代恵	立教大学法学部教授	川口 有一郎	早稲田大学大学院経営管理研究科教授	中村 里佳	公認会計士	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授
角 紀代恵	立教大学法学部教授							
川口 有一郎	早稲田大学大学院経営管理研究科教授							
中村 里佳	公認会計士							
家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授							

4. その他評価に関する重要事項
特になし

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価							
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 第二期中期目標期間における過年度の総合評価の状況					
評価に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評価が「B」評価であること、及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評価とする。</p> <p><b>【項目別評価の算術平均】</b>  <math>(A4点 \times 5項目 + A4点 \times 2項目 \times 2 + B3点 \times 10項目 + B3点 \times 2項目 \times 2) \div (19項目 + 4項目) = 3.39\dots</math>                      ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い4項目(項目別評価総括表、項目別評価調書参照)については加重を2倍としている。</p>	平成24年度		平成25年度			
		国土交通省	財務省	国土交通省	財務省	平成26年度	平成27年度
		A	なし	A	なし	B	B
※平成25年度以前は、国土交通省の総合評価は「SS」「S」「A」「B」「C」の5段階評価であり、財務省は総合評価を付与していない。							

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価の通り、評価項目全19項目のうち7項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、12項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>リバースモーゲージへの住宅融資保険の付保については、平成26年度の年度評価の際に、取扱金融機関数は未だ6機関で、付保件数も1件にとどまっていたことから、まだ実績が出ていないとの理由により、A評価には至らないと判断されたが、これまで様々な制度改善を実施し、平成28年度にノンリコースローンを付保対象に追加したことで、世間に受け入れられた。このような制度は1年では成果が出ないし、長い目で作り上げていくものである。</li> <li>機構の業務は委託先に頼っている面があり、個人情報管理態勢については、契約書の整備や書面調査等により確認はしていたものの、平成28年度に発生した委託先における情報漏えい事案については、カバーしきれなかった。しかし、限られたコストでどこまで管理するかということが問題であり、合理的な範囲でやらざるを得ない。従来から取り組んでいたものの足りなかった点、または、レベルを上げて対応していかなければならない点については、見直していく必要がある。当該事案発生後は、緊急でモーゲージバンクに立入検査を実施しており、当該事案を踏まえ、委託先の監査やモニタリングについては、平成29年度から新しい態勢を整備している。</li> </ul>
その他特記事項	外部有識者より、法人全体に対する評価として以下の意見があった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の最大のミッションである証券化支援業務においては旺盛な資金需要に応じており、また、フラット35の次を見越して、将来の事業の可能性について、様々な取組を行っている。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ A評価が7つあることが示している通り、多くの面で所期の目標を上回る成果を上げていると認められるものの、全体で見るとB評価の方が多く、「Aに近いB」と判断できる。</li><li>・ 全体として、フラット35を中心とする個別の事業については、想定以上に成果が上がっており、かつ、住宅政策をサポートするための取組が行われている点は評価に値する。</li><li>・ 仮に、項目別評価の算術平均ではなく、質的にいわゆる「総合的な判断」をするということであれば、総合評価については、「A」評価であるといえる。</li><li>・ フラットのバリエーションを増やした点や震災対応に尽力された点は非常に評価できる。震災により融資が増えた部分がありつつも、貸倒れについては抑制できたということは、機構が1人1人に対して、きめ細やかな対応をしたことなどの効果が出たものである。その上で、財務内容についても黒字化したということは「A評価に近いB評価」といえる。</li></ul> |
|--|---|

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			
	国 交 省	財 務 省	国 交 省	財 務 省				
<b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>								
1. 証券化支援業務等の推進	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B○	A○	A○	1-1
(1) 証券化支援業務								
①長期・固定金利住宅ローンの 安定的供給支援								
②自主的な取組としての商品の 見直し	<u>A</u>	B	<u>A</u>	A	A	B	A	1-2
③安定的かつ効率的な資金調達	<u>S</u>	A	<u>S</u>	A	A	A	A	1-3
④経費率	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B	B	B	1-4
⑤調査研究	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B	B	B	1-5
(2) 住宅融資保険業務	<u>A</u>	B	<u>S</u>	A	B	B	A	1-6
(3) 団体信用生命保険等業務	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B	B	B	1-7
2. 住宅資金融通業務等の実施	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	A	A	A	1-8
(1) 事務・事業の見直しの基本方 針を踏まえた事業の見直し等								
(2) 業務の実施								
(3) 経費率	<u>A</u>	B	<u>A</u>	A	B	B	B	1-9
3. 東日本大震災への的確な対応	<u>S</u>	A	<u>S</u>	A	A○	A○	B○	1-10
/								

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			
	国 交 省	財 務 省	国 交 省	財 務 省				
<b>II 業務運営の効率化に関する事項</b>								
組織運営の効率化	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B	B	B	2-1
一般管理費等の軽減 業務・システム最適化	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B	B	B	2-2
入札及び契約の適正化	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B	B	B	2-3
適切な内部統制の実施、積極的な情 報公開	<u>B</u>	C	<u>A</u>	B	B○	B○	B○	2-4
<b>III 財務内容の改善に関する事項</b>								
収支改善	<u>S</u>	A	<u>A</u>	A	B○	A○	A○	3-1
リスク管理の徹底等(1)～(3)	<u>S</u>	A	<u>A</u>	B	B	B	B	3-2
リスク管理の徹底等(4)～(9)	<u>A</u>	B	<u>S</u>	A	A	A	A	3-3
予算（人件費の見積りを含む。）、収 支計画及び資金計画	-	-	-	-	-	-	-	3-4
IV 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	-	4-1
IV 不要財産又は不要財産となること -2 が見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画	-	-	-	-	-	-	-	4-2
V 重要な財産を譲渡し、または担保に 供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	-	5-1
VI 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	-	6-1
<b>VII その他の事項</b>								
施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	-	7-1
人事に関する計画	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B	B	B	7-2
機構法第18条第1項に規定する積 立金の使途	-	-	-	-	-	-	-	7-3
宿舎に関する事項	<u>A</u>	B	<u>A</u>	B	B	B	B	7-4

※平成25年度以前の年度評価においては、国土交通省（上表では「国交省」と記載。）は「SS」「S」「A」「B」「C」の5段階評価、財務省は「S」「A」「B」「C」「D」の5段階評価である。

※重要度を「高」と設定している項目については標語の横に「○」を付している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	長期・固定金利住宅ローンの安定的供給支援		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：3. 地球環境の保全 施策目標：9. 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国民による良質な住宅の計画的な取得を支援する観点から、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援事業により支援することは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省 24-① 事前分析表（平成24年度）国交省 24-② 事前分析表（平成25年度）国交省 25-① 事前分析表（平成26年度）国交省 26-① 事前分析表（平成27年度）国交省 27-① 事前分析表（平成28年度）国交省 28-① 平成28年度行政事業レビューシート番号 003

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標準処理期間内の処理(計画値)	各年度8割以上	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	予算額(百万円)	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
標準処理期間内の処理(実績値)	—	88.2%	86.3%	81.2%	83.4%	90.9%	91.6%	決算額(百万円)	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
達成度	—	—	107.9%	101.5%	104.3%	113.6%	114.5%	経常費用(百万円)	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
								経常利益(百万円)	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
								行政サービス実施コスト(百万円)	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
								従事人員数	417	420	431	466	477

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
<p>ア 省エネルギー、耐震性の向上、高齢社会、住宅の長寿命化等の住宅政策上の課題に対応するため、住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）（以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）の基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るため、消費者等への十分な周知を行う。</p> <p>イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携により、業務運営の</p>	<p>ア 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）（以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）の基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良住宅取得支援制度の更なる普及を図るため、消費者等への十分な周知を行う。</p> <p>イ 長期優良住宅制度、住宅性能表示制度等との連携を通じ、住宅ロー</p>	<p>ア 住宅ローン債権の買取り又は特定債務保証（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）（以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項第 2 号に規定する特定債務保証をいう。以下同じ。）に関し、適合証明機関を適切にモニタリングする等、技術基準に基づく適切な適合証明業務の実施を確保する。</p> <p>また、フラット 3 5 やフラット 3 5 S については、引き続き、金融機関、住宅関連事業者、適合証明機関等への協力依頼及び各種媒体を通じた総合的な広報活動を行う。</p> <p>さらに、国の省エネ基準改正等に対応したフラット 3 5 S の技術基準解説等について、施工マニュアル及びパンフレットを活用し、説明会の開催等による中小工務店等への技術支援を行うとともに、ホームページを活用して周知を行う。</p> <p>イ 住宅ローン利用者等が長期優良住宅制度、住宅性能表示制度</p>	<p>&lt; 主な定量的指標 &gt; 標準処理期間内の案件の処理</p> <p>&lt; その他の指標 &gt; なし</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt; 一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援業務を推進しているか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適合証明検査機関（40 機関）及び適合証明技術者を有する建築士事務所（15 事務所）に対して、適合証明業務の処理状況等に関する業務検査等を実施し、適切に業務が行われていることを確認した。</li> <li>改正省エネ基準等について、フラット 3 5 サイトにて周知するとともに、発行した住宅工事仕様書等を活用して中小工務店向けにセミナーを開催した（業界団体等を主催としたセミナー 15 回、受講者のべ約 1,000 名）。</li> <li>「住宅市場の活性化及び良質な住宅の取得を支援」という経済対策の趣旨も踏まえ、フラット 3 5 S の金利引下げに関する周知を行うため、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>説明ツールの作成（平成 28 年版工事仕様書、フラット 3 5 技術基準のご案内、中古住宅物件検査手続ガイド及び技術基準・検査ガイドブック）</li> <li>フラット 3 5 S を中心とした広告素材を作成し、Web 広告、新聞広告及び雑誌広告を実施</li> <li>フラット 3 5 の商品特性（例：親子リレー返済の活用）に着目した動画広告を作成し、Web 広告として配信した。また、フラット 3 5 への商品理解を深めるため、フラット 3 5 S の情報に加え、商品特性をより詳しく説明した動画を機構ホームページ（Web セミナーページ）に掲載し、お客さまへフラット 3 5 のメリット（S による金利引下げ）と活用方法を訴求</li> <li>フラット 3 5 S のメリットを紹介する動画を作成し、フラット 3 5 サイト等により周知するとともに、業界団体等を通じて個々の住宅事業者に配布</li> <li>全取扱金融機関を対象とした金融機関説明会の開催</li> <li>住宅事業者、業界団体等へのダイレクトメール・電子メールによる周知（約 10,000 社）</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt;</p> <p>評価：A</p> <p>理由：以下の実績を踏まえ、A 評価とした。</p> <p>お客さまの良質な住宅の普及に努めるとともに、日銀のマイナス金利政策の導入の影響等により、申請件数が増加する状況下においても審査スピードの向上を実現した。</p> <p>また、保証型では 2 機関が取扱いを再開し、利用件数が大幅に増加した。</p> <p>具体的には以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請件数が増加（前年度比 106.1%）したにも関わらず、進捗管理の徹底、借入申込書の記入方法に係る金融機関研修の実施、審査部門における審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した案件の割合は 91.6%（平成 27 年度：90.9%）となり、9 割超の水準を維持し、目標を大幅に達成した。</li> <li>フラット 3 5 S の金利引下げに関する周知を以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>説明ツールの作成</li> <li>フラット 3 5 S を中心とした広告素材を作成し、Web 広告、新聞広告、雑誌広告を実施</li> <li>フラット 3 5 の商品特性（例：親子リレー返済の活用）に着目した動画広告を</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <p>一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、消費者等に広く制度等の周知及び技術支援を行い、優良な住宅の取得促進を支援するとともに、金融機関において借入申込者の画一的な選別が行われないよう、書面調査や実地調査を通じて適切な融資審査の推進に努めた。特に、フラット 3 5（保証型）の実績が大幅に増加しており、評価できる。</p> <p>省エネ住宅や耐震住宅等の良質な住宅の普及促進のため、Web 広告や新聞広告等通じたエンドユーザーに対する戦略的かつ総合的な広報活動や、住宅事業者に対する質誘導のための推進活動を行った。また、既存住宅の売買に際してリフォーム等により一定の性能向上を行う場合に、機構の自助努力によりフラット 3 5 の金利の引下げを行う「フラット 3 5 リノベ」（平成 28 年 10 月から実施）について、国土交通省主催の「住宅ストック循環支援事業」説明会での制度説明、業界団体を対象とする勉強会の開催、フラット 3 5 リノベ技術サポートダイヤルの設置、個別物件のコンサルティング等を実施するなど、制度普及のための積極的な周知活動や技術支援等を行った。具体的な取組として、事業者が企業の旧社宅の建物全体をリノベーションし、分譲マンションとして販売を行う際に、機構が事業者に対し技術的な提案等を行うことで、フラット 3 5 リノベの技術基準に適合する物件とし、全 48 戸中 12 件（平成 29 年 3 月末時点）につきフラット 3 5 リノベの申請を受理した</p>	

<p>効率化を図ること。</p>	<p>ン利用者の負担を軽減しつつ業務運営の効率化を図る。</p>	<p>等を利用した場合における工事審査の合理化について、機構ホームページ、適合証明機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布により周知を図る。</p> <p>また、適合証明機関向け研修において、当該合理化について、適合証明の申請者に対する周知を行うよう依頼する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ エンドユーザー、ファイナンシャルプランナー向けメールマガジンによる周知（約 10,000 名）</li> <li>▶ 営業訪問による周知（約 1,500 社）</li> <li>・フラット 3 5 の全ての申請件数に占めるフラット 3 5 S の申請割合は、平成 28 年度は借換件数が急増したため、平成 27 年度と比較して低下したが、借換を除いた場合の申請割合は、高水準で推移している。 28 年度：62.7%（27 年度：82.1%）、（借換融資を除くフラット 3 5 S 申請割合 28 年度：89.5%（27 年度：91.4%））</li> <li>・フラット 3 5（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅（フラット 3 5 S の省エネルギー性基準に該当する住宅）のシェアは 63.4%、耐震住宅に該当する住宅のシェアは 50.8%であり、良質住宅の普及に着実に貢献している。 ※各性能のシェアについては重複して適合するものを含む。</li> <li>・次のとおり総合的かつ戦略的な広報活動を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 各種メディアに対して、適時プレスリリースを実施したほか、積極的な働きかけとしてメディアキャラバンを実施（年 6 回）し、日々迅速かつ的確な取材対応を行った。また、報道関係者や有識者とは、意見交換会等を通じて関係構築に取り組んだ。</li> <li>▶ 全国一斉相談会の開催（年 2 回）に合わせて、メディアミックス（テレビCM、新聞、雑誌、インターネット広告（動画広告含む）、交通広告等）により効果的に広告を実施した。</li> <li>▶ 広報方針に基づき、本支店間における広報活動に関する情報共有を密にするなど、機構として適切な広報に取り組んだ。</li> </ul> </li> <li>・長期優良住宅等に係る工事審査の合理化について、機構ホームページ及び適合証明検査機関の窓口でのパンフレットやチラシの配布による周知を継続的に実施した。</li> <li>・適合証明検査機関の新任者向け業務研修（6 都市 11 回、受講者 530 名）において、長期優良住宅等を利用した場合の審査の合理化の内容や留意点について説明し、適合証明の申請者に周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成し、Web 広告として配信</li> <li>▶ 全金融機関を対象とした説明会の開催</li> <li>▶ 住宅事業者、業界団体等へのダイレクトメール・電子メールによる周知（約 10,000 社）</li> <li>▶ エンドユーザー、ファイナンシャルプランナー向けメールマガジンによる周知（約 10,000 名）</li> <li>▶ 営業訪問による周知（約 1,500 社）</li> <li>・フラット 3 5 の全ての申請件数に占めるフラット 3 5 S の申請割合は、平成 28 年度は借換件数が急増したため、平成 27 年度と比較して低下したが、借換を除いた場合の申請割合は、高水準で推移している。28 年度：62.7%（27 年度：82.1%）（借換融資を除くフラット 3 5 S 申請割合 28 年度：89.5%（27 年度：91.4%））</li> <li>・フラット 3 5（新築戸建て）の申込みにおける省エネ住宅のシェアは、平成 28 年度で 63.4%、耐震住宅のシェアは 50.8%となり、良質住宅の普及に着実に貢献している。</li> <li>・適合証明検査機関等に対して、適合証明業務の処理状況等に関する業務検査等を実施し、適切に業務が行われていることを確認した。</li> <li>・平成 28 年 10 月から制度を開始したフラット 3 5 リノベに関して、制度の利用促進及び普及を図るため、以下の取組を実施した。 &lt;具体的な取組事項&gt;</li> </ul>	<p>事例も出ており、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進を支援したといえる。</p> <p>事前審査システムについては、利用促進や制度改善の取組を通じ、利用者の利便性を向上させ、利用件数が大幅に増加した（前年度対比 126.3%）。</p> <p>審査の迅速化のため、進捗管理の徹底や審査体制の見直し等の取組を通じ、業務の効率化を図り、日銀によるマイナス金利政策の導入以降、住宅ローン金利の低下に伴い借換案件が増加（前年度対比 106.1%）したにも関わらず、標準処理期間内処理率が更に向上し（27 年度：90.9%、28 年度：91.6%）、中期計画に掲げている目標値（80.0%）を上回る実績となった。</p> <p>民間金融機関による住宅ローンの証券化のインセンティブ低下等を背景に、平成 26 年 3 月以降新規受付が停止されていた保証型については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、民間金融機関等の市場関係者との対話を通じ、顧客属性に応じた保険料率の設定により、競争力のある低利の長期・固定金利の住宅ローン商品の提供を希望する金融機関や、ローン残高の確保を希望する投資家に対応した新たなスキームを構築し、2 機関が取扱いを再開した。その結果、平成 28 年度における付保申請件数は 5,428 件となり、前年度に比べ大幅に増加した（24 年度：482 件、25 年度：630 件、26 年度：0 件、27 年度：0 件、28 年度：5,428 件）。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p>
------------------	----------------------------------	--	--	---	---	---

	<p>ウ 証券化支援業務の対象となる住宅ローンの融資に際し、金融機関において職業、性別、地域等による借入申込者の画一的な選別が行われないよう、金融機関との協議等を通じ、</p>	<p>ウ 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり協定書を締結するとともに、金</p>	<p>ウ 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり、協定書を締結するとともに、金</p>	<p>を行うよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 10 月から制度を開始したフラット 35 リノベに関して、制度の利用促進及び普及を図るため、以下の取組を実施した。(フラット 35 リノベは、中古住宅の取得に際し、政策的意義の高い住宅性能を高めるリフォームを行うものを対象としていることから、住宅事業者等における技術的な基準への理解が必要不可欠であるため、その解決に資する取組を実施)</li> </ul> <p>&lt;具体的な取組事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フラット 35 リノベ技術サポートダイヤルを設置 (平成 28 年 7 月) し、中古住宅事業者やリフォーム事業者等からのフラット 35 リノベに関する技術基準や物件検査手続等の相談に対応 (平成 28 年度末時点 相談件数 282 件)</li> <li>メールサポートによる相談を実施 (累計 20 事業者)</li> <li>買取再販事業者等に対する個別物件の省エネルギーリフォーム計画を提案</li> </ul> <p>【個別物件への対応例：西宮市の一棟丸ごとリノベーション物件】</p> <p>買取再販事業者が一棟丸ごと取得したマンションのリノベーションを行うにあたり、機構が新築時の設計図書に基づき、住宅タイプ別に断熱性能や一次エネルギー消費量を計算し、フラット 35 リノベの技術基準に適合するための断熱施工や省エネ設備等を提案した。</p> <p>→ 全 48 戸中 12 件の申込 (29 年 3 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フラット 35 リノベの周知のため、国交省主催の「住宅ストック循環支援事業」説明会 (全国 9 箇所。約 1 万人参加) において制度説明機会を設け、説明を実施した。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度において証券化支援業務に新規参入した 1 金融機関に対し、事業開始前に融資審査に係る研修等を行い、円滑な事業開始を支援した。</li> <li>金融機関の融資審査に係る実地調査を 40 機関について実施し、事務処理マニュアル等で規定した審査内容への対応が不十分と認められた 20 機関については書面による是正要請を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フラット 35 リノベ技術サポートダイヤルを設置し、中古住宅事業者やリフォーム事業者等からのフラット 35 リノベに関する技術基準や物件検査手続等の相談に対応 (平成 28 年度末時点 相談件数 282 件)</li> <li>メールサポートによる相談を実施 (累計 20 事業者)</li> <li>買取再販事業者等に対する個別物件の省エネルギー計画を提案</li> <li>新規参入金融機関への支援を実施した。</li> <li>金融機関による適切な融資審査の実施を要請した。</li> <li>事前審査システムの利用の促進を行い、利用機関は 114 機関、利用件数は 231,021 件となった。(平成 27 年度利用件数:182.894 件)</li> <li>顧客属性に応じた保険料率を設定することで競争力のある低利の長期・固定金利住宅ローン商品を提供したいとする金融機関のニーズとローン残高を確保したい投資家のニーズに対応するとともに、ローン残高を確保したい投資家に対応したスキームを新たに実現させ、2 機関が保証型の取扱いを再開した。2 機関での付保申請件数は、5,428 件となるなど大幅に申請件数が増加した。</li> </ul> <p>日本住宅ローン:平成 28 年 5 月～ (28 年度付保申請件数: 4,731 件)、アルビ:平成 28 年 10 月～ (28 年度付保申請件数: 697 件)</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リノベーションに関する技術的な提案から、フラット 35 リノベの利用を発掘するようなことが行われるようになっており、住宅ストックの充実に資する取組として高く評価できる。</li> <li>フラット 35 の供給の安定性が確保されたばかりではなく、そのファミリー商品の供給についての地道な取組が住宅の質の向上 (フラット 35 S) 及び既存住宅の流通促進 (フラット 35 リノベ) に寄与した。また、顧客属性に応じたオーダーメイド的な商品を提供するなど様々な工夫が功を奏し、保証型の申請件数も大幅に増加した。さらに、借換案件が急増し (日銀のマイナス金利政策による影響)、申請案件が増加したが、その標準処理期間内処理率は昨年度に比べて更に向上した。以上のことから、目標を上回る成果が得られたと認められる。</li> <li>適切かつ効率的な融資審査業務を評価する。</li> <li>平成 26・27 年度に利用実績が全くなかった保証型について、商品性の改善や商品訴求の工夫が実り、約 5,500 件の利用実績があったことは特筆すべきである。</li> </ul>
--	--	---	--	--	---	---



<p>適切な融資審査の推進に努めること。</p>	<p>融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。</p>	<p>融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p>		<p>さらに、実地調査において対応が不十分と認められた内容については、平成 29 年 2 月に開催した金融機関説明会において説明し、金融機関に対し適切な融資審査の実施を要請した。</p>		
<p>エ 証券化支援業務の手続の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図ること。</p>	<p>エ 電子申請による事前審査の実施など、証券化支援業務の手続の電子化等を推進することにより、消費者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。</p>	<p>エ 消費者がフラット 35 の可否の見込みをできるだけ早期に知ることができるように、事前審査システムの利用金融機関の増加及び事前審査システムに係る金融機関の利便性の向上を図ることにより、事前審査システムの活用を推進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前審査システムについて、新たに 16 機関が利用を開始し、平成 28 年度末時点で利用機関は 114 機関、平成 28 年度利用件数は 231,021 件となった。(平成 27 年度利用件数: 182,894 件) (対前年度比: 126.3%)</li> <li>・平成 25 年 9 月から、事前審査の追加審査(事前審査システムでは融資可否の見込みの明確な回答ができない一部の案件について機構職員が追加審査を実施する仕組み)を開始して、事前審査システムの利便性向上を図っており、追加審査の利用機関は 38 機関、利用件数は 1,666 件となった。</li> <li>・事前審査システムの活用を促進するため、金融機関への対応を迅速に行えるよう、平成 28 年 5 月に支店営業担当者向け研修(システム概要及びオペレーション)を実施した。</li> <li>・東北支店管内の地方銀行の要望を受け、事前審査システムの研修を、同支店と連携して行った。</li> </ul>		
<p>オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該申請に係る審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の 8 割以上を処理すること。</p>	<p>オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を 3 日とし、その期間内に案件の 8 割以上を処理する。</p>	<p>オ 機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を 3 日とし、その期間内に案件の 8 割以上を処理する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日銀のマイナス金利政策の導入等により住宅ローン金利が低下したことなどに伴い、申請件数が増加(前年度比 106.1%)したところであるが、進捗管理の徹底、審査手続事例の共有化や借入申込書の記入方法等に係る金融機関研修等の実施(58 回)、審査部門における審査体制の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した案件の割合は 91.6% (平成 27 年度: 90.9%) となり、9 割超の水準を維持した。</li> </ul>		

<p>カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応すること。</p>	<p>カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応する。</p>	<p>カ 特定債務保証に係る証券化支援業務（保証型）については、民間金融機関等の市場関係者のニーズを把握するよう努めるとともに、ニーズが顕在化した場合には適宜適切に対応する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「MBS 発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行い、ニーズを迅速に把握する。」とされており、民間金融機関等の市場関係者との対話を通じて、保証型に関する商品性の見直しを検討した。その上で、顧客属性に応じた保険料率を設定することで競争力のある低利の長期・固定金利住宅ローン商品を提供したいとする金融機関のニーズに対応するとともに、アレンジャーと協働して信託受益権を ABL に転換する仕組みを構築することにより、ローン残高を確保したい投資家に対応したスキームを新たに実現させた。</li> <li>・当該スキームの下で事務処理体制を構築し、平成 28 年 5 月から日本住宅ローンが取扱いを再開し、同年 7 月以降毎月証券化、28 年 10 月からアルヒが取扱いを再開し、同年 12 月から毎月証券化を実施している。</li> <li>・申請件数実績 日本住宅ローン：平成 28 年 5 月～（28 年度付保申請件数：4,731 件）、アルヒ：平成 28 年 10 月～（28 年度付保申請件数：697 件） 2 機関での付保申請件数：合計 5,428 件</li> <li>※ 平成 28 年度の 1 月当たりの平均申請件数（493.5 件）は、2 機関が当初保証型の取扱いを開始した平成 19 年度の 1 月当たりの平均申請件数（337.6 件）の 146.1%となった。</li> <li>・日本住宅ローンの融資率 9 割超の区分において、新たに総返済負担率 25%以下に絞った商品を導入した。（平成 29 年 4 月から開始）</li> </ul>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	自主的な取組としての商品の見直し		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
									予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
									決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
									経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
									経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
									行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
									従事人員数	417	420	431	466	477

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
機構の主要業務である証券化支援業務については、繰越欠損金が発生している状況にあることから、引き続き、業務改善に努める必要がある。その際、証券化支援業務の対象となる住宅ローンの金利構成要素のうち、機構の経費相当額の金利部分については、業務に係る経費率が低下している	一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の経費相当額の金利の引下げを含めた商品の見直し等を実施する。	一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の経費相当額の金利の引下げを含めた商品の見直し等を具体的に進める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定	<主要な業務実績> ・お客さま、住宅関連事業者及び金融機関のフラット35の商品性等の改善要望を収集するとともに、商品性等の改善について検討を行い、以下の事項を実施した。 ▶既存住宅ストックの質の向上と流通促進を図るため、モデル事業として、中古住宅の売買に際してリフォームにより省エネルギー性能等について一定以上の性能向上等を行う場合、フラット35の金利を一定期間引き下げる制度（フラット35リノベ）の取扱いを開	<評価と根拠> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 お客さま、住宅関連事業者及び金融機関のフラット35の商品性等の改善要望を収集するとともに、商品性等の改善について検討を行い、以下の事項を実施した。 ・既存住宅ストックの質の向上	評価 A <評価に至った理由> 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、広くフラット35の商品性等の改善要望を収集し、自主的な取組としての商品の見直しを実施した。特に、既存住宅市場の活性化や地方創生の推進等の政府方針に資する商品の見直しを以下のとお	

<p>にもかかわらず、機構発足後変更が行われていないことから、証券化支援業務の経営状況を勘案しつつ、機構の自主的な取組として、優良な住宅ストックの形成に資するよう、機構の経費相当額の金利の引下げの検討を含め商品の見直し等を行うこと。</p>			<p>金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、商品の見直し等を実施しているか。</p>	<p>始した（平成 28 年 10 月から実施）。当制度は、国費によらず、自助努力により対応している。</p> <p>▶ 「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」における地方創生等の推進に向け、「フラット 3 5 子育て支援型」・「フラット 3 5 地域活性化型」*の制度の創設を決定した（平成 29 年 4 月から実施）。なお、「フラット 3 5 地域活性化型」については、国費によらず、自助努力により対応している。</p> <p>※「フラット 3 5 子育て支援型」・「フラット 3 5 地域活性化型」とは、「子育て支援」、「UIJ ターン」又は「コンパクトシティ形成」に係る施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、フラット 3 5 の借入金利を一定期間引き下げる制度をいう。</p> <p>▶ 現下の低金利環境を活かして、長期優良住宅の供給・流通の促進を図るため、フラット 3 5 において、長期優良住宅を対象として「アシューマブルローン」*の導入を決定した。（平成 29 年 4 月から実施）</p> <p>※アシューマブルローンとは、借入れの対象となる住宅を売却する際に、当初の借入金利のまま住宅ローンを住宅購入者へ引き継ぐこと（債務承継）ができる住宅ローンであり、金利上昇局面においては、住宅購入者は新規の借入れよりも低い金利のままの住宅ローンを利用することができる。</p> <p>▶ 一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するための商品見直しとして、証券化支援業務の経営状況を勘案の上、機構の経費相当額の金利の引下げを拡充した。（平成 29 年 1 月買取分から実施）</p> <p>▶ 借入申込時に産休・育休期間中であつたお客さまについて、申込当初から資金実行日までに復職ができない場合においても、お客さまの個別の事情を確認した上で、復職前の資金</p>	<p>と流通促進を図るため、モデル事業として、中古住宅の売買に際してリフォームにより省エネルギー性能等について一定以上の性能向上等を行う場合、フラット 3 5 の金利を一定期間引き下げる制度（フラット 3 5 リノベ）の取扱いを開始した（平成 28 年 10 月から実施）。当制度は、国費によらず、自助努力により対応している。</p> <p>・「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」における地方創生等の推進に向け、「フラット 3 5 子育て支援型」・「フラット 3 5 地域活性化型」の制度の創設を決定した（平成 29 年 4 月から実施）。なお、「フラット 3 5 地域活性化型」については、国費によらず、自助努力により対応している。</p> <p>・現下の低金利環境を活かして、長期優良住宅の供給・流通の促進を図るため、フラット 3 5 において、長期優良住宅を対象として「アシューマブルローン」の導入を決定した。（平成 29 年 4 月から実施）</p> <p>・一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため及び優良な住宅ストックの形成に資するための商品見直しとして、証券化支援業務の経営状況を勘案の上、機構の経費相当額の金利の引下げを実施した。（平成 29 年 1 月買取分から実施）</p> <p>・高齢のお客さまの住宅維持、生活維持を支援するため、リバ</p>	<p>り実施しており、評価できる。</p> <p>①既存住宅の売買に際してリフォーム等の一定の性能向上を行う場合に、機構の自助努力によりフラット 3 5 の金利の引下げを行う「フラット 3 5 リノベ」の取扱開始（平成 28 年 10 月）</p> <p>②子育て支援、UIJ ターン又はコンパクトシティ形成に係る施策を実施している地方公共団体と連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせてフラット 3 5 の金利引下げを行う「フラット 3 5 子育て支援型」・「フラット 3 5 地域活性化型」の制度創設の決定（平成 29 年 4 月から実施）</p> <p>③現下の低金利環境を活かして長期優良住宅の供給促進を図るため、フラット 3 5 における長期優良住宅を対象とした「アシューマブルローン」の導入決定（平成 29 年 4 月から実施）</p> <p>また、返済中の顧客を対象に、シルバー返済特例の創設（平成 29 年 4 月から実施）、返済特例の適用要件の拡充等の商品の見直しを実施した。</p> <p>さらに、一般の金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援及び優良な住宅ストックの形成に資するよう、自主的な取組として、機構の経費相当額の金利の引下げを平成 29 年 1 月の買取分から実施した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p>
--	--	--	--	---	--	---

				<p>実行を可能とする取扱いを実施した。(平成29年4月から実施)</p> <p>▶高齢のお客さまの住宅維持、生活維持を支援するため、リバースモーゲージ型(ノンリコース)の返済方法変更「シルバー返済特例」を創設した。</p> <p>当制度は、受託金融機関への業務負荷軽減や、高齢者への丁寧な対応を行うことを念頭に、カウンセリングは機構職員自らが行うスキームとした。(平成29年4月から実施)</p> <p>▶返済方法変更の主軸である返済特例(返済期間の延長、元金据置き、金利引下げ)について、従来は経済事情の著しい変動等による返済困難事由に限定していたが、今後の高齢化を見据えてこの取扱いを見直し、病気等による返済困難事由も対象とする拡充を行った。(平成29年4月から実施)</p>	<p>ースモーゲージ型(ノンリコース)の返済方法変更「シルバー返済特例」を創設し、カウンセリングは機構職員自らが行うスキームとした。(平成29年4月から実施)</p> <p>・返済特例(返済期間の延長、元金据置き、金利引下げ)について、従来は経済事情の著しい変動等による返済困難事由に限定していたが、病気等による返済困難事由も対象とする拡充を行った。</p>	<p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラット35の商品バリエーションを増やしたこと及び経費相当額の金利引下げの実施を評価する。</li> <li>・フラット35リノベの実施にみられるように、新しい課題に対応した商品の見直しが行われている。また、自助努力による金利引下げが行われている。</li> <li>・利用者等のニーズを聞きながら、実効性のある自主的な取組がなされた。まず、自助努力等により金利を引下げて、既存住宅ストックの質の向上と流通促進、子育て支援及び地域活性化といった政策を支援する制度が創設された。また、商品見直しの一環として、機構の経費相当額の金利引下げが実施された。さらに、長期優良住宅の供給・流通の促進のために、利用者が物件を売却する際に債務承継ができるローン(アシューマブルローン)が導入された。これらの商品の見直しは目標を上回る成果を得ているといえる。</li> <li>・機構の自助努力による金利引下げや新たな制度の創設は評価できる。</li> </ul>
--	--	--	--	---	---	---

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	安定的かつ効率的な資金調達		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
								予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
								決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
								経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
								経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
								行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
								従事人員数	417	420	431	466	477

注) 証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど、投資家への情報発信を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえながら、M	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、最も安定的、かつ、効率的に調達するよう努めるとともに、MBS市場に参入する投資家の範囲を拡大するため、MBSの発行方針及び発行計画、MBSの担保となる住宅ローン債権に係る償還履歴情報等の情報を積極的に開示するなど、ホームページ等の多様な手段により投資家	ア 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を最も安定的、かつ、効率的に調達するよう、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」（以下「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」という。）を踏まえ、投資家に対する丁寧な広報活動を実施すること及び投資家の需要を十分に	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 住宅ローン債権の買取りに必要な資金を、安定的かつ効率的に調達するよう努め	<主要な業務実績> ・日銀のマイナス金利付き量的・質的金融緩和による低金利環境を背景に、フラット35への借換需要が高水準で推移したことに伴う旺盛な資金需要に応えるべく、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定等を通じて、丁寧かつ柔軟な起債運営を実施した。 ・投資家の認知度及び商品性への理解度向上等の観点から、戦略的なIR、投資家説明会やセミナー等を活用した丁寧な情報発信に努めた。  (安定的かつ効率的な資金調達に資するIRの	<評価と根拠> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・以下の取組を通じて安定的かつ効率的な資金調達を実現した。 ➤ 日銀のマイナス金利付き量的・質的金融緩和による低金利環境を背景に、フラット35への借換需要が高水準で推移したことに伴う旺盛な資金需要に応えるべく、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定等を	評価	A  <評価に至った理由> 日銀のマイナス金利付き量的・質的金融緩和による低金利環境を背景に急増したフラット35への借換（前年度対比3.4倍）に伴う巨額の資金需要に応えるため、積極的なIR活動等を通じ、公庫時代を含めて過去最大となる年度累計2兆5,280億円（前年度対比+6,527億円）のMBS（資産担保証券）の大型発行を安定的かつ効率的に実現した点は評価できる。  過去にない低金利環境下におい

<p>BSの発行の多様化に努めること。</p> <p>その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMB Sの発行の枠組みのあり方を検討すること。</p>	<p>への情報発信・広報活動を行い、併せて市場関係者等のニーズを踏まえながら、MB Sの発行の多様化に努める。</p> <p>その際、倒産隔離の取扱いの観点も含め、財政負担の総合的な縮減を図る見地から、引き続きMB Sの発行の枠組みのあり方を検討する。</p>	<p>把握した上でMB S発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行うことにより、効率的かつ安定的な資金調達に努める。これらの取組を通じて、MB S市場において、投資判断等のベンチマークとしての役割を果たす。</p> <p>また、MB S市場に参入する投資家の範囲を維持・拡大するため、ホームページ及び情報ベンダーを通じ、MB Sの裏付けとなる住宅ローン債権に関する融資種別等の属性分析の更新情報等を定期的に提供するなど、投資家のニーズを踏まえた情報の充実を図る。加えて、投資家の認知度及び理解度の向上を図るために、投資家を個別に訪問し、丁寧な広報活動を重ねるとともに、更なる情報の充実を検討する。</p> <p>あわせて、市場環境や市場関係者からの意見・ニーズを踏まえながら、MB Sの発行の多様化について検討を行う。</p>	<p>ているか。</p>	<p>実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資家への個別訪問 (延べ 469 件 (国内: 463 件、海外: 6 件)、前年度比 168%) &lt;平成 27 年度実績 (延べ 280 件 (国内: 278 件、海外: 2 件)) &gt;</li> <li>生保、都銀、地銀、信金、信組、信連、地方公共団体、学校法人、共済組合、海外投資家等の幅広いセクターに対し、重層的に積極的なIRを実施した。</li> <li>市場環境が不安定な状況にあったものの、中央・地方問わず多くの新規・休眠先を含む最大で 100 社 (MB S 1 起債当たり) を超える投資家を獲得した。&lt;平成 27 年度は最大の月で 90 社程度&gt;</li> </ul> <p>(MB S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通じて大型発行 (月平均 2,106 億円、いかなる環境においても毎月発行) が継続する中、投資家需要を喚起することで年度累計では、公庫・機構時代を通じて過去最大となる 2 兆 5,280 億円 (前年度比+6,527 億円) を安定して調達した。また、SB 3,400 億円と合わせると平成 28 年度は 3 兆円弱もの大規模調達をマーケットから実現した (財投機関債市場における機構MB S・SBのシェアは約 7 割)。</li> <li>MB Sのスペードは、水準に拘る大手投資家の動向を的確に捉えながら、年度を通じて適正なスペードを確保した。また、マイナス金利付き量的・質的金融緩和に伴う国債金利の低下と相まって、平成 28 年 7 月に条件決定したMB Sは、過去最低クーポン (0.19%) で最長 35 年間にわたり調達することができた。</li> <li>市場関係者からの意見・ニーズを踏まえ、平成 28 年 4 月に、MB S発行の配分の多様化や、フラット 35 に積極的に取り組んでいる金融機関に対し、MB Sへの安定的な投資をサポートすること等を目的として、MB S配分プログラムの制度を開始した。その後、制度への参加が見込まれる金融機関を訪問し、丁寧な制度説明を実施したことにより、新たに 4</li> </ul>	<p>通じて、丁寧かつ柔軟な起債運営を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資家の認知度及び商品性への理解度向上等の観点から、戦略的なIR、投資家説明会やセミナー等を活用した丁寧な情報発信に努めた。平成 28 年度は、生保、都銀、地銀、信金、信組、信連、地方公共団体、学校法人、共済組合、海外投資家等の幅広いセクターに対し、重層的に積極的なIRを実施。年間延べ 469 件 (国内: 463 社、海外: 6 社、前年度比 168%) の投資家を個別訪問した。</li> <li>年度を通じて大型発行 (月平均 2,106 億円、いかなる環境においても毎月発行) が継続する中、投資家需要を喚起することで年度累計では、公庫・機構時代を通じて過去最大となる 2 兆 5,280 億円 (前年度比+6,527 億円) を安定して調達した。SB 3,400 億円と合わせると平成 28 年度は 3 兆円弱もの大規模調達をマーケットから実現した (財投機関債市場における機構MB S・SBのシェアは約 7 割)。</li> <li>マイナス金利付き量的・質的金融緩和に伴う国債金利の低下と相まって、平成 28 年 7 月に条件決定したMB Sは、過去最低クーポン (0.19%) で最長 35 年間にわたり調達することができた。</li> <li>市場環境が不安定な状況にあったものの、中央・地方問わず多くの新規・休眠先を含む最大で 100 社 (MB S 1 起債当たり) を超える投資家を獲得した。</li> </ul>	<p>て、一定水準以上のクーポンを求める大手機関投資家等の投資意欲の減退が生じたため、従来の投資家のほか、中央・地方の幅広いセクターの投資家 (新規先・休眠先を含む) への個別訪問 (27 年度: 国内 278 件、海外 2 件、28 年度: 国内 463 件、海外 6 件) 等の積極的なIR活動を行い、機構MB Sに対する投資家の認知度及び理解度の向上に努めた。また、フラット 35 取扱実績に応じたMB S配分プログラムの制度 (平成 28 年 4 月から実施) やMB Sを裏付けとした個人向けの投資信託の組成の提案等の投資家層拡大のための新たな取組も行った。その結果、1 起債当たりの投資家数は最大の月で 100 社超 (新規先・休眠先を含む) (27 年度: 90 社程度) を確保し、地方投資家層を中心に投資家の範囲を拡大した。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) で示されたMB Sの発行額の平準化の取組を必要に応じて継続的に実施することにより、MB Sのベンチマーク性の向上に努めた。</p> <p>これらの取組により、スペードの月々の変動幅は年度を通じて 0~2 bp の間で推移し、平成 28 年 7 月条件決定分のMB Sにおいて過去最低のクーポン水準 (0.19%) を実現するとともに、MB S発行に要する引受手数料率についても、証券化市場における最低水準を維持したことから、安定的かつ効率的に多額の資金調達を実施した。</p> <p>さらに、SB (一般担保証券) については、起債スケジュールや</p>
--	--	---	--------------	---	--	--

				<p>機関が参加し、参加金融機関は地方銀行を中心に合計 15 機関となった。また、配分実績の年間累計額は、合計 764 億円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正なスプレッド水準を確保すべく、投資家の需要規模や発行額の見通しを適切に捉え、投資家需要に応じて MBS 発行額を調整する平準化の取組を実施した。</li> <li>投資家層拡大の観点から、大手証券会社に対して MBS を裏付けとした個人向けの投資信託の組成等を提案し、商品化されるに至った。</li> <li>上述の積極的な IR の実施、それに伴う投資家数の拡大、MBS 配分プログラムの着実な実施及び発行額の平準化の実施により、2,000 億円前後の大型発行が継続する中でも、スプレッドの毎月の変動幅は年度を通じて 0～2 bp の間で推移するなど、スプレッドは 30～40bp 台で安定的に推移した。また、機構 MBS は、MBS 市場において投資判断等のベンチマークとしての役割を果たしている。</li> </ul> <p>(SB)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金利見通しが難しい状況下において、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、市場環境や償還年限に応じて仕上がりクーポン（絶対値）を基準としたマーケティング方法を採用するなど、柔軟な起債運営を実施することにより、年度累計で 3,400 億円の大規模発行を行った。</li> <li>多様な年限（5 年、10 年、20 年、30 年）の SB 発行による資金調達を実施した。</li> <li>発行水準についても、大規模な発行額であったにも関わらず、他の財投機関債等と年度を通じて同水準を堅持した。</li> </ul> <p>(財投機関債市場における MBS・SB のシェア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度の財投機関債市場における機構 MBS・SB のシェアは 71.1% となり、平成 27 年度比で +8.8% と大幅に増加した。（再掲）</li> </ul> <p>(情報発信関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外投資家向けの情報発信の拡充として、機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SB については、金利見通しが難しい状況下において、市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、市場環境や償還年限に応じて仕上がりクーポン（絶対値）を基準としたマーケティング方法を採用するなど、柔軟な起債運営を実施することにより、年度累計で 3,400 億円の大規模発行を行った。</li> <li>市場関係者からの意見・ニーズを踏まえ、平成 28 年 4 月に、MBS 発行の配分の多様化や、フラット 35 に積極的に取り組んでいる金融機関に対し、MBS への安定的な投資をサポートすること等を目的として、MBS 配分プログラムの制度を開始した。その後、制度への参加が見込まれる金融機関を訪問し、丁寧な制度説明を実施したことにより、新たに 4 機関が参加し、参加金融機関は合計 15 機関となった。また、配分実績の年間累計額は、合計 764 億円となった。</li> </ul> <p>投資家層拡大の観点から、大手証券会社に対して MBS を裏付けとした個人向けの投資信託の組成等を提案し、商品化されるに至った。</p>	<p>マーケティング手法の工夫を行うなど、投資家のニーズに対応した柔軟な起債運営を行うことで年度累計 3,400 億円の大規模発行を実現した。また、シンジケートローンについては、引き続き活用し（26 年度：100 億円、27 年度：460 億円、28 年度：695 億円）、資金調達の多様化に努めることで、巨額の資金需要に対応した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日銀のマイナス金利政策による低金利環境下において最低クーポン水準かつ大型発行を可能としたことは評価に値する。</li> <li>安定的な MBS の発行と、積極的な投資家への働き掛けにより、低い金利での MBS の発行を可能にしている。</li> <li>昨今の超低利環境におけるフラット 35 への旺盛な借換需要に応じた資金調達ができたことは評価できる。</li> <li>投資家の需要に応じて発行額を平準化し、国債の入札日を避ける工夫及び十分な頻度かつ丁寧な情報発信を通じて、MBS につ</li> </ul>
--	--	--	--	--	---	---



	<p>イ MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持すること。</p>	<p>イ MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。</p>	<p>イ MBS発行に要する引受手数料率は、MBS発行の安定性及び効率的資金調達に配慮しつつ、証券市場における最低水準を維持する。</p>		<p>構ホームページの英語サイトにおいて、情報ベンダーであるトムソンロイターの端末を利用した機構MBSに関する情報の検索方法を新たに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MBS発行に要する引受手数料率について、証券市場における最低水準を維持した。</li> <li>・多くの他の債券において引受手数料率が引き下げられた場合、速やかにMBSの引受手数料の引下げが実施できるよう、市場関係者に対するヒアリング及びベンダー情報の定期的なモニタリングを行った。</li> </ul>		<p>いては過去最大となる大規模調達となされたが、国債とのスプレッドはほぼ一定で推移した。こうした安定的かつ効率的な資金調達は、機構MBSの市場における投資判断のベンチマークの役割を果たしていることなどが背景となっているが、日銀のマイナス金利や海外の政治的リスク等の影響の下で市場環境は不安定であったため、その点で地道だが適切かつ臨機応変な対応がなされたといえる。一方、MBSを裏付けとした新たな取組(CMO)もなされた。</p>
--	---	---	---	--	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	経費率		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経費率 (計画値)	中期目標 期間の平均 0.20% 以下	—	—	—	—	—	中期目標 期間の平均 0.20% 以下	予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
経費率 (実績値) ※単年度	—	0.23%	0.18%	0.14%	0.14%	0.15%	0.16%	決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
経費率 (実績値) ※中期目標 期間平均	—	—	—	—	—	—	0.15%	経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
達成度	—	—	—	—	—	—	125%	経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
								行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
								従事人員数	417	420	431	466	477

注) 経費率（実績値）の上段は単年度実績値、下段は中期目標期間の平均値を記載

注) 証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について	証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について	証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目	<主な定量的指標> 経費率  <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ・平成28年度の証券化支援業務に係る経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したものの、買取債権等残高が増加したことにより0.16%となった。 ・なお、中期目標期間の平均は、0.15%となった。	<評価と根拠> 評価：B 理由：左記を踏まえ、B評価とした。	評価 B <評価に至った理由> 平成24年度から平成28年度までの証券化支援業務に係る毎年度の経費率の平均は0.15%であり、中期計画に掲げている目標値（0.20%）の範囲内に抑制した。	

<p>て、中期目標期間の平均が 0.20%以下とするように努めること。</p>	<p>について、中期目標期間の平均が 0.20%以下とするように努める。</p>	<p>標期間の平均を 0.20%以下とすることを目指して取り組む。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; 証券化支援業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均が 0.20%以下とするよう努めているか。</p>			<p>したがって、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p>
---	--	---------------------------------------	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	調査研究		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
								予算額（百万円）	3,468,300	3,606,451	3,623,454	4,543,883	6,679,283
								決算額（百万円）	3,331,440	3,280,759	3,101,536	3,722,055	5,552,185
								経常費用（百万円）	215,691	204,995	200,867	207,234	203,695
								経常利益（百万円）	26,774	56,898	72,407	68,351	63,036
								行政サービス実施コスト（百万円）	37,725	18,782	△ 4,087	8,291	10,036
								従事人員数	417	420	431	466	477

注) 証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅・金融市場に関する調査研究を推進すること。	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅ローン利用者の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行う。	証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者、民間住宅ローン利用者及び民間金融機関等への調査を行い、業務運営の基礎資料を得るとともに、住宅・金融市場に関するデータを収集・分析する。 また、米国・アジアを中心とした政府系金融機関等との連携を深めつ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図	<主要な業務実績> ・フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等を対象とした調査を実施し、結果をホームページ等で公表することにより証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、分析等を行い、広報誌、学会誌、専門誌、不動産サイト等での様々な機会を利用して、調査分析結果を発表した。 ・住宅着工、金融・経済、海外の経済及び住宅市場動向等に関するデータを、毎週支店等に提供し、支店の営業推進等に貢献した。 ・著名な大学の大学院において、一学期分の講義（「住宅とファイナンス」）を受け持ち、国内外の住宅及び住宅金融市場について、幅広いテーマで	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等を対象とした調査を実施し、証券化支援業務の円滑な実施に貢献するとともに、分析等を行い、広報誌、学会誌等の様々な機会を利用して、調査分析結果を発表した。 ・東日本大震災から5年の復興状況についてまとめて冊子を	評価 B <評価に至った理由> 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者、民間住宅ローン利用者及び民間金融機関を対象とした調査を実施し、調査結果の機構ホームページ上での公表や、専門書や論文等の執筆を積極的に行うなど、住宅金融に関するデータの幅広い情報発信を実施した。 また、以下の取組を通じ、海外の政府関係機関等との関係強化に取	

			<p>つ、国内外の住宅金融等に関する情報交換を行う。</p>	<p>るため、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行っているか。</p>	<p>講義を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林野庁主催の会議（「木材需給会議」）に委員として参加し、住宅着工の動向等について説明した他、機構外部主催のセミナー等で、住宅市場等について説明を行った。</li> <li>・東日本大震災から5年の復興状況についてまとめて冊子を作成し、有識者等に情報提供を行った。</li> <li>・アメリカ連邦住宅都市開発省(HUD)から提案を受けた「高齢者住宅に関する日米共同プロジェクト」に日本の他機関と共に参加し、日本において高齢化が住宅金融市場と経済状況に及ぼす影響に関するプレゼンテーションを行い、重要な役割を果たした。</li> <li>・ HUD の政策開発研究室 (Office of Policy Development and Research) が年に3回発行している機関誌「Cityscape」に、論文「The Reverse Mortgage Market in Japan and Its Challenges」を寄稿し、リバース・モーゲージ特集号 (Volume 19, Number 1, 2017) に当該論文が掲載され、知的貢献を行った。</li> <li>・ 海外の政府関係機関等に対して、次のとおり対応した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○米国ジニーメイ（政府抵当金庫） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ジニーメイとの第2回住宅金融円卓会議を10月17日に東京で開催した。同会議には国土交通大臣政務官をはじめ約100名の参加があり、ジニーメイ幹部のほか研究機関、金融機関等から日米住宅金融市場動向等について発表が行われ、参加者からは非常に有益であったとの評価を得た。</li> <li>➢翌日にはトーザ総裁による職員向け講演会を開催し、機構との関わりや米国の住宅金融市場について発表いただいた。</li> </ul> </li> <li>○ミャンマーCHDB（建設住宅開発銀行） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢9月に国土交通省住宅局、ミャンマー連邦共和国建設省都市・住宅開発局及びミャンマーCHDBとの四者間で、住宅金融に関する協力意図表明文書（Letter of Intent : LOI）を締結した。</li> <li>➢1月の政府の訪緬にあたり、随行した。</li> <li>➢JICAが行うミャンマーへの住宅金融支援</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>作成し、有識者等に情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ連邦住宅都市開発省 (HUD)から提案を受けた「高齢者住宅に関する日米共同プロジェクト」に日本の他機関と共に参加し、日本において高齢化が住宅金融市場と経済状況に及ぼす影響に関するプレゼンテーションを実施した。</li> <li>・ 海外の政府関係機関等に対して、次のとおり対応した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ジニーメイとの第2回住宅金融円卓会議を10月17日に東京で開催した。同会議には国土交通大臣政務官をはじめ約100名の参加があり、ジニーメイ幹部のほか研究機関、金融機関等から日米住宅金融市場動向等について発表した。</li> <li>➢ 国土交通省住宅局、ミャンマー連邦共和国建設省都市・住宅開発局及びミャンマーCHDBとの四者間で、住宅金融に関する協力意図表明文書（Letter of Intent : LOI）を締結した。ミャンマーCHDB及びミャンマー建設省からの研修生6名を受け入れ、11月には実務研修と情報交換を実施し、3月には研修生5名を受け入れ、実務研修（上級編）を実施した。</li> <li>➢ JICAの課題別研修（住宅・住環境の改善と防災）で開発途上国の政府職員等向けに、また国別研修でミャンマー建設省職員、カンボジア国土整備・都市化・</li> </ul> </li> </ul>	<p>り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①米国ジニーメイ（政府抵当金庫）との第2回住宅金融円卓会議の開催（国土交通大臣政務官をはじめ約100名が出席）</li> <li>②ミャンマー連邦共和国建設省都市・住宅開発局、ミャンマーCHDB（建設住宅開発銀行）、国土交通省住宅局及び機構の四者間での住宅金融に関する協力意図表明文書（Letter of Intent : LOI）の締結等</li> </ul> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p>
--	--	--	--------------------------------	--	---	--	--

				<p>プロジェクトのサポートとして 11 月～12 月及び 3 月のミャンマー出張に同行し、関係政府機関等との意見交換やセミナー等を通じて、支援内容の詳細の交渉や住宅金融制度の理解促進に関し、重要な役割を果たしている。</p> <p>▶国土交通省の招請により来日したミャンマー CHDB 及びミャンマー建設省からの研修生 6 名を受け入れ、11 月 21 日～25 日に実務研修と情報交換を実施した。また 3 月 1 日～6 日には研修生 5 名を受け入れ、実務研修（上級編）を実施し、住宅金融に関する更なる理解深耕に寄与した。研修生はいずれもミャンマー住宅金融スキーム構築の中核メンバーとして活躍し、機構とも連携を継続している。</p> <p>○アセアン・フィックス・インカム・サミット（AFIS）、アジア証券化機関連合（AS MMA）、世界銀行（防災ハブ）等各国際会議において、講演や情報収集を行った。</p> <p>○国土交通省が主催した日尼建設次官級会合、日緬建設次官級会合において、講演や意見交換を行った。</p> <p>○JICA の課題別研修（住宅・住環境の改善と防災）で開発途上国の政府職員等向けに、また国別研修でミャンマー建設省職員、カンボジア国土整備・都市化・建設省職員向けに日本の住宅金融などについて講演を行った。</p> <p>○マレーシア KTMSAB からの来訪に対応し、機構の概要や住宅の質の向上に向けた取組等について説明した。</p> <p>○台湾金融研訓院、台湾中央銀行ほか 22 名の来訪者に対し、機構の概要及びまちづくり融資の仕組み等について説明した。</p> <p>○ブルッキングス研究所（The Brookings Institution Press）が出版し、アジア開発銀行研究所（ADB I）が編纂した“The Housing Challenge in Emerging Asia: Options and Solutions”に寄稿し、国内外の有識者から高い評価を得た。</p>	<p>建設省職員向けに日本の住宅金融などについて講演を行った。</p>	
--	--	--	--	---	-------------------------------------	--

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	住宅融資保険業務		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標準処理期間内の処理（計画値）	25日以内に8割以上	—	80%	80%	80%	80%	80%	予算額（百万円）	37,425	11,334	15,219	14,852	14,727
標準処理期間内の処理（実績値）	—	100.0% (※第一期中期目標における標準処理期間は、30日以内)	94.2%	92.0%	98.8%	100.0%	97.5%	決算額（百万円）	45,797	10,772	11,996	14,020	17,585
達成率	—	—	117.8%	115.0%	123.5%	125.0%	121.8%	経常費用（百万円）	4,644	3,971	3,240	3,008	2,468
回収実績率（第1順位）（計画値）	年度ごと50%	—	50%	50%	50%	50%	50%	経常利益（百万円）	3,986	5,182	5,750	6,606	7,317
回収実績率（第1順位）（実績値）	—	—	50.0%	65.3%	58.2%	56.3%	67.8%	行政サービス実施コスト（百万円）	△ 4,108	△ 4,530	△ 4,828	△ 1,332	△ 6,297
達成率	—	—	100.0%	130.6%	116.4%	112.6%	135.6%	従事人員数	44	45	42	43	43
回収実績率（第1順位以外）（計画値）	年度ごと20%	—	20%	20%	20%	20%	20%						



回収実績率 (第1順位 以外) (実績値)	—	—	37.4%	44.8%	45.8%	48.6%	50.0%							
達成率	—	—	187.0%	224.0%	229.0%	243.0%	250.0%							

注) 住宅融資保険勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>① 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえて、次に掲げる業務を実施すること。</p> <p>ア 証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。</p> <p>イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32</p>	<p>① 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえて、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>ア 証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。</p> <p>イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32</p>	<p>① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」（以下「事務・事業の見直しの基本方針」という。）を踏まえて、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>ア 証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等（フラット35及び災害復興住宅融資（東日本大震災分）に係るつなぎ融資・パッケージ融資、リバースモーゲージ型融資、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保）に係る住宅融資保険業務は、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。</p> <p>イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準処理期間内の処理</li> <li>回収実績率（第1順位）</li> <li>回収実績率（第1順位以外）</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>住宅融資保険業務について、中期計画に掲げる業務の実施及び保険金等の支払い等の目標達成に努めているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>足下における民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等に関する住宅融資保険業務を適切に実施した。</li> <li>民間による代替状況を把握するため、第4四半期中に住宅融資保険契約金融機関へのアンケート調査を実施し、引き続き民間金融機関の融資業務を支援する必要があることを確認した。</li> </ul> <p>○リバースモーゲージ型住宅ローンについての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相続人がリバースモーゲージ型住宅ローンを利用する親世帯から相続した債務の範囲を、担保物件</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：A</p> <p>理由：次の実績を踏まえ、A評価とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査により確認した民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等に関する住宅融資保険業務を適切に実施した。</li> <li>リバースモーゲージ型住宅ローンについては、平成28年度に新たに11の金融機関と契約を締結し合計23金融機関となったことに加え、全ての契約金融機関において、高齢者の住替え（郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引っ越す等）の支援等のため、住宅の建設・購入資金を付保対象としている。</li> </ul> <p>なお、平成28年度からは担保評価額に対する掛け目を従来の50%のみから、50%又は60%とするとともに、子世帯の住宅取得のための親世帯への融資（親世帯の住宅を担保）を付保対象に追加した。</p> <p>また、平成29年度予算事項として、相続人がリバースモーゲージ型住宅ローンを利用する親世帯から相続した債務の範囲を、担保物件の処分に</p>	<p>評価 A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>中期計画に掲げる業務の実施については、アンケート調査等により確認した民間による代替状況を踏まえ、証券化支援業務と連動して実施する必要がある事業等に関する住宅融資保険業務を適切に実施した。特に、リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請実績が大幅に増加し、住宅政策上重要なリバースモーゲージの普及促進に貢献したことは評価できる。</p> <p>民間金融機関のリバースモーゲージ型住宅ローンへの付保については、以下のニーズを踏まえた商品改善等を実施したことなどにより、契約金融機関数は合計23機関まで増加（24年度：0機関、25年度：1機関、26年度：4機関、27年度：6機関、28年度：11機関 ※23年度：1機関）し、付保申請件数も大幅に増加した（24年度：1件、25年度：0件、26年度：1件、27年度：2件、28年度：39件）。</p> <p>①担保評価額に対する掛け目を「50%」のみから「50%又は60%」に変更（平成28年4月）</p> <p>②子世帯の住宅取得のための親世帯への融資（親世帯の住宅を担保）を付保対象に追加（平成28年4月）</p> <p>③相続人が親世帯から相続した債</p>	

<p>号) (以下「高齢者住まい法」という。) の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施すること。</p>	<p>号) (以下「高齢者住まい法」という。) の成立を受け、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する。</p>	<p>号) (以下「高齢者住まい法」という。) を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施する。</p>		<p>の処分による回収資金に限定するノンリコース型を付保対象に追加した(平成 29 年度予算事項。平成 29 年 4 月から実施。)。なお、平成 29 年 4 月から 3 金融機関(北洋銀行、肥後銀行及び日本住宅ローン)がノンリコース型の取扱いを開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金融機関について、平成 28 年度は新たに 11 の金融機関(足利銀行、トマト銀行、日本モーゲージサービス、千葉銀行、三井住友銀行、高山信用金庫、豊橋商工信用組合、日本住宅ローン、碧海信用金庫、但馬銀行及び高知銀行)と契約を締結し、合計 23 金融機関とした。</li> <li>また、複数の金融機関で取扱いを検討中であり(うち、肥後銀行は平成 29 年度当初から取扱いを開始)、資料提供、照会対応等金融機関への支援を継続的に実施した。</li> <li>・高齢者の住替え(郊外の住宅から利便性の高い街中の住宅へ引っ越す等)の支援等のため、住宅の建設・購入資金を付保対象としているが、23 の契約金融機関全てにおいて取り扱っている。</li> <li>・また、平成 28 年 4 月から担保評価額に対する掛け目を従来の 50%のみから、50%又は 60%としたことについては 8 金融機関、子世帯の住宅取得のための親世帯への融資(親世帯の住宅を担保)を付保対象に追加したことについては 13 金融機関がそれぞれ対応している。</li> <li>・上記の他、金融機関のニーズを踏まえて、次のとおり 2 度にわたり商品改善を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保険金支払後の回収委託の廃止、法定相続人代表者へのカウンセリングの任意化、増担保の導入、割販法の規定を踏まえた抵当権同順位設定(平成 28 年 11 月から実施)</li> <li>▶ 資金使途の組合せの拡充、やむを得ない理由により融資実行時に抵当権設定ができない場合の取扱い及び連帯保証人の債務引受(平成 29 年 1 月から実施)</li> </ul> </li> <li>・付保申請件数は 39 件(平成 27 年度: 2 件 1,950%)、付保件数は 16 件(平成 27 年度: 2 件 800%)であった。</li> </ul>	<p>よる回収資金に限定するノンリコース型を付保対象に追加した。</p> <p>さらに、上記の他、金融機関のニーズを踏まえて、以下の商品改善を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保険金支払後の回収委託の廃止</li> <li>▶ 法定相続人代表者へのカウンセリングの任意化</li> <li>▶ 増担保の導入</li> <li>▶ 割販法の規定を踏まえた抵当権同順位設定</li> <li>▶ 資金使途の組合せの拡充</li> <li>▶ やむを得ない理由により融資実行時に抵当権設定ができない場合の取扱い</li> <li>▶ 連帯保証人の債務引受</li> </ul> <p>上記対応の結果、平成 28 年度の実績は、付保申請件数が 39 件(平成 27 年度: 2 件 1,950%)、付保件数が 16 件(平成 27 年度: 2 件 800%)となるなど平成 27 年度から大幅に増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度から、中古住宅を買い取り、リフォーム工事を実施した上で販売する買取再販事業者に対する融資を付保対象とし、2 つの金融機関が契約を締結した。</li> <li>平成 28 年度の実績は、付保申請件数が 27 件、付保件数が 12 件であった。</li> <li>・9 割填補型について、「保険金支払審査項目を事前にチェックする仕組み」(「要件確認シート」を活用)を該当する全ての金融機関で実施し、また、保険金請求以後の審査状況等に関するデータベースの活用</li> </ul>	<p>務の範囲を担保物件の処分による回収資金の範囲内に限定する「ノンリコース型」を付保対象に追加(平成 29 年 4 月から実施)</p> <p>また、買取再販事業者向け融資を付保対象に追加(平成 28 年 4 月)し、住宅事業者の資金調達を支援することにより、住宅政策上重要な既存住宅流通の活性化に貢献した(付保申請件数: 27 件)。</p> <p>さらに、保険金等の支払い等の目標については、①標準処理期間内処理率(目標値: 80%、実績値: 97.5%、達成率: 121.8%)及び②保険金支払済債権の回収実績率(【第 1 順位債権】目標値: 50%、実績値: 67.8%、達成率: 135.6%、【第 1 順位以外債権】目標値: 20%、実績値: 50.0%、達成率: 250%)のいずれも中期計画に掲げている目標値を大幅に上回る実績であり、第二期中期目標期間において初めて、全ての定量目標について達成率が 120%を超過した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リバースモーゲージの普及については、現在空き家も高齢者も増加</li> </ul>
---	---	---	--	---	--	---

<p>② 保険金の支払等 ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を引き続き設定すること。</p> <p>イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組むこと。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位以外債権20%を達成するよう努めること。）</p>	<p>② 保険金の支払等 ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を25日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位以外債権20%を達成するよう努める。</p>	<p>② 保険金の支払等 ア 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を25日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>イ 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関からの各債権別の回収状況報告に基づき、借入者の分割弁済等の具体的な交渉を実施させる等の対応方針を策定の上、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値について第1順位債権50%、第1順位</p>		<p>○買取再販事業者に対する住宅融資保険の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月から、中古住宅を買い取りリフォーム工事を実施した上で販売する買取再販事業者に対する融資を付保対象としているが、2金融機関（全宅ファイナンス及び日本モーゲージサービス）が契約を締結した。</li> <li>また、複数の金融機関で取扱いを検討中であり、資料提供、照会対応等金融機関への支援を継続的に実施した。</li> <li>平成28年度の付保申請実績は27件、付保実績は12件であった。</li> </ul> <p>○保険金支払審査</p> <p>次のとおり効率化を実現することにより、368件のうち359件（97.5%）を標準処理期間内に処理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9割填補型について、「保険金支払審査項目を事前にチェックする仕組み」（「要件確認シート」を活用）を該当する全ての金融機関で実施した。</li> <li>保険金支払請求後の審査状況等に関するデータベースにより、進捗管理の徹底を図った。</li> <li>保険金支払請求前に金融機関から事前相談があった場合は、円滑な支払審査を行うため、必要書類、手続等を案内した。</li> </ul> <p>○回収業務</p> <p>次の取組により、平成27年度に支払った保険金の平成28年度末までの回収実績率については、第1順位債権は67.8%、第1順位以外債権は50.0%となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険金支払請求に至っていない長期延滞債権全件について機構も状況把握をする等、機構の関与を深化させた進捗管理を行い、早期に回収方針を策定した。</li> <li>保険金支払後は、お客さまの実情に応じて、任意売却等による物件処分を速やかに実施した。</li> </ul>	<p>等により支払事務の効率化を実現した。これらにより、368件のうち359件を標準処理期間内に処理した。（97.5%）（達成率121.8%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の関与を深化させた進捗管理を行い、早期に回収方針を策定すること等により、保険金支払済債権の回収実績率は第1順位67.8%（達成率135.6%）、第1順位以外50.0%（達成率250%）となった。</li> <li>四半期毎のモニタリング及び債務者属性の分析結果を踏まえ、実績反映型保険料率制度等における平成28年度の保険料率の検証及び平成29年度の保険料率の設定を行った。</li> </ul>	<p>していることから、素晴らしい取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リバースモーゲージの取扱金融機関が着実に増えている。買取再販事業者向け融資等の新しい業務にも適切に取り組んでいる。元々資本力の乏しい中小再販業者を念頭に置いた制度であり、今後、中小工務店のリノベーションの技術レベルの引き上げと連動させて、既存住宅ストックの質の向上に貢献できるかとの観点から注目していく必要がある。</li> <li>定量目標の達成率はA評価の必要条件を満たしている。また、次の2点から十分条件もクリアしたと言える。第一に、一種のプットオプション性をもつ（ノンリコース型）住宅ローンも付保の対象に追加したこと。これにより利用者（子世代）のリスクヘッジ性が高まり、地方都市を中心に契約機関数が増加した。第二に、買取再販事業者向けの融資も付保の対象として追加したこと、また、これを利用する民間機関との契約の実績もある。こうした業者は既存住宅の流動性を高める役割が期待できることから既存住宅市場の活性化という政策目標を達成するための一つの支援策となり得る。</li> <li>中期目標における定量目標達成率が120%超という点は評価に値する。</li> <li>回収実績率は、第一順位債権、第一順位以外債権ともに、目標値を大きく上回っている。</li> </ul>
---	--	---	--	---	--	--

	<p>ウ 保険契約者である金融機関のモラルハザードを防止するとともに、住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保するため、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努めること。</p>	<p>ウ 実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率のモニタリング態勢の整備を通じ、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。</p>	<p>ウ 融資保険料率の計量モデルによるモニタリング等を通じ、実績反映型保険料の的確な運営並びに付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。</p>		<p>・的確な付保審査及び債権管理の推進に加え、四半期毎に融資保険料率の計量モデルによるモニタリングを実施し、債務者属性等の分析を踏まえ、実績反映型保険料率制度等における平成 28 年度の保険料率の検証及び平成 29 年度の保険料率の設定を行った。</p>		
--	---	--	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	団体信用生命保険等業務		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
/								予算額（百万円）	263,807	264,087	186,569	186,123	186,800
								決算額（百万円）	234,762	249,797	180,591	177,914	158,923
								経常費用（百万円）	191,837	182,884	171,880	164,229	157,259
								経常利益（百万円）	△7,957	△9,181	△9,002	△8,770	△9,596
								行政サービス実施コスト（百万円）	-	-	-	-	-
								従事人員数	27	26	24	24	24

注）保証協会承継業務経理のうち団体信用生命保険等業務にかかる計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
① 証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行うこと。	① 証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担を負わせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行う。	① 証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に相続人等に弁済の負担を負わせることのないよう、団体信用生命保険等の活用により住宅ローンに係る債務を充当・弁済する業務を行う。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 団体信用生命保険等の活用・適切な業務運営に努めているか。	<主要な業務実績> ・適切に団体信用生命保険等業務を行った（団信弁済実績 8,377 件（67,165 百万円））。 ・団信弁済業務については、迅速かつ円滑に実施した。 ・団信加入者確保に向けて、以下の取組を行った結果、新規加入者数は 75,872 件（対前年同期比 31.6%増）と増加したが、2年目脱退率は 4.21%（前年度実績 3.65%）となった。 （新規加入率向上に向けた取組） ▶ 不加入希望者へのダイレクトメールによる加入勧奨を行った。（約 1 万 6 千通） ▶ フラット 35 の広報活動と連携し、金融機関	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・適切に団体信用生命保険等業務を行った。 ・団信弁済業務については、迅速かつ円滑に業務を実施した。 ・団信加入者確保に向けて、不加入希望者へのダイレクトメールによる加入勧奨やフラット 35 の広報活動と連携した	評価 B <評価に至った理由> 証券化支援業務や住宅金融通業務の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合等に弁済の負担をさせることがないよう、団体信用生命保険業務を適切に実施した。 団信の不加入希望者へのダイレクトメールによる加入勧奨やフラット 35 の広報活動と連携した金融機関及び住宅事業者に対する団信加入促進の依頼等の継続的な取組に加え、新たに不加入率の高い若年層をターゲットとしたマンガチ	

	<p>② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、適切な業務運営を行うこと。</p>	<p>② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、住宅ローン利用者が利用しやすい制度となるよう、商品性の見直し等を行う。</p>	<p>② 長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度を構築・維持するため、必要に応じ、住宅ローン利用者が利用しやすい制度となるよう、商品性の見直し等を行う。</p>	<p>及び住宅事業者に対して団信加入促進を継続的に依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 機構の経営層が主要金融機関の経営層への取組強化を依頼した。</li> </ul> <p>・不加入率の高い若年層をターゲットとした加入勧奨ツールとしてマンガチラシ（4種 400,000部）等を作成し、加入勧奨に活用した。</p> <p>（2年目脱退率改善に向けた取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 任意・未納脱退を抑制するため、金融機関に対し継続勧奨への取組強化を要請した。</li> <li>▶ 任意脱退申出者に脱退手続の書類を送付する際に、団信の加入継続を促すため、マンガチラシを同封することにより、任意脱退の再考を促した。</li> </ul> <p>（熊本地震への対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 熊本地震の被災者対応として、団信特約料を払込期限内に支払うことが困難な被災者の相談に丁寧に対応し、31件のお客さまに払込期限猶予の特例措置を実施した。</li> </ul> <p>（利用しやすい制度への商品性の見直し等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 団信加入コストを金利に組み込む方式とし、平成29年10月から実施することを決定した。</li> <li>▶ 併せて、団信の保障内容を「死亡+高度障害」から「死亡+高度障害+三大疾病」に、それぞれ拡充することを決定した。</li> <li>▶ 平成29年10月から導入する新団信制度について、平成29年2月に金融機関等を対象とした説明会を実施した。</li> <li>▶ 平成29年3月31日に新団信制度のプレスリリースを実施した。</li> </ul> <p>新団信制度の周知活動に備え、新団信制度の周知チラシを130,000部作成し、金融機関に配布した。</p>	<p>金融機関及び住宅事業者に対する団信加入促進の依頼、不加入率の高い若年層をターゲットとした加入勧奨ツールとしてマンガチラシ等を作成し、新規加入者数は75,872件（対前年同期比31.6%増）と増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団信加入コストを金利に組み込む方式とし、平成29年10月から実施することを決定した。</li> </ul> <p>併せて、団信の保障内容を「死亡+高度障害」から「死亡+高度障害+三大疾病」に、それぞれ拡充することを決定した。</p>	<p>チラシ等を利用した加入勧奨等を行うことにより、新規加入者数は75,872件（前年度対比131.6%）と大幅に増加した。</p> <p>また、団信の加入に必要な費用を住宅ローン金利に組み込む制度の創設や、身体障害者手帳の交付や介護認定等との関連付けによる保険金支払要件の明確化及び保障内容の拡充（いずれも平成29年10月から実施）等のニーズを踏まえた商品性の見直しを実施し、住宅ローン利用者にとって利用しやすい制度とするよう努めた。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p>
--	--	---	---	---	--	---

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	住宅資金融通業務等の実施		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：4. 水源等災害による被害の軽減 施策目標：11. 住宅・市街地の防災性を向上する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第9号まで、第2項第1号から第3号まで並びに附則第7条第2項
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省 24-① 事前分析表（平成24年度）国交省 24-②

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標準処理期間内の処理 (マンション共用部分) (計画値)	各年度8割以上	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	予算額（百万円）	1,122,390	687,351	652,397	652,618	669,019
標準処理期間内の処理 (マンション共用部分) (実績値)	—	93.8%	90.3%	94.8%	94.2%	97.7%	99.8%	決算額（百万円）	821,884	557,629	496,294	583,342	463,405
達成度	—	—	112.9%	118.5%	117.8%	122.1%	124.8%	経常費用（百万円）	32,315	26,518	25,452	25,156	24,702
標準処理期間内の処理 (省エネ賃貸・サ付) (計画値)	各年度8割以上	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	経常利益（百万円）	9,235	13,758	15,479	9,847	7,657
標準処理期間内の処理	—	89.2%	91.6%	87.1%	81.8%	88.1%	86.7%	行政サービス実施コスト（百万円）	—	—	—	—	—



(省エネ貸・サ付) (実績値)									円)					
達成度	—	—	114.5%	108.9%	102.3%	110.1%	108.4%		従事人員数	194	193	188	187	188
標準処理期間内の処理 (高齢者住宅改良) (計画値)	各年度8割以上	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%							
標準処理期間内の処理 (高齢者住宅改良) (実績値)	—	92.4%	86.3%	83.0%	100.0%	92.7%	98.0%							
達成度	—	—	107.9%	103.8%	125.0%	115.9%	122.5%							
標準処理期間内の処理 (財形) (計画値)	各年度8割以上	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%							
標準処理期間内の処理 (財形) (実績値)	—	94.4%	94.4%	87.8%	96.3%	100%	91.7%							
達成度	—	—	118.0%	109.8%	120.4%	125.0%	114.6%							

注) 財形住宅資金貸付勘定及び住宅資金貸付等業務経理を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	A
(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施すること。 ① 国民生活の安定を図るための、災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施する。 ① 国民生活の安定を図るための、地方公共団体及び受託金融機関との適切な連携を通じた、災	(1) 事務・事業の見直しの基本方針を踏まえた事業の見直し等 民業補完の趣旨及び事務・事業の見直しの基本方針を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ、政策的に重要度の高い次に掲げる業務を実施する。 ① 災害発生時における災害復興住宅融資の実施に当たっては、災害の規模や住宅への被害状	<主な定量的指標> ・標準処理期間内の処理(マンション共用部分) ・標準処理期間内の処理(省エネ貸・サ付) ・標準処理期間内の処理(高齢者住宅改良) ・標準処理期間内の処理(財形)	<主要な業務実績> 自然災害への組織を挙げた対応、マンションの維持管理・再生への支援、地方創生につながる事業への支援、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を通じた高齢者の居住安定への支援等、政策的に重要度が高い業務を実施。また、進捗管理の徹底等により、標準処理期間内の処理率目標を達成した。 ①災害復興住宅融資 ・東日本大震災に係る災害復興住宅融資及び災害復興宅地融資において、受付期間の延長(平成29年度末までから3年間延長し、平成32年度	<評価と根拠> 評価: A 理由: 以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・自然災害への対応については、各都道府県等と調整していた「災害時における住宅復興に向けた協力に関する協定」を、平成28年度末で65団体と協定締結した。また、高知県とは災害発生時に災害融資等の情報を県内34市町村まで迅速に伝達できるネットワークを構築した(29	評価	A
						<評価に至った理由> 一般の金融機関では融資を行うことが困難、かつ、政策的に重要度の高い業務を適切に実施しており、特に、平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という。)等の自然災害における被災者の住宅再建支援に尽力したことは評価できる。 熊本地震(平成28年4月14日発生)、平成28年鳥取県中部地震(同年10月21日発生)、新潟県糸魚川市大規模火災(同年12月22日発生)においては、地方公共団体と連携	

<p>に資する住宅の建設等に必要な資金の融資業務を実施すること。</p>	<p>害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資業務を実施する。</p> <p>また、災害復興住宅融資が円滑に実施されるよう、工事審査等を行う地方公共団体等及び融資手続を行う金融機関と適切に連携する。</p> <p>さらに、災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、ホームページ等を活用した周知を行う。</p>	<p>況などについて迅速な情報収集により確認し、必要に応じて相談窓口を設置するとともに、記者発表やホームページによりその旨を速やかに周知する。</p> <p>また、災害復興住宅融資が円滑に実施されるよう、工事審査等を行う地方公共団体等及び融資手続を行う金融機関と適切に連携する。</p> <p>さらに、災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、ホームページ等を活用した周知を行う。</p>	<p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 住宅資金通業務等について、中期計画に掲げる業務の実施及び標準処理期間内処理の目標達成に努めているか。</p>	<p>末まで)を実施した。(平成29年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の災害において、災害発生日の翌営業日にプレスリリース及び機構ホームページへの掲載により災害復興住宅融資等の周知を行った。平成28年熊本地震(平成28年4月14日発生)→4月15日にプレスリリース等を実施</li> <li>鳥取県中部地震(平成28年10月21日発生)→10月24日にプレスリリース等を実施</li> <li>糸魚川市大規模火災(平成28年12月22日発生)→12月26日にプレスリリース等を実施</li> </ul> <p>・平成28年熊本地震については、被害状況等を踏まえ、以下の対応を実施した。</p> <p>ア 熊本県及び熊本市との災害協定に基づく要請に応じ、地方公共団体に設置された被災者総合相談窓口職員を派遣し、被災者の住宅再建に向けた資金計画相談等の対応を行った。(平成29年3月末時点 13市区町村 552回、2,579組の相談に対応)</p> <p>現地相談対応は、九州支店職員のほか、事前研修を受けた職員を全国から派遣し、相談対応の質を確保しつつ、組織一丸となって相談サービスを提供した。</p> <p>イ 熊本県内、大分市内及び由布市内に営業店舗を持つ金融機関に災害復興住宅融資の受付を要請し、金融機関向け研修会を実施した上で、平成28年6月に金融機関窓口での申込み受付を開始し、被災者の利便性の向上を図った。</p> <p>→平成29年3月末現在 24機関で受付対応 →合同研修会(熊本:6/3、大分:6/2)</p> <p>ウ 工事審査等を円滑に実施するため、受託地方公共団体及び受託検査機関向け研修会を実施するとともに、工事審査窓口の一覧を作成し、工事審査体制を整備した。</p> <p>→研修会(熊本:5/31、大分6/2)</p> <p>エ 被災者からの要望等を踏まえ、災害復興住宅融資について、次の商品改善を実施した。</p> <p>(7) 被災者の手続及び費用の負担を軽減するため、無担保融資の範囲を拡充(融資額100万円未満→300万円以下)した。(平成28年10月)</p> <p>(4) 被災住宅の段階的な補修に融資できる</p>	<p>年1月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「平成28年熊本地震」、「鳥取県中部地震」及び「糸魚川市大規模火災」において、災害発生日の翌営業日にプレスリリース及び機構ホームページへの掲載により災害復興住宅融資等の周知を行った。</li> <li>「平成28年熊本地震」については、以下の対応を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶地方公共団体との災害協定に基づく要請に応じ、地方公共団体に設置された被災者総合相談窓口職員を派遣し、相談対応を実施(13市区町村、552回、2,579組)。</li> <li>▶被災者からの要望等を踏まえ、以下の商品改善を実施(①～④は平成28年10月実施、⑤は平成29年1月実施)。</li> </ul> </li> </ul> <p>①無担保融資の範囲の拡充(融資額100万円未満→300万円以下)</p> <p>②整地資金について単独での融資を可能とした</p> <p>③補修融資の複数回利用を可能とした</p> <p>④被災者生活債権支援法に基づく長期避難世帯認定者を融資対象に追加</p> <p>⑤高齢者向け返済特例に災害復興住宅融資を追加し、それらを対象に無保証コース(ノンリコース型)を導入</p> <p>・糸魚川市大規模火災については、災害融資の対象であるこ</p>	<p>し、迅速な対応を行った。特に、熊本地震においては、全国から職員を派遣し、13市区町村で552回・2,579組(平成29年3月末時点)の現地相談に対応したほか、熊本県内・大分市内・由布市内に営業拠点を持つ金融機関に災害復興住宅融資の受付を要請し、受付体制を整備(24機関で受付対応)することで、被災者の利便性を向上させた。</p> <p>また、被災者からのニーズを踏まえ、災害復興住宅融資につき、以下の制度改善を実施し、被災者の住宅再建を支援した。</p> <p>①無担保融資の範囲を拡充(平成28年10月)</p> <p>②補修融資の複数回利用を可能とした(同上)</p> <p>③整地資金の単独利用を可能とした(同上)</p> <p>④被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定者を融資対象に追加(同上)</p> <p>⑤高齢者向け返済特例(ノンリコース型)を導入(平成29年1月)</p> <p>サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資については、地域金融機関と協定を締結して協調融資を推進(協定締結先:48機関)したことなどにより、融資予約件数は38件(前年度対比+11件)に増加した。</p> <p>マンションストック再生支援のため、高齢者向け返済特例については、マンション建替等への融資を対象として無保証コース(ノンリコース)を導入するとともに、融資限度額を5,000万円に引き上げる制度改正(平成29年1月)を行ったことなどにより、受理実績が9件(前年度対比+4件)に増加し、老朽化マンションの大規模修繕や耐震改修工事等を促進するマンション共用</p>
--------------------------------------	---	--	--	---	---	--

				<p>よう、補修融資の複数回利用を可能とした。(平成 28 年 10 月)</p> <p>(ウ) 宅地被害が多く発生したことを踏まえ、整地資金について単独での融資を可能とした。(平成 28 年 10 月)</p> <p>(エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された方が災害復興住宅融資を利用できることとした。(平成 28 年 10 月)</p> <p>(オ) 高齢被災者の住宅再建を支援するため、高齢者向け返済特例に、災害復興住宅融資を追加するとともに、それらを対象に無保証コース(ノンリコース型)を導入した。(平成 29 年 1 月)</p> <p>オ 熊本県、熊本県内の住宅関連団体等で構成される「熊本県地域型復興住宅推進協議会」に参画し、ガイドブック「くまもと型復興住宅」を作成した。(平成 29 年 1 月) このガイドブックは、再建住宅のモデルプラン、概算工事費、月々の返済額の目安、助成・融資制度等を紹介し、被災者に住宅再建に向けた具体的なイメージを持っていただける内容としており、機構が行う現地相談窓口でも配付した。</p> <p>カ 宅地被害への対応として、災害復興住宅融資(整地資金)及び宅地防災工事融資について、地方公共団体との連携の下、被災者への周知を図った。</p> <p>キ 災害復興住宅融資(賃貸住宅)、マンション共用部分リフォーム融資について、業界団体等を通じて周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国賃貸住宅経営者協会連合会(6月)</li> <li>・マンション管理組合連合会(5月)</li> <li>・マンション管理業協会(5月、6月)</li> </ul> <p>上記取組により、平成 29 年 3 月末現在、平成 28 年熊本地震に係る災害復興住宅融資の受理件数は 1,311 件(※)(資金交付済件数 197 件、18 億円)となった。</p> <p>※災害復興住宅融資受理実績の内訳</p> <p>個人系建設: 861 件、個人系購入: 71 件、(新築: 37 件、中古: 34 件)、個人系補修: 307 件、賃貸建設: 54 件、賃貸補修: 9 件、マンション共</p>	<p>とをホームページ等で周知したほか、以下の対応を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶被災者向け説明会へ参加(2回)し、災害復興住宅融資等のチラシを提供</li> <li>▶糸魚川復興まちづくり推進協議会に参画し、関係機関に災害復興住宅融資等に係る共有を図った(2回開催)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅の新規登録件数の増加が鈍化する中で、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資予約件数は 38 件(平成 27 年度: 27 件)となり、昨年度を上回る融資予約実績(対前年度比: 140.7%)となった。</li> <li>・地域におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給と事業運営を支援することを目的に、地域金融機関と協調融資に係る協定を締結し、平成 28 年度末で 48 機関となった。</li> <li>・高齢者向け返済特例について、マンション建替等への融資を対象として、無保証コース(ノンリコース)を導入するとともに、融資限度額を 5,000 万円に引き上げた(平成 29 年 1 月)。</li> <li>・老朽化マンションの大規模修繕や耐震改修工事等を適切に支援するため、きめ細やかな相談体制やセミナー等での周知活動を行ったことにより、共用部分改良融資受理件数・金額が増加した。(476 件、119 億円(前年度件数比 123.6%))</li> </ul>	<p>部分改良融資については、きめ細やかな相談体制の整備やセミナー等での積極的な周知活動により、受理実績が 476 件(前年度対比 123.6%)に増加した。</p> <p>標準処理期間内の処理率については、全ての融資区分において中期計画に掲げている目標値(80.0%)を上回る実績となった。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震のほか、他の地域においても自然災害は多かったが、人員削減等の中、迅速に対応できたことは評価に値する。</li> <li>・平成 28 年熊本地震、鳥取県中部地震及び糸魚川市大規模火災における迅速な対応は評価できる。</li> <li>・人の高齢化だけではなく、マンションの高齢化も進んでいく中で、今後、高齢者の多いマンションの管理(建替えを含む)の問題は深刻化していくことが予想される。このような問題解決に貢献することも機構に期待されている。そうした観点で、まだ数は多くないものの、試行的な取組が行われており、経験値を高めている点は評</li> </ul>
--	--	--	--	---	--	---

	<p>② 高齢者住まい法の成立を受けサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施すること。</p>	<p>② 高齢者住まい法の成立を受けサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施する。</p>	<p>② 高齢者住まい法を踏まえサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務及び高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資業務を実施する。</p>		<p>用部分改良：9件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糸魚川市大規模火災については、以下の対応を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害救助法が適用されたことを踏まえ、災害融資の対象であることをホームページ等で周知した。</li> <li>イ 平成28年12月27日及び28日に開催された被災者向け説明会に参加し、災害復興住宅融資等のチラシを提供した。</li> <li>ウ 糸魚川復興まちづくり推進協議会に参画し、関係機関に災害復興住宅融資等に係る共有を図った。(2月3日、3月17日開催)</li> </ul> </li> <li>・各都道府県等と調整していた「災害時における住宅復興に向けた協力に関する協定」の締結について、平成28年度末で65団体(46都道府県19市)と協定を完了した。</li> <li>また、高知県とは、具体的な連携策として、災害発生時に災害融資等の情報を高知県内34市町村まで迅速に伝達できるネットワークを構築した。(平成29年1月)</li> </ul> <p>②サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資等</p> <p>○サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資のご案内等における説明内容の充実、融資制度の認知度・理解度向上を目的とした広報活動等を実施する一方、審査部門との連携強化による相談案件、申込案件のフォロー徹底により、サービス付き高齢者向け住宅の新規登録件数の増加が鈍化する中で、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資予約件数は38件(平成27年度:27件、27年度件数比:140.7%)となり、昨年度を大きく上回る融資予約実績となった。また、登録住宅に占めるシェアは大幅に増加した。(平成28年度の戸数シェア12.5%、平成27年度の戸数シェア4.8%)</li> </ul> <p>【参考】サービス付き高齢者向け住宅の登録状況(平成28年度:17,624戸、平成27年度:21,334戸)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養病床病院と医療系サービス付き高齢者向け賃貸住宅の複合施設の建設に当たり、他の独立行政法人、民間金融機関及び機構がそれぞれの融資対象の領域で棲み分けを図りなが</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の高経年団地再生のための総合的な支援の実現を目的とした「よこはま団地再生コンソーシアム」設立に関与、参画(平成28年12月)し、金融面での支援策検討の中心的な役割を担うとともに、今後の参画が見込まれる民間金融機関との間で、団地再生金融支援策の協調実現(民業補完)を目指すこととした。</li> <li>・東日本大震災において津波により甚大な被害を受けた石巻市の復興再開発事業に位置づけられていた立町二丁目5番地区について、機構が事業検討段階から積極的に関与し、民間金融機関からの資金調達が困難な準備組合に融資を実行することで、東日本大震災からの復興を支援した(28年9月竣工)。</li> <li>・進捗管理の徹底等の審査スピードアップに向けた取組を継続的に実施し、全ての融資区分で処理件数が対前年度比20%以上増加する中においても目標水準を大きく上回る処理率を達成した。特にマンション共用改良部分融資及び高齢者住宅改良融資については、目標水準を2割以上上回る処理率を達成した(マンション共用部分改良融資99.8%(達成率124.8%)、省エネ賃貸住宅融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資86.7%(達成率108.4%)、高齢者住宅改良融資98.0%(達成率122.5%)、財形住宅融資</li> </ul>	<p>価できる。ただし、時間的な余裕は乏しいことから、この面での対応力を引き上げる努力を一層加速して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震を始め多くの自然災害に対し、組織を挙げての的確な対応がなされた。例えば、13市区町村における相談、受付金融機関数及び災害復興住宅融資受理などの実績がそれを示している。また、ヘルスケア関連の住宅融資・地域金融機関との協調融資についても実績が上がっている。定量目標も必要条件を満たしている。なお、再開発事業等への支援は期間が長いので民間の初動が遅いが、融資の実績がある。</li> </ul>
--	---	---	---	--	--	--	---

	<p>③ 賃貸住宅融資業務について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。</p>	<p>③ 賃貸住宅融資業務について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p>	<p>③ 賃貸住宅融資業務について、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p>		<p>ら、相互に協力し、大規模事業の資金需要に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の供給と事業運営を支援することを目的に、地域金融機関と協調融資に係る協定を締結した。</li> </ul> <p>【協調融資にかかる協定締結先（平成 29 年 3 月末）】 48 機関（都市銀行：1 機関、地銀：19 機関、信金・信組：28 機関）（平成 27 年度：41 機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け賃貸住宅を建設し、運営しようとする法人が、長期固定金利と短期固定金利の併せ融資を希望する場合、地域金融機関（地方銀行）ではこのニーズに応えることが難しく、機構が地域金融機関と協調して融資を実施することで事業化を実現する等の実績があった。</li> </ul> <p>【協調融資 予約件数（平成 28 年度実績）】 3 件（前述の 38 件の内数）（平成 27 年度：2 件）</p> <p>③子育て省エネ賃貸住宅融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ性能の高い子育て賃貸住宅に対する融資に限り、賃貸住宅融資業務を実施した。</li> </ul> <p>なお、平成 29 年度受理分から、省エネ基準の引き上げる改正（断熱 4＋エネ 4 以上）を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間による代替状況を把握するため、民間賃貸住宅事業者へのヒアリング等を通じて面積が広く省エネ性能が高い賃貸住宅の供給状況を確認したところ、それらの賃貸住宅建設の資金調達の原因として機構融資の利用は 2 割程度となった。このことは、賃貸住宅においては、省エネ性能の向上に要する費用を賃料に転嫁しづらいことや、床面積の広い子育て世帯向けの賃貸住宅では面積に対する賃料単価が低くなることから、依然として、民間による代替が進んでいないことに他ならず、子育て世帯向けに供給される賃貸住宅の省エネ性能向上を図るため、引き続き機構融資を通じて供給を支援する必要がある。</li> <li>また、新築住宅・建築物の省エネ性能向上を推進する国の方針を踏まえ、賃貸住宅分野におい</li> </ul>	<p>91.7%（達成率 114.6%）。</p>	
--	---	---	---	--	--	---------------------------	--

<p>④ 都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資業務については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等（市街地再開発事業・防災街区整備事業、マンション建替え・リフォーム事業、重点密集市街地等における建替え事業）について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行うこと。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行うこと。</p>	<p>④ 都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資業務については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等（市街地再開発事業・防災街区整備事業、マンション建替え・リフォーム事業、重点密集市街地等における建替え事業）について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う。</p>	<p>④ 都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資業務については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等（市街地再開発事業・防災街区整備事業、マンション建替え・リフォーム事業、重点密集市街地等における建替え事業）について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> <p>なお、当該業務については、民間による代替状況を踏まえ、見直しの検討を行う</p>		<p>て省エネ性能の向上を誘導すべく、融資の対象となる省エネ基準を平成 29 年 4 月に引き上げることとし、それに向けた周知活動を行った。</p> <p>④合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務等権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等のうち中小事業者が実施するものに限り実施した。</p> <p>また、民間による代替状況を把握するため、機構が関与した事業の割合の調査等により確認したところ、権利変換計画の認可がなされた市街地再開発事業等のうち機構融資の利用は 3 割程度、工事完了したマンション建替え事業のうち機構融資の利用は 3 割程度となった。このことは、市街地再開発事業等については、関係者の合意形成が難しいことにより事業が長期化するリスクがあり、また、マンション建替え事業については、居住者間の意見調整等が難しいことにより事業が長期化するリスクがあることから、依然として、民間による代替が進んでいないことに他ならず、引き続き機構融資を通じて事業を支援する必要がある。</p> <p>○マンション建替え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デベロッパー等の協力が得られなかった自力建替えによるマンション建替えを事業資金で支援した。</li> </ul> <p>平成 28 年度受理実績：1 件、143 戸（平成 27 年度受理実績：2 件、266 戸）</p> <p>○高齢者向け返済特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向け返済特例を活用し、マンション建替え事業等の検討の初期段階から建替え事業を支援した。</li> <li>・高齢者向け返済特例について、マンション建替え等への融資を対象として、無保証コース（ノンリコース）を導入するとともに、融資限度額を 5,000 万円に引き上げた（平成 29 年 1 月）。</li> </ul> <p>平成 28 年度受理実績：9 件（平成 27 年度受理実績：5 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理組合向けに個別勉強会・相談会を実施。</li> </ul> <p>制度改正（保証なしコースの新設）及び高齢者</p>		
--	--	---	--	--	--	--

				<p>住宅財団の保証料等の改定があったことから、積極的な周知活動や個別の相談会での対応を行ったため前年に比べ個別勉強会・相談会の回数が増加し、200人以上のカウンセリングを行った。</p> <p>平成28年度：31回（平成27年度：25回）</p> <p>○再開発事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災において津波により甚大な被害を受けた石巻市の復興再開発事業に位置づけられていた立町二丁目5番地区について、機構が事業検討段階から積極的に関与し、民間金融機関からの資金調達が困難である準備組合の段階から融資を実施し、平成28年9月に竣工を迎えた。本事業では、市街地の復興と災害に強いまちづくりに寄与した。</li> <li>・複数の民間金融機関により構成されたシンジケート団と協調融資を行っていた広島駅南口B地区市街地再開発事業において、工事費の増額等に伴い、竣工時段階で資金計画の見直しが必要となったが、シンジケート団では柔軟な対応が出来ず、機構が迅速に増額融資することにより、事業の進捗（完遂）を支援した。</li> </ul> <p>○マンション共用部分改良融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化等の住宅政策上の課題に適切に対応するため、合理的土地利用建築物の建設等に必要資金の融資等を行うとともに、地方公共団体、住宅関連業界団体、NPO法人等と連携して、マンション建替えや大規模修繕に関するセミナー等を開催した。</li> <li>・老朽化マンションの大規模修繕や耐震改修工事等を適切に支援するため、きめ細やかな相談体制やセミナー等での周知活動を行ったことにより共用部分改良融資受理件数・金額が増加した。</li> </ul> <p>平成28年度：476件、119.5億円、23,612戸  （平成27年度：385件、104.0億円、19,739戸 前年度件数比123.6%）  （うちマンション耐震改修融資受理件数）  10件（平成27年度：20件 前年度件数比50.0%）</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施すること。</p> <p>(2) 業務の実施</p> <p>① 住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施すること。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこと。</p>	<p>⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施する。</p> <p>(2) 業務の実施</p> <p>① 住宅の質の確保・向上を図るために必要な事項に配慮した措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力しつつ、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。また、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。</p>	<p>⑤ 勤労者の計画的な財産形成を促進するための、勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）の規定による財形住宅に係る融資業務を実施する。</p> <p>(2) 業務の実施</p> <p>① 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資等を通じて、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策に協力する。さらに、省エネ住宅の普及の促進等の住宅政策上の課題に対応する。</p> <p>また、業務に必要な資金を効率的に調達して業務を実施する。</p> <p>なお、緊急性の高い災害復興に係る融資以外は、財政融資資金に依存しないこととする。</p>		<p>・上記周知活動については、以下のとおり実施した。</p> <p>(ア) 大手管理会社、マンション関連業界団体及び管理組合に対する個別勉強会・研修会実施回数：約 110 回（昨年度：約 150 回）</p> <p>(イ) 機構共催の管理組合向けセミナーを東京、大阪において開催</p> <p>○まちづくり融資の受理実績</p> <p>平成 28 年度：783.5 億円（234 件、5,390 戸） （平成 27 年度：638.8 億円（208 件、5,387 戸））</p> <p>⑤財形住宅融資</p> <p>・中小企業勤労者及び子ども等を扶養する勤労者に対する金利引下げ制度の実施に当たり、機構ホームページで周知しており、当該金利引下げ制度も含めて的確に実施した。</p> <p>・修繕積立金の計画的な積立てや、適切な管理をサポートするために、セミナー等での周知や管理組合訪問等取組を実施したことに加え、すまい・る債の説明動画を作成しホームページに掲載及びDVDに複製して管理会社や管理組合に配布できる態勢を整えた。マンションすまい・る債の応募組合数は 1,986 組合（84,345 口）となった（昨年度：2,082 組合、94,312 口 対前年度組合数比 95.4%）。</p> <p>・横浜市の高経年団地再生のための総合的な支援の実現を目的とした「よこはま団地再生コンソーシアム」設立に関与、参画した（平成 28 年 12 月）。</p> <p>金融面での支援策検討の中心的な役割を担うとともに、今後の参画が見込まれる民間金融機関との間で、団地再生金融支援策の協調実現（民業補完）を目指すこととしている。</p> <p>・勘定内の資金を有効活用することにより、業務を実施した。</p> <p>・災害復興に係る融資以外においては、財政融資資金に依存することなく融資を行っている。</p>		
--	---	--	--	---	--	--



<p>② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を引き続き設定し、当該融資の審査の質を維持しつつ業務運営の効率化を図ること等により、その期間内に案件の8割以上を処理すること。</p>	<p>② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア マンション共用部分改良融資 12日</p> <p>イ 省エネ賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 45日</p> <p>ウ 高齢者住宅改良融資 12日</p> <p>エ 財形住宅融資 12日</p>	<p>② 災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア マンション共用部分改良融資 12日</p> <p>イ 省エネ賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 45日</p> <p>ウ 高齢者住宅改良融資 12日</p> <p>エ 財形住宅融資 12日</p>		<p>・進捗管理の徹底及び審査業務の効率化による審査のスピードアップに向けた取組を行った結果、全ての融資区分で処理件数が対前年度比20%以上増加する中においても目標水準を大きく上回る処理率を達成した。特にマンション共用改良部分融資及び高齢者住宅改良融資については、目標水準を2割以上上回る処理率を達成した。</p> <p>ア マンション共用部分改良融資 99.8% (472件/473件、目標水準に対する達成率:124.8% ※平成27年度:97.7%(376件/385件))</p> <p>イ 省エネ賃貸住宅融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 86.7% (1,290件/1,488件、目標水準に対する達成率:108.4%) ※平成27年度:88.1%(1,043件/1,184件))</p> <p>ウ 高齢者住宅改良融資 98.0% (50件/51件、目標水準に対する達成率:122.5% ※平成27年度:92.7%(38件/41件))</p> <p>エ 財形住宅融資 91.7% (22件/24件、目標水準に対する達成率:114.6% ※平成27年度:100.0%(13件/13件))</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	経費率		
関連する政策・施策	該当なし	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第9号まで、第2項第1号及び第2号並びに附則第7条第2項
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経費率 (計画値)	中期目標期間の平均0.40%以下	—	—	—	—	—	中期目標期間の平均0.40%以下	予算額(百万円)	1,122,390	687,351	652,397	652,618	669,019
経費率 (実績値) ※単年度	—	0.30%	0.32%	0.28%	0.30%	0.34%	0.38%	決算額(百万円)	821,884	557,629	496,294	583,342	463,405
経費率 (実績値) ※中期目標期間平均	—	—	—	—	—	—	0.32%	経常費用(百万円)	32,315	26,518	25,452	25,156	24,702
達成度	—	—	—	—	—	—	125%	経常利益(百万円)	9,235	13,758	15,479	9,847	7,657
								行政サービス実施コスト(百万円)	—	—	—	—	—
								従事人員数	194	193	188	187	188

注) 経費率(実績値)の上段は単年度実績値、下段は中期目標期間の平均値を記載

注) 財形住宅資金貸付勘定及び住宅資金貸付等業務経理を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に	<主な定量的指標> 経費率 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 平成28年度の直接融資業務に係る経費率は、総合オンラインシステム等の改修等の一時的な費用が増加したことに加え、貸付金残高が減少したことにより0.38%となった。 なお、中期目標期間の平均は、0.32%となった。	<評価と根拠> 評価：B 理由：左記を踏まえ、B評価とした。	B	<評価に至った理由> 平成24年度から平成28年度までの直接融資業務に係る毎年度の経費率の平均は0.32%であり、中期計画に掲げている目標値(0.40%)の範囲内に抑制した。

<p>対する割合をいう。) について、中期目標期間の平均が 0.40%以下とするように努めること。</p>	<p>債権残高に対する割合をいう。) について、中期目標期間の平均が 0.40%以下とするように努める。</p>	<p>対する割合をいう。) について、中期目標期間の平均を 0.40%以下とすることを目指して取り組む。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; 直接融資業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均が 0.40%以下とするよう努めているか。</p>			<p>したがって、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p>
---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-10	東日本大震災への的確な対応		
関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号及び第2項第1号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者の支援を行うことは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成24年度）国交省24-②

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
								予算額（百万円）	8,536,165	8,592,145	7,546,423	8,151,917	9,785,836
								決算額（百万円）	8,570,035	7,860,696	6,850,734	7,280,915	8,656,571
								経常費用（百万円）	962,900	856,428	762,954	691,117	617,476
								経常利益（百万円）	197,173	231,269	255,268	202,585	184,125
								行政サービス実施コスト（百万円）	△ 129,582	△ 150,799	△ 187,210	△ 119,889	△ 107,858
								従事人員数	888	876	878	877	872

注) 証券化支援勘定、財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。

予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行うこと。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、	東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行う。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、	東日本大震災への対応については、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行う。 (1) 被災して住宅を取得等する方への対応 災害復興住宅融資、	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 東日本大震災への	<主要な業務実績> ・関係機関（地方公共団体、建築士団体、民間金融機関及び住まいの復興給付金事務局）との連携により、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再建相談会を、引き続き実施した。 相談会の回数：16市町 162回 このうち民間金融機関の参加 69回 このうち住まいの復興給付金事務局の参加	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・被災者の利便性向上のため、関係機関（地方公共団体、建築士団体等）と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップ	評価 B <評価に至った理由> 国、地方公共団体、地元金融機関等との緊密な連携の下、組織一丸となって住宅金融の側面から被災者への継続的な支援を行った。 関係機関と連携し、公的補助、住宅計画及び融資・資金計画の相談をワンストップで提供できる住宅再	

<p>災害復興宅地融資等の業務を適切に実施すること。</p>	<p>災害復興宅地融資等の業務について、電話や面談による相談業務や、審査業務・融資業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、適切に実施する。</p>	<p>災害復興宅地融資等の業務について、被災地への出張相談やお客さまコールセンターにおける返済シミュレーションサービスを積極的に実施する等、面談及び電話相談業務の取組を強化し、また、審査業務・融資業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで機動的に構築し、組織を挙げて適切に実施する。</p> <p>特に、防災集団移転促進事業等に関する取組を支援するため、引き続き東北復興支援室を中心として、地方公共団体等との連携を強化する。</p> <p>また、顧客のニーズ等を踏まえ、事務手続や商品性の改善を進める。</p>	<p>対応について、国及び地方公共団体との緊密な連携のもと、住宅金融の側面から被災者への支援を行っているか。</p>	<p>97回 相談数：588組 (昨年度実績 19市町 194回(このうち民間金融機関の参加 73回) 相談数：831組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅再建相談会には、東北支店職員のほか、事前研修を受けた職員を全国から派遣し、相談対応の質を確保しつつ、組織一丸となって継続的な相談サービスを提供した。</li> <li>福島県内の原発避難指示区域に指定された地方公共団体と連携し、避難者の早期の住宅再建を支援するため、各市町村における課題等を把握するとともに、災害融資のチラシの窓口配付、福島県発行の避難者向け機関誌(平成28年10月)及び町発行広報誌への相談会情報の掲載(いわき市及び南相馬市)及びホームページへの災害融資情報の掲載(富岡町等)等を実施した。</li> <li>被災者の住宅再建の手続が円滑に進むよう関係機関との間で調整を行い、防災集団移転促進事業等における移転先団地の宅地を借地する場合の取扱いに関する覚書を岩手県釜石市と締結した。また、地方公共団体から買戻権付で土地を購入する場合の覚書を岩手県紫波町及び福島県檜葉町と締結した。</li> <li>三陸復興支援センターでは、主に以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>防災集団移転促進事業等による宅地供給の本格化も踏まえ、地元住宅生産団体(陸前高田市建設業協会、上閉伊地域復興住宅協議会)、地元商工会(山田町、陸前高田市)と共同で被災者向け相談会を開催(合計15回実施)するなど地域に密着したきめ細やかな対応を実施した。その結果、特に山田町、大槌町及び釜石市において、災害復興住宅融資の申込受理件数が増加した。(3市町の申込受理件数の合計：平成27年度109件→平成28年度180件)</li> <li>岩手県内陸避難者支援センター(盛岡市)と連携した内陸への避難者に対して災害融資を周知した。</li> <li>平成28年8月に発災した台風第10号の相談会と東日本大震災の住宅再建相談会とを併</li> </ul> </li> </ul>	<p>で提供できる住宅再建相談会を引き続き実施した。相談会の回数：16市町 162回(このうち民間金融機関の参加69回、このうち住まいの復興給付金事務局の参加97回) 相談数：588組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県内の原発避難指示区域に指定された地方公共団体と連携し、避難者の早期の住宅再建を支援するため、各市町村における課題等を把握するとともに、災害融資のチラシの窓口配付、町発行の広報誌への掲載等を実施した。</li> <li>三陸復興支援センターでは、防災集団移転促進事業等による宅地供給の本格化を踏まえ、地元住宅生産団体、地元商工会と共同で、被災者向け相談会を開催(合計15回実施)するなど地域に密着したきめ細やかな対応を実施した。その結果、特に山田町、大槌町及び釜石市において、災害復興住宅融資の申込受理件数が増加した。(3市町の申込受理件数の合計：平成27年度109件→平成28年度180件)</li> <li>千葉県浦安市が施行する市街地液状化対策事業(6地区471宅地)について、浦安市との調整により、災害復興宅地融資等の手続を定め、事業対象者に当該融資の周知を実施した。また、浦安市内に店舗を持つ受託金融機関への説明を実施し、お客さまコールセンターにおいても、丁寧な電話相談を実施した。</li> </ul>	<p>建相談会を継続的に実施した。岩手県沿岸地域(山田町、大槌町及び釜石市)については、地方公共団体が実施する面整備事業による宅地供給が本格化したことを受けて、三陸復興支援センターを中心に、沿岸市町村での定期的な住宅再建相談会の開催、地元住宅生産団体・地元商工会と連携した相談会の開催等により住宅再建を支援したことで、上記3市町村での災害復興住宅融資の申込件数は増加した。</p> <p>また、融資額300万円以下の場合は無担保とする制度改正等を行ったことを踏まえ、千葉県浦安市が施行する市街地液状化対策事業において、事業対象者への災害復興宅地融資等の周知やお客さまコールセンターにおける丁寧な電話相談等を実施することにより、同事業を支援した(平成29年3月末時点の災害復興宅地融資の受理実績:22件)。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続的にしっかりと対応されている。</li> <li>的確な対応が取られたが、昨年度(A評価)までに比べると、相対的に業務量が減少したことから、</li> </ul>
--------------------------------	--	---	--	--	---	---

<p>(2) 返済中の被災者への対応</p> <p>被災者の状況に応じた返済方法の変更を適切に実施すること。</p> <p>また、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する</p>	<p>(2) 返済中の被災者への対応</p> <p>被災者の状況に応じた返済方法の変更について、電話や面談による相談業務や、返済方法変更の審査業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで</p>	<p>(2) 返済中の被災者への対応</p> <p>被災者の状況に応じた返済方法の変更について、電話や面談による相談業務や、返済方法変更の審査業務など、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との緊密な連携のもとで</p>		<p>催した。(宮古市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• お客さまの申込手続を円滑に行うため、金融機関担当者を対象とした研修会を地域毎に実施した(実施回数: 9回 計 157名参加)。</li> <li>• インターネットを利用できる環境にない被災者の存在を踏まえ、お客さまコールセンターにおいて、フリーダイヤル対応で災害復興住宅融資の返済シミュレーションを行うサービスを実施した。返済シミュレーションの実施に当たっては、年齢や収入等、各被災者の状況を伺いながら、定年退職後の収入減、親子リレー返済の利用可能性等も踏まえ、希望者には試算結果を郵送する等、きめ細やかに対応した(対応実績 74件)。</li> <li>• 千葉県浦安市が施行する市街地液状化対策事業(6地区 471宅地)について、浦安市との調整により、災害復興住宅地融資等の手続を定め、事業対象者に当該融資の周知を図った。また、浦安市内に店舗を持つ受託金融機関に取扱いの説明を行うとともに、お客さまコールセンターにおいても、丁寧な電話相談(平成 28年度累計で 97組の相談を実施)を実施した。</li> </ul> <p>また、融資額 300万円以下の場合は無担保とする制度改正(平成 28年 10月実施)の実施も踏まえ、事業の対象者に対する説明会を実施し、融資説明、相談等を実施した。(平成 28年 9月、11月 合計 2地区 3回)</p> <p>市街地液状化対策事業の対象者による災害復興住宅地融資は、平成 29年 3月末時点で 22件の申込みを受け付けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った結果、返済特例制度の適切な対応(34件、累計 6,184件)を実施した。災害復興住宅融資及び返済特例の据置期間が終了するお客さまへの周知等を実施(ダイレクトメールを 958通送付)した。また、必要に応じてカウンセリングを実施し今後の返済計画を検討する等、返済継続を支援した。</li> <li>• 個人版私的整理ガイドラインの適切な対応(申請 5件(累計 376件)、弁済計画成立 6件(累</li> </ul>	<p>また、融資額 300万円以下の場合は無担保とする制度改正の実施も踏まえ、事業の対象者に対する説明会を実施し、融資説明、相談等を実施した。</p> <p>(合計 2地区 3回)</p> <p>平成 29年 3月末時点で 22件の申込みを受け付けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 返済特例制度の適切な対応(34件、累計 6,184件)を実施した。災害復興住宅融資及び返済特例の据置期間が終了するお客さまへの周知等を実施(ダイレクトメールを 958通送付)した。また、必要に応じてカウンセリングを実施し今後の返済計画を検討する等、返済継続を支援した。</li> <li>• 個人版私的整理ガイドラインの適切な対応(申請 5件(累計 376件)、弁済計画成立 6件(累計 355件))を実施した。</li> </ul>	<p>目標が達成されたという評価(B 評価)と言えるだろう。</p>
--	--	--	--	---	---	------------------------------------

<p>る関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。)等の手続に従い、適切な措置を講ずること。</p>	<p>機動的に構築し、適切に実施する。</p> <p>また、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。)等の手続に従い、適切な措置を講ずる。</p>	<p>機動的に構築し、適切に実施する。</p> <p>また、返済相談においては、借入者の状況に応じて、災害特例等のみならず、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成 23 年 6 月 17 日に開催された二重債務問題に関する関係閣僚会合でとりまとめられた二重債務問題への対応方針を踏まえ、個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会により策定された個人債務者の私的整理に関するガイドラインをいう。)等の概要を説明するとともに、手続に従い、適切な措置を講ずる。</p>		<p>計 355 件) ) を実施した。</p>		
--	---	---	--	--------------------------	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	組織運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進めること。 支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めること。	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進める。 支店については、機構の主要な業務が直接融資業務から証券化支援業務に変更され、支店の業務内容が変化していることから、全国を 11 ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進める。	住宅融資保険業務及び住宅資金貸付業務のうち事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を進める。 支店については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、南九州支店は平成 28 年 1 月に九州支店と統合したところであり、北関東支店についても平成 28 年度末までに首都圏支店と統合した上で、効率的・効果的な組織体制とする。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化及び、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえた平成 28 年度末までの北関東支店及び南九州支店の他支店との統合について進めている	<主要な業務実績> ・事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化については、平成 24 年度に以下の取組を実施したところであり、平成 28 年度においても引き続き当該取組を継続している。 ▶まちづくり推進部のマンション再生支援グループを廃止した。 ▶北海道支店、中国支店及び九州支店のまちづくり推進グループを廃止した。 ▶事業系直接融資に係る融資審査業務を審査部事業審査センターに集約し、各支店の事業審査グループを廃止した。 ・支店体制の見直しについては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、北関東支店は首都圏支店と統合した上で、本店部署として効率的・効果的な組織体制とした（平成 28 年 5 月実施）。	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化については、平成 28 年度においても引き続き当該取組を継続している。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、支店体制の見直しについて、北関東支店は首都圏支店と統合した上で、本店部署として効率的・効果的な組織体制とした（平成 28 年 5 月実施）。	評価 B  <評価に至った理由> 事務・事業の見直しの基本方針において廃止することとされた業務に係る組織の合理化を実施するとともに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、北関東支店を首都圏支店と統合した上で、ガバナンス強化の観点から組織体制を見直し、横断的な部署として首都圏広域事業本部を本店に設置した（平成 28 年 5 月）。 なお、南九州支店については、同年 1 月に九州支店と統合済みであり、効率的・効果的な組織体制の整備を図った。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	



				か。			<p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評定について、外部有識者は「B」 評定が妥当であるとの意見で一致 した。</p>
--	--	--	--	----	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	一般管理費等の低減、業務・システム最適化		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率 (計画値)	最終年度までに 15%以上削減(平成 23年度比)	—	—	—	—	—	—	最終年度までに 15% 以上削減
一般管理費削減率 (実績値)	—	—	10.8%	8.0%	7.7%	14.7%	19.4%	
達成度	—	—	—	—	—	—	129.3%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>2. 一般管理費等の低減</p> <p>(1) 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)については、平成 23 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減すること。</p> <p>(2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その削減を徹底すること。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回収業務等の業務は、積極的に外部機関への委</p>	<p>2. 一般管理費等の低減</p> <p>(1) 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)については、業務運営全体の効率化を図ることにより、平成 23 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 15%以上削減する。</p> <p>(2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その削減を徹底する。特に、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回収業務について、外部の有識者の知見を活用する</p>	<p>2. 一般管理費等の低減</p> <p>(1) 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)については、業務運営全体の効率化を図ることにより、中期目標の達成に向け削減する。</p> <p>(2) 事務関係費については、民間機関における取組の状況を踏まえ、その削減を徹底する。</p> <p>① 業務の効率化を図るため、住宅ローン債権のうち全額繰上償還請求を行ったものについて、管理回収業務を債権回収会</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>一般管理費等の低減及び業務・システム最適化に努めているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、一般管理費を平成 23 年度に比べ 19.4%削減した。</li> <li>債権回収会社への業務委託を活用し、物件処分による回収を促進した(個人向け債権の委託率: 91.8%)</li> <li>電話相談業務、社内システムの運用・管理業務、住宅債券に係る事務手続、旅費事務手続等の外部委託を継続し、業務の効率化を行った。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定: B</p> <p>理由: 以下の実績を踏まえ、B 評価とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等の競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、平成 23 年度に比べ 19.4%削減した。</li> <li>業務・システム最適化計画に基づき、IT 戦略委員会の運営等を通じた IT ガバナンスを実施しシステム調達全 21 件について競争性の高い調達方式を採用しコストの適正化を行った。</li> </ul>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>一般管理費については、一括購入契約による単価の引下げや一般競争入札等による競争性を確保できる調達方式の継続的实施等の経費削減の取組により、平成 23 年度対比 19.4%削減し、中期計画に掲げている目標(▲15.0%)を大幅に上回る実績となった。</p> <p>債権管理回収業務、電話相談業務、社内システムの運用・管理業務等の業務については、外部委託を継続し、業務の効率化を推進した。</p> <p>また、業務・システムの効率化・合理化については、業務システム最適化計画に基づき適切に実施し、21 件全てのシステム調達案件について競争性の高い調達方式を採用し、コストの適正化を図った。</p>	

<p>託を進めることにより、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進すること。</p> <p>3. 業務・システム最適化</p> <p>(1) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成 17 年 6 月 29 日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を引き続き着実に実施すること。</p> <p>(2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現すること。</p>	<p>等透明性の高い方法により債権回収会社を選定し、その委託を積極的に進めるなど、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進する。</p> <p>3. 業務・システム最適化</p> <p>(1) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成 17 年 6 月 29 日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき策定した業務・システムに関する最適化計画(以下「最適化計画」という。)を引き続き着実に実施する。</p> <p>(2) 最適化計画におけるシステム調達方式の見直し及び徹底した業務改革の断行を継続するとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。</p> <p>(3) 職員のITリテラシー向上、内部人材のレベルアップを図るため、研修等を実施する。</p>	<p>社に委託する。</p> <p>② 事務手続の外部機関への委託を行い、業務の効率化及び体制の合理化を推進する。</p> <p>3. 業務・システム最適化</p> <p>(1) 業務・システム最適化計画(平成 19 年度策定)について、これを着実に実施するとともに、更なる効率化・合理化に向けた措置を講じた見直しを行う。</p> <p>(2) システム調達について、引き続き競争性の高い調達方式の採用等を行うとともに、最適化計画の趣旨を踏まえ策定する情報体系整備のための計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。</p> <p>(3) 内部人材のレベルアップを図るため、ITリテラシー向上に資する外部の専門的知見を有する者を活用して、職場内研修(OJT)等を実施する。</p>		<p>・総合オンラインシステムのサーバ化及び機構内に設置されたシステムのサーバ機器の統合プロジェクトについては順調に進捗している。</p> <p>・業務・システム最適化計画に基づき、IT戦略委員会の運営等を通じてITガバナンスを実施し、システム調達全 21 件について競争性の高い調達方式を採用しコストの適正化を図った。</p> <p>・人材育成のための計画の作成のうえ、外部知見を有する有識者を交えた勉強会(2回)や情報システムの管理に従事する職員向け研修を実施するとともに、職員を外部研修に参加させた。</p>		<p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p>
---	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	入札及び契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、透明性及び公正な競争を確保し不正行為の予防を推進しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進すること。	(1) 調達等合理化計画 （「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会の審議等を踏まえて毎年度策定するものをいう。以下同じ。)に基づく PDCA サイクルによる取組等を通じて公正性及び透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進する。	(1) 調達等合理化計画 （「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会の審議等を踏まえて毎年度策定するものをいう。以下同じ。)に基づき、調達の合理化を着実に実施する。	<主な定量的指標> ・競争性のない随意契約の比率 (件数、金額) <その他の指標> ・随意契約の理由の妥当性 ・一者応札・応募案件にかかる改善方策の妥当性 ・継続的取組事項の実施状況 ・不祥事発生の未然防止の取組実施状況 <評価の視点> ・入札及び契約の適正化・公表に努めているか。	<主要な業務実績> ・平成 28 年度調達等合理化計画は、事前に契約監視委員会にて点検 (平成 28 年 6 月 3 日) を受けた上で策定した。 ・調達等合理化計画に基づき、以下の取組を実施した。 ▶ 競争性のない随意契約については、真にやむを得ないものに限ることとして取組を実施した。 →件数、金額のいずれも、評価指標 (件数比: 20%、金額比: 17.5% (平成 26 年度全独法平均)) を下回った。 【平成 28 年度実績】 件数: 49 件 (5.3% : 対前年度比▲37.2%) 金額: 8.4 億円 (1.7% : 対前年度比▲9.9%) →これまで契約監視委員会にて点検を受けたことのない類型の新規の競争性のない随意契約 (理事長が定める基準に該当するもの) は、事前に機構内部に設置された契約審査委員会の点検を受けた上で、事後に契約監視委員会の点検を受け、妥当である旨の評価を得た。 ▶ 一者応札・応募案件については、資格等級の柔軟な対応、公告期間の延長及び事業者ヒアリング結果の可能な範囲での反映など、公正性・透明性を確保した上で競争性を保つための改善	<評価と根拠> 評価: B 理由: 以下の実績を踏まえ、B 評価とした。 ・競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものを除き行わないこととし、継続的に取り組んだ結果、件数、金額とも評価指標を達成した。 ・これまで契約監視委員会にて点検を受けたことのない類型の新規の競争性のない随意契約は、事前に機構内部に設置している契約審査委員会の点検を経た上で契約監視委員会において点検を受け、妥当である旨の評価を受けた。 ・一者応札・応募案件に係る各改善方策は、案件の特性を考慮の上策定しており、契約監視委員会において全て妥当である旨の評価を受けた。 ・主な継続的取組事項については、①契約審査委員会の活用、	評価 B <評価に至った理由> 調達等合理化計画に基づく取組により、競争性のない随意契約については、真にやむを得ないものに限定し、件数・金額ともに当該計画の目標の範囲内に抑制しており、契約監視委員会による点検において妥当であるとの評価を得た。一者応札・応募案件に係る改善方策についても、同委員会において全て妥当であるとの評価を得た。 また、平成 28 年度調達等合理化計画及び自己評価結果について、機構ホームページ上で公表した。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し	

				<p>方策を実施した。</p> <p>→平成 28 年度の一者応札・応募案件（理事長が定める基準に該当するもの：34 件）に係る改善方策については、全て契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。</p> <p>（参考）平成 28 年度実績  件数：34 件（対前年度▲8.1%）  金額：109.7 億円（対前年度比 120.0%）</p> <p>▶ 適正かつ合理的な調達のための取組を継続的に実施した。</p> <p>① 予定価格が 10 万 S D R 以上の調達案件（新規の競争性のない随意契約については 10 万 S D R 未満の案件を含む。）は、契約審査委員会において随意契約の理由の妥当性・参加要件の点検等を実施した。（27 回、52 件：平成 27 年度実績 26 回、55 件）</p> <p>② 市場価格等の情報を幅広く収集し、適切な予定価格を設定した。</p> <p>③ 官公需法等に基づく諸施策を尊重し、これらを踏まえた取組方針等を調達担当部署の職員に周知した。</p> <p>▶ 調達に関するガバナンスを徹底するため次の取組を実施した。</p> <p>① 随意契約に関する内部統制の取組として、新規の競争性のない随意契約は、契約締結前に契約審査委員会の点検を受けた（再掲）。</p> <p>② 不祥事発生 of 未然防止の取組として、契約担当部署があらかじめ全ての調達案件を点検するとともに、事務処理マニュアル、Q &amp; A を更新し、調達担当部署の職員を対象とした研修等を実施した。</p> <p>・平成 28 年度調達等合理化計画及び自己評価結果について、ホームページで公表した。</p>	<p>② 適切な予定価格の設定、③ 調達に関する諸施策の尊重及び周知に關して的確に対応した。</p> <p>・調達に関するガバナンスの徹底については、① 随意契約に関する内部統制の確立、② 不祥事の発生の未然防止のための取組のいずれも的確に取り組んだ。</p> <p>・平成 28 年度調達等合理化計画及び自己評価結果について、ホームページで速やかに公表しており、適切に対応した。</p>	<p>&lt;その他&gt;  評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p>
	(2) 調達等合理化計画及び事業年度終了後に実施する自己評価の結果についてホームページ上で公表する。	(2) 調達等合理化計画及び事業年度終了後に実施する自己評価の結果についてホームページ上で公表する。				

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	適切な内部統制の実施、積極的な情報公開		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において「法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させるため、役員の実任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る」とされているように、重要であるため。）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、機構において業務の内部点検を定期的に実施すること。また、その結果を踏まえ、業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じ、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図ること。 なお、第一期中期目標期間中に発生した事案に鑑み職員不祥事再発防止のためのコンプライアンスの取組について、点検・検証を行い、必要に	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、実施状況の点検を四半期ごとの年度計画についての点検とあわせて行う。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じ、ガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図る。 コンプライアンスに係る取組については、外部有識者の意見を踏まえ、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、毎年度の実践計	5. 適切な内部統制の実施 内部統制基本方針に基づき適切な内部統制を実施するとともに、平成25年度に判明した不適切な事務処理事案を踏まえ、内部統制の更なる高度化を図ることとし、実施状況の点検を四半期ごとの年度計画についての点検と併せて行う。また、その結果を踏まえ業務運営等の改善を図るとともに、必要に応じガバナンス向上の観点から内部統制基本方針の見直しを行うなど、ガバナンス体制の充実を図る。 独立行政法人改革等に	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な内部統制の実施、積極的な情報公開に努めているか。	<主要な業務実績> ・内部統制基本方針に基づき、適切な内部統制の取組を進めるとともに、25年度に判明した審査業務における不適切な事務処理事案等を踏まえ、28年度も予防的統制、発見的統制及び例外管理の観点から内部統制の更なる高度化に向けて以下の取組を実施した。 また、年度計画及び業務運営上の目標の確実な達成を図るため、部署ごとに重点的に取り組む事項をアクションプランとして定め、四半期ごとに実施状況の点検を行い、点検結果を役員会に報告するなどPDCAサイクルを実施し、年度計画等の内部点検を適切に実施した。 ○予防的統制 ➤業務内容に応じて、役割を適切に分担することにより、グループ内の業務が円滑に執行できる環境の整備・充実を図るとともに、管理職者による主体的なマネジメントを一層強化するための時間確保及び非管理職者が権限と責任のある業務を担当することによるモチベーション向上を目的として、決裁権限の見直しを実施した。	<評価と根拠> 評価：B 理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。 ・過去に発生した不祥事や不適切な事務処理事案を踏まえて、決裁権限の見直しや所属長による職員面談の実施等の「予防的統制」の観点及び各所属長を点検実施責任者とする内部自主点検や内部監査における法人文書や個人情報の管理状況の確認等の「発見的統制」の観点から統制環境を整備した。 ・本支店のグループ長決裁事項のうち、判断が容易で、かつ、範囲が限定的であるものについて、総括又は業務主任に権限を委譲し（計32項目）、29年4月から2項目追加するこ	評価 B <評価に至った理由> 過去の不適切な事務処理事案等を踏まえ、適切な内部統制の実施に向けて、以下の取組を実施した。 ①システムオペレーションの変更や権限委譲による管理職のマネジメント強化等の不正を予防する取組 ②内部監査や内部自主点検等により自主的に改善点等を発見する取組 ③「カイゼン活動」やコンプライアンスドリルの実施といった各職員のコンプライアンス意識を向上させる独自の取組等 これらの取組を継続的に実施するとともに、四半期毎にこれらの進捗状況を点検し、必要に応じて取組方策の見直しを行うなど、PDCAサイクルの実践により内部統制の	

<p>応じて、随時、取組方策の見直しを行うこと。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>画であるコンプライアンスプログラムを策定し、実施していく。</p> <p>なお、コンプライアンスプログラムには、職員不祥事再発防止のためのコンプライアンスの徹底、営業行動管理、人事管理及び情報管理に係る具体的な取組事項を盛り込み、組織を挙げて再発防止に取り組むとともに、四半期ごとに取組状況を点検するほか、毎年度1回、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証の上、適宜、取組方策について必要な見直しを行う。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>関する基本的な方針を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会において、事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示する。</p> <p>コンプライアンスに係る取組については、外部有識者の意見を踏まえ、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、毎年度の実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定し、実施していく。</p> <p>コンプライアンスプログラムには、職員不祥事再発防止のための具体的な取組事項を盛り込み、組織を挙げて再発防止に取り組む。</p> <p>また、四半期ごとに取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、適宜、取組方策について必要な見直しを行う。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、平成27年度に整備した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本支店のグループ長決裁事項のうち、判断が容易で、かつ、範囲が限定的であるものについて、28年7月から、総括又は業務主任に権限を委譲し（計32項目）、29年4月から2項目追加することを決定した。省エネ賃貸住宅融資及びまちづくり融資（長期事業資金）等に係る借入希望額が2億円未満の案件について、事業審査センター長からグループ長・推進役に権限を委譲した。（29年1月から実施）</li> <li>▶ 懸念・不審情報があった場合の情報共有や内部通報制度の周知を徹底するとともに、所属長及び人事部署による職員面談の実施、退職者アンケートの実施等の人事管理を徹底した。また、毎年度1回実施するコンプライアンスに係る職員意識調査を通じて浸透状況を検証し、取組方策に反映した。</li> <li>▶ 理事長から職員に対し、折に触れて内部統制についてのメッセージを発信しているほか、内部統制に係る全職員向けの研修をeラーニングを活用した形式で実施した。</li> <li>▶ 経営に対する職員の意識を高め、現場力の向上に繋げることを目的として、経営上のトピックスをまとめた情報通信を28年度は19回発行（27年度は24回）し、全社掲示板への掲載や全部署で勉強会を開催した。</li> <li>▶ 仕事の意味や意義を再確認すること等を目的に、お客さまやビジネスパートナーから職員が頂いた「ありがとう事例」を集めて冊子として作成し、職員に配付した。</li> </ul> <p>○発見的統制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自部署における内部統制の状況を自ら点検するため、各所属長を点検実施責任者とする内部自主点検を実施した。</li> <li>▶ 民間金融機関の運用を踏まえ、不正防止の観点から、長期休暇の取得を徹底するとともに、自部署執務室内の個人デスク等の点検を行った。</li> <li>▶ 内部監査において、法人文書や個人情報の管理状況の確認等の監査を実施した。また、内部自主点検や実地点検・モニタリングの実施状況やその有効性を加味し、発見的統制を意識した監査を実施した。</li> </ul> <p>○例外管理</p>	<p>とを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長から職員へのメッセージの発信、内部統制に係る全管理職向けの研修をeラーニング形式での研修実施、経営上のトピックスをまとめた情報通信の発行（平成28年度19回）等を実施した。</li> <li>・権限委譲に併せて行う「例外管理」の実施に際して、外部環境の変化等に対応し、業務の有効性及び効率性を改善する取組として、カイゼン活動を積極的に推進し、年間カイゼン件数は平成28年度2,112件となり対前年度比123.4%と増加した。</li> <li>・カイゼン活動は、平成29年2月に開催された第9回総務省独法評価制度委員会において、個別の法人の優れた取組として発表する機会を与えられ、委員全員から高い評価を得た。</li> <li>・コンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス意識の向上に資する取組を行うとともに、取組内容を四半期毎に点検し、PDCAを着実に実施した。</li> <li>・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを整備するとともに、平成28年度情報セキュリティ対策推進計画に基づく情報セキュリティ対策を実施した。</li> <li>・全職員を対象に標的型攻撃メール訓練を実施した。</li> <li>・平成27年度決算の財務内容等、</li> </ul>	<p>高度化を図った。「カイゼン活動」については、全部署での年間カイゼン件数は2,112件（前年度対比123.4%）となり、第9回総務省独立行政法人評価制度委員会（平成29年2月開催）において好事例として発表した点は評価できる。</p> <p>また、政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを整備し、平成28年度情報セキュリティ対策推進計画に基づく情報セキュリティ対策を実施するとともに、財務内容等の情報公開についても、機構ホームページ上及びディスクロージャー誌において適切に実施した。</p> <p>なお、業務委託先において個人情報漏えい事案が2件（(株)優良住宅ローン及びGMOペイメントゲートウェイ(株)における個人情報漏えい）発生したが、従来より、委託先金融機関に対しては、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律に基づき、以下の取組により個人情報管理体制を整備していた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①業務委託契約書の整備</li> <li>②書面調査等による個人情報管理態勢の把握</li> <li>③情報提供・注意喚起の実施</li> <li>④監査の実施等の取組</li> </ol> <p>金融機関以外の業務委託先に対しても、以下の取組を適切に実施していた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①個人情報の取扱状況を確認した上での選定</li> <li>②業務委託契約書に個人情報に関する秘密保持等の義務等を記載</li> <li>③契約期間中に個人情報の取扱状況をヒアリング等により確認</li> </ol> <p>情報漏えい事案の発生後においては、以下のとおり迅速かつ丁寧な顧客対応を行い、二次被害の発生防止に努めている。</p>
---	--	---	--	--	--	--



				<p>▶ 外部環境の変化等に的確に対応した業務運営を行うため、業務の有効性及び効率性を改善する取組として、現場でのカイゼン活動を積極的に推進した。全部署における年間カイゼン件数は平成 28 年度 2,112 件となり対前年度比 123.4%と増加した。</p> <p>▶ また、11 月に「カイゼン発表全国大会」を開催し、来賓として遠藤功氏（株式会社ローランド・ベルガー日本法人会長）に講評いただいたほか、総務省行政管理局及び中小企業基盤整備機構からも視察に訪れた。カイゼン発表全国大会の翌日にはカイゼン活動リーダー研修を開催し、他部署の良い事例の発表や先進的な他企業の取組に触れる機会を設けた。</p> <p>▶ さらに、大会の様子やこれまでのカイゼンの取組は、平成 29 年 2 月に開催された第 9 回総務省独法評価制度委員会において、個別の法人の優れた取組として発表する機会を与えられ、委員全員から高い評価を得た。</p> <p>・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として設置した事業運営審議委員会において、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要をホームページに公表した（平成 28 年度は 2 回開催）。</p> <p>・機構全体のコンプライアンスを徹底・定着させるための行動計画として、職員不祥事の再発防止策を含むコンプライアンスプログラムを外部有識者の意見を踏まえて策定し、これに基づいてコンプライアンス推進活動を行った。具体的には、以下のとおり。</p> <p>▶ 職員不祥事に関連するテーマをもとにコンプライアンスミーティング（全職員が各部署の小グループの単位に分かれて行う双方向の議論）を行い、懸念・不審情報を認識したときの対応を確認するとともに不祥事の風化防止を図った。</p> <p>▶ 不祥事防止に係る全職員向けの研修を e-ラーニングを活用した形式で実施した。</p> <p>▶ コンプライアンスドリルを毎月定期的に出題し、日々コンプライアンスの重要性に接する機会を持つことで意識の向上に繋げた。</p>	<p>機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。</p> <p>・業務委託先における情報漏えい事案が 2 件発生したが、機構において以下のとおり、適切に対応した。</p> <p>(1)優良住宅ローンにおける個人情報漏えい事案への対応 ①機構内に速やかに「対策本部」を設置し、関係役員及び関係部署間の情報共有等を実施 ②事案の公表 計 3 回 ③お客さまコールセンターにおける対応を実施 ④優良住宅ローンにおける適切なお客さま対応（注意喚起文書の送付、お詫び文書の送付お客さま相談窓口の設置）を指示 ⑤是正勧告文を手交するとともに、再発防止策の策定を指示⑥再発防止策の定着状況を立ち入り検査で確認し、着実に実施していることを確認 ⑦事案の発生を踏まえ、買取対象金融機関である貸金業者に対して、例年実施している書面調査に加え、当事案と同様の事象の発生防止を図る観点から追加調査を実施し、更に全貸金業者に対して実地点検を実施</p> <p>(2)GMOペイメントゲートウェイ株式会社における個人情報漏えい事案への対応 ①機構内に速やかに「対策本部」を設置し、関係役員及び関係部署間の情報共有等</p>	<p>&lt;(株)優良住宅ローンにおける個人情報漏えい事案&gt;</p> <p>・(株)優良住宅ローン（以下「優良 J L」という。）において、利用する電子メール管理サーバに対して不正アクセスがあり、37,168 名分の個人情報漏えい。</p> <p>・機構は、本事案に対する「対応本部」を機構内に速やかに設置の上、迅速に事案を公表し（平成 28 年 10 月）、優良 J Lにおける顧客対応と併せて、機構のお客さまコールセンターにて顧客対応を実施するとともに、優良 J Lに対しては、是正勧告文を手交した上、再発防止策の策定を指示し、立入検査によりその定着状況を確認。</p> <p>・当該事案を踏まえ、各委託先に対して注意喚起等を実施。</p> <p>以上の取組により、二次被害の発生は報告されていない（平成 29 年 6 月末時点）。</p> <p>&lt;GMOペイメントゲートウェイ(株)における個人情報漏えい事案&gt;</p> <p>・団信特約料のクレジットカード払いに係る事務を委託している GMOペイメントゲートウェイ(株)（以下「GMO社」という。）が運営するクレジットカード払いサイトに対して不正アクセスがあり、40,872 件分の個人情報漏えい。</p> <p>・機構は、本事案に対する「対策本部」を機構内に速やかに設置の上、迅速に事案を公表し（平成 29 年 3 月）、顧客へのお詫びと今後の手続きに関する案内を送付するとともに、GMO社が設置している機構団信カード払い特設ダイヤルでの顧客対応を支援。</p>
--	--	--	--	--	--	--

	<p>6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、情報公開を積極的に推進すること。</p>	<p>6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、説明責任の向上を図る見地から、機構の業務等を紹介するディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。</p>	<p>6. 積極的な情報公開 業務運営の透明性を確保するため、説明責任の向上を図る見地から、機構の業務等を紹介する日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページの内容について、勘定ごとの財務内容の解説等の充実を図ること等により、住宅ローン利用者を含めた国民に対して業務の内容や財務</p>		<p>▶ ハラスメント防止の取組として、ハラスメント関連規定の改正を行った。また、それらを社内に浸透させるために、e-ラーニングを活用したマタニティハラスメント防止に係る苦情・相談担当者向けの研修、社内掲示板やコンプライアンスドリルを活用したハラスメントに係る関連情報の周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスの取組のPDCAを着実に実施するため、四半期毎に取組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告した。また、定期的にコンプライアンス委員会に外部有識者を招請して、コンプライアンスの取組に対する評価・意見を聴き、翌年度のコンプライアンスプログラムの策定に反映させた。</li> <li>・ディスクロージャー誌、ホームページの内容の充実など情報公開を積極的に実施した。ディスクロージャー誌では、平成27年度の取組等をトピックスとした特集ページを作成した。併せて機構の取組をよりコンパクトに取りまとめたダイジェスト版を作成した。</li> <li>・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを整備するとともに、平成28年度情報セキュリティ対策推進計画に基づく情報セキュリティ対策を実施した。</li> <li>・平成28年7月に全職員を対象に標的型攻撃メール訓練を実施した。</li> <li>・平成27年度決算の財務内容、勘定ごとの財務状況の解説、中期目標・中期計画・年度計画等、機構の業務内容や経営状況等について、日本語版及び英語版のディスクロージャー誌並びにホームページにより情報を公開した。</li> <li>・平成28年度は、上記に加えて機構の取組内容等が簡潔に分かるように、引き続きディスクロージャー誌のダイジェスト版を作成し、関係機関へ配布した。</li> </ul> <p>○業務委託先における情報漏えい事案への対応 (1)優良住宅ローンにおける個人情報漏えい事案への対応</p>	<p>を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②事案の公表 5回</li> <li>③事案発覚後、速やかに団信特約料カード払いサイトの受付を停止</li> <li>④お客さまに対してお詫びと今後のクレジットカードの支払いに関する手続の案内を送付</li> <li>⑤GMO社が設置している機構団信カード払い特設ダイヤルでのお客さま対応を支援</li> <li>⑥機構職員及び外部の情報セキュリティアドバイザーが、GMO社に対し不正アクセスされたシステムを継続利用する場合の安全性等のヒアリング</li> <li>⑦5月19日機構あてに提出された「サイト再開に向けた最終報告書」を踏まえ、情報セキュリティアドバイザーの意見を得た上で、個人情報流出の原因分析及び技術面・運用面の再発防止策が十分であることを確認</li> <li>⑧お客さまへの周知、GMO社との委託内容の見直しを踏まえ、6月5日団信特約料カード払いサイトを再開</li> </ul> <p>両事案ともこれまでに、情報漏えいによる二次被害は発生していない。(29年6月末現在)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GMO社に対し、機構職員及び外部の情報セキュリティアドバイザーが、不正アクセスされたシステムを継続利用する場合の安全性等のヒアリングを実施。</li> <li>・GMO社が提出した再発防止策の内容について、安全性を確認した後、事案発生以後停止していた団信特約料カード払いサイトを再開。</li> </ul> <p>以上の取組により、二次被害の発生は報告されていない（平成29年6月末時点）。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt; 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2件の情報漏えい案件があったことは非常に残念であるが、機構の管理の致命的な不備によって発生したとまでは言えない。ネットを使ったサービスの提供は利用者の利便性を高めるために使わざるを得ない中で、事前の防止体制のレベルアップと、事後的な被害を最小限に抑えるための努力を続けて欲しい。</li> <li>・業務委託先の情報漏えい事案の発生に対する対応は、適切であった。</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>諸表等の経営状況に関する情報の公開を積極的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が業務を委託している（株）優良住宅ローン（以下「優良JL」という。）において、利用する電子メール管理サーバに対して不正アクセスがあり、大量の個人情報が漏えいしたものの。</li> <li>・漏えい件数：37,168名分、漏えいした情報：返済に関する口座情報や融資情報等</li> <li>・機構における対応        事案報告（28年10月5日）を受け、優良JLに対して、詳細な事実関係の調査及び報告を求めるとともに、被害拡大の防止措置の徹底を依頼し、同日以降、以下のとおり対応した。       <ul style="list-style-type: none"> <li>①機構内に副理事長を本部長とする「対応本部」を速やかに設置し、関係役員及び関係部署間の情報共有等を実施</li> <li>②事案の公表（優良JLと同日にホームページで公表）28年10月6日：事案発覚直後、漏えいの可能性がある旨案内、28年10月26日：続報（優良JLは同日、日銀記者クラブで記者発表を実施）、29年1月13日：漏えい事実と優良JLの再発防止策を案内</li> <li>③お客さまコールセンターにおける対応を実施</li> <li>④優良JLに対して適切なお客さま対応を指示            &lt;優良JLの対応&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えいが想定されるお客さまに新たな被害を防止するための注意喚起文書の送付（28年10月25日～28年10月31日）</li> <li>・漏えいの実事が判明したことを受けお詫び文書を送付（29年1月12日・29年1月13日）</li> <li>・お客さま特別相談窓口の設置</li> </ul> </li> <li>⑤是正勧告文を手交するとともに、再発防止策の策定を指示し、優良JLが策定</li> <li>⑥再発防止策の定着状況を立ち入り検査で確認し、着実に実施していることを確認</li> <li>⑦当事案の発生を踏まえ、買取対象金融機関である貸金業者に対して、例年実施している書面調査に加え、当事案と同様の事象の発生防止を図る観点から追加調査を実施し、更に全貸金業者に対しても実地点検を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>(2)GMOペイメントゲートウェイ株式会社における個人情報漏えい事案への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団信特約料のクレジットカード払いに係る事務を</li> </ul>		
--	--	--	------------------------------------	--	--	--

				<p>委託しているGMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「GMO社」という。）において、GMO社が運営するクレジットカード支払いサイトに対して不正アクセスがあり、大量の個人情報の漏えいが判明したものと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えいした件数：40,872件、漏えいした情報：クレジットカード番号、有効期限 等</li> <li>・機構における対応</li> </ul> <p>事案報告（29年3月10日）を受け、GMO社に対して、詳細な事実関係の調査及び報告を求めるとともに、被害拡大の防止措置の徹底を依頼し、同日以降、以下のとおり対応した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①機構内に副理事長を本部長とする「対応本部」を速やかに設置し、関係役員及び関係部署間の情報共有等を実施</li> <li>②事案の公表（ホームページで公表） <ul style="list-style-type: none"> <li>29年3月10日：事案発覚直後（不正アクセス及び個人情報流出のおそれ）、29年3月17日：続報1（流出したおそれのある情報、今後の特約料支払いに関する手続等）、29年3月29日：続報2（お客さまに対するお詫び文書の送付等）、29年4月19日：続報3（対応状況及び不正取得された件数）、29年6月5日：続報4（団信特約料カード払いサイト再開）</li> </ul> </li> <li>③事案発覚後、速やかに団信特約料カード払いサイトの受付を停止（29年3月10日）</li> <li>④お客さまに対してお詫びと今後のクレジットカードの支払いに関する手続の案内を送付 <ul style="list-style-type: none"> <li>29年3月28日から支払い月が早いお客さまから順次発送し、29年4月12日までに発送を完了</li> </ul> </li> <li>⑤GMO社が設置している機構団信カード払い特設ダイヤルでのお客さま対応を支援</li> <li>⑥機構職員及び外部の情報セキュリティアドバイザーが、GMO社に対し不正アクセスされたシステムを継続利用する場合の安全性等のヒアリングを実施</li> <li>⑦5月19日機構あてに提出された「サイト再開に向けた最終報告書」を踏まえ、情報セキュリティアドバイザーの意見を得た上で、個人情報流出の原因分析及び技術面・運用面の再発防止策が十分であることを確認</li> </ol>	
--	--	--	--	--	--

				<p>⑧お客さまへの周知、GMO社との委託内容の見直しを踏まえ、6月5日団信特約料カード払いサイトを再開</p> <p>→両事案とも情報漏えいによる二次被害は発生していない。(29年6月末現在)</p> <p><b>【参考】 機構の業務委託先管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先金融機関に対しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、個人情報管理態勢の整備等を求めている。具体的には、①業務委託契約書の整備（業務委託契約書に個人情報に関する秘密保持等の義務等を記載）②個人情報管理態勢の把握（機構業務に関する個人情報の管理態勢の基準を金融機関に示した上で、金融機関における当該基準の遵守状況について書面調査を実施）、③情報提供・注意喚起の実施（会議等の場での情報提供や金融機関経営層への働きかけ等を実施）、④監査等の実施（金融機関に対して定期的に監査を実施し、個人情報の管理態勢について確認）などの取組を実施</li> <li>・委託先金融機関以外の業務委託先に対しても、個人情報を適切に取り扱う能力があることを確認した上で選定し、業務委託契約書に個人情報に関する秘密保持等の義務等を記載している。契約期間中には、個人情報の取扱状況をヒアリング等により確認している。</li> <li>・なお、優良住宅ローンで発生した事案を踏まえ、各委託先に対して注意喚起等を行った。GMO社に対しては、同社がプライバシーマークの認定を受けていること、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)への適合認証を受けていること及び同社のシステムがPCI DSS（クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準）の認証を取得していること等により、個人情報の保護について適切な対策を講じていることを確認した。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	収支改善		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（第二期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国の財政資金の効率的な活用を徹底し、機構の効率的・安定的な経営を図るため、その財務内容の健全化・改善に努めることが重要であるため。）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
				業務実績	自己評価	評価	理由																			
(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）から承継した業務に係る経理を除く。）については、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消すること。 また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等に関する情報を公開すること。	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）から承継した業務に係る経理を除く。）については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、中期目標期間の最終年度までに繰越欠損金を解消する。 また、繰越欠損金の発生要因等を分析し、損失の状況、処理方法等については、ホームページを通じて、機構の財務諸表、リスク管理債	(1) 既往債権管理勘定以外の勘定（財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した業務に係る経理を除く。）については、証券化支援業務等の商品の見直し、業務運営の効率化の推進等により、全体として、繰越欠損金が発生しない損益を維持する。 また、損益状況等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて、機構の財務諸表、リスク管理債	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> 収支改善について、中期計画に掲げる繰越欠損金に係る目標の達成及び損益状況等の公開に努めているか。	<主要な業務実績> ・証券化支援事業の普及に向けて組織一丸となって取り組むとともに、個々のお客さまの状況に応じ丁寧に正常化支援を行う等の管理回収の取組によりリスク管理債権を削減した結果、既往債権管理勘定以外の勘定（保証協会から承継した業務に係る経理を除く。）について、平成 24 年度に繰越欠損金を解消し、目標を達成した上で、平成 28 年度においても 795 億円の当期総利益を計上し、3,674 億円の利益剰余金を計上した。 (単位：億円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>単年度</td> <td>401</td> <td>761</td> <td>1,029</td> <td>828</td> <td>795</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>260</td> <td>1,022</td> <td>2,051</td> <td>2,879</td> <td>3,674</td> </tr> </table> ・証券化支援事業(買取型)の信用リスク及びALMリスクについては、収益の発現に対して費用(損失)の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	単年度	401	761	1,029	828	795	累計	260	1,022	2,051	2,879	3,674	<評価と根拠> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・以下のとおり、全ての勘定において繰越欠損金を解消し、中期目標を達成した。また全ての勘定で単年度黒字を六期連続で達成した。 ・既往債権管理勘定以外の勘定において、リスク管理債権の削減に向けた取組の強化、証券化支援事業の普及等に向けて、組織一丸となって取り組んだ結果、繰越欠損金解消後も引き続き単年度黒字を達成（六期連続）した。 ・証券化支援事業(買取型)の信用リスク及び金利変動リスクについては、収益の発現に対して費用の発現が遅れる傾向があり、融資期間前半		評価 A <評価に至った理由> 平成 27 年度に中期計画を上回るペースで全ての勘定において繰越欠損金を解消した後、平成 28 年度においても当期純利益を計上し、将来にわたる安定的な財務基盤の構築を図るとともに、第二期中期目標期間の最終年度である平成 28 年度決算を踏まえ、将来のリスク等に備え積立金を計上し、残余につき国庫納付を可能とした。 既往債権管理勘定以外の勘定については、証券化支援事業の普及に向けた取組、提案型コンサルティングをはじめとするリスク管理債権削減の取組等により、平成 24 年度に繰越欠損金の解消を達成して以降、毎年度黒字を計上し、中期目標期間を通じて利益剰余金の積み立てを行うことができた（平成 28 年度末の利益剰余金：3,674 億円）。
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																					
単年度	401	761	1,029	828	795																					
累計	260	1,022	2,051	2,879	3,674																					

	<p>権等に関する情報を随時公開する。</p>	<p>権等に関する情報を随時公開する。</p>	<p>権等に関する情報を随時公開する。</p>	<p>・なお、第二期中期目標期間の最終年度である平成28年度決算を踏まえ、主務大臣と協議を行い、利益剰余金のうち、将来のリスク等に備え積立金を計上し、残余について国庫納付を行う予定である。</p> <p>・機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損益の状況、利益の処分方法等に関する情報を公開した。</p> <p>(証券化支援事業の普及に向けた取組)</p> <p>・金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じた良質な住宅への誘導を実施した。</p> <p>➢ フラット35の全ての申請件数に占めるフラット35Sの申請割合は、平成28年度は借換件数が急増したため、フラット35Sの申請割合が低下したが、借換を除いた場合の申請割合は、高水準で推移している。</p> <p>28年度：62.7% (27年度：82.1%)、 (借換除く28年度：89.5% (27年度：91.4%))</p> <p>➢ フラット35 (新築戸建て) の申込みにおける省エネ住宅 (フラット35Sの省エネルギー性基準に該当する住宅) のシェアは63.4%、耐震住宅に該当する住宅のシェアは50.8%であり、良質住宅の普及に着実に貢献している。</p> <p>※各性能のシェアについては重複して適合するものを含む。</p> <p>・機構における審査日数の短縮化によりお客さまの利便性を向上させた。</p> <p>➢ 標準処理期間内処理割合 91.6% (平成27年度90.9%)</p> <p>・IRによる投資家数の拡大やMBSの平準化等の取組によるスプレッドは安定化に推移し、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供した。</p> <p>・既往債権管理勘定については、返済相談等を通じた新規延滞発生の抑制、担保不動産の任意売却等の回収の取組等により、第二期中期目標期間中、毎年度当期総利益を計上し、平成27年度に繰越欠損金を解消し、目標を達成した上で、平成28年度においても1,211億円の当期総利益を計上し、</p>	<p>に発生した利益でその後の損失を賄う収益構造となっている。このため、当初に発生する利益を積立金とし、その後の損失発生時に積立金を取り崩すことで、将来にわたり安定的な財務基盤の構築を図っている。</p> <p>・平成28年度決算を踏まえ、主務大臣と協議を行い、利益剰余金のうち、将来のリスク等に備え積立金を計上し、残余について国庫納付を行う予定。</p> <p>＜証券化支援事業の普及に向けた取組＞</p> <p>・金融機関、住宅関連事業者等を通じたお客さまへの制度周知、各種媒体を通じた広報活動、中小事業者への技術支援等を通じて良質な住宅へ誘導し、フラット35におけるフラット35Sの申請割合は、高水準で推移している。</p> <p>・機構における審査日数の短縮化によりお客さまの利便性を向上させた。</p> <p>・IRによる投資家数の拡大やMBSの平準化等の取組によるスプレッドは安定に推移し、国債の金利が低下したことも相まって、お客さまに相対的に低い金利で住宅ローンを提供できた。</p> <p>・既往債権管理勘定においても、同様にリスク管理債権の削減に向けた取組等により単年度黒字を達成 (六期連続) し、繰越欠損金を解消し、</p>	<p>また、既往債権管理勘定については、返済相談等による新規延滞の抑制、担保不動産の任意売却等のリスク管理債権削減の取組等により、平成24年度には▲4,499億円であった繰越欠損金を平成27年度に前倒して解消した (平成28年度末の利益剰余金：1,433億円)。</p> <p>さらに、これらの損益状況等について、機構ホームページ上及びディスクロージャー誌において随時公開した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当無し</p> <p>＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <p>・全ての勘定で当期利益を計上し、目標を達成していることを評価する。</p> <p>・収支が黒字化し、その後も改善傾向が見られることは高く評価できる。</p> <p>・既往債権管理勘定及びそれ以外の勘定について、繰越欠損金を解消するとともに、単年度黒字を達成した。</p> <p>・証券化支援事業の普及、リスク管理債権削減及び新規延滞の抑制等の取組により、全ての勘定において繰越欠損金が発生しない、目標を上回る損益の維持 (当期総利益の計上及び利益剰余金の積立) ができた。また、財務諸表及びリスク管理債権等に関するディスクロージャーも的</p>
--	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--	---	---

<p>処理方法等に関する情報を公開すること</p>	<p>長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。</p> <p>また、損失の状況、処理方法等については、ホームページを通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。</p>	<p>長期延滞債権については、担保不動産の任意売却を進める等、債権管理・回収を的確に行うこと等により、繰越欠損金を着実に削減する。</p> <p>また、損失の状況、処理方法等については、ホームページ及びディスクロージャー誌を通じて、機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報を随時公開する。</p>		<p>1,433億円の利益剰余金を計上した。</p> <p style="text-align: right;">(億円)</p> <table border="1" data-bbox="1323 226 1902 352"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単年度</td> <td>1,659</td> <td>1,655</td> <td>1,760</td> <td>1,306</td> <td>1,211</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>▲ 4,499</td> <td>▲ 2,844</td> <td>▲ 1,084</td> <td>222</td> <td>1,433</td> </tr> </tbody> </table> <p>・既往債権管理勘定における利益剰余金については、今後、新たな国庫負担を発生させることなく、安定的に事業を終了させる観点から、将来の信用リスク等に備えて、第二期中期目標期間の最終年度である、平成28年度決算を踏まえ、主務大臣と協議を行い全額積立金とする予定である。</p> <p>・機構の財務諸表、リスク管理債権等に関する情報をホームページ及びディスクロージャー誌に掲載し、損益の状況、利益の処分方法等に関する情報を公開した。</p> <p>(リスク管理債権の削減に向けた取り組み)</p> <p>・延滞が継続しているお客さまについて、アンケート形式の書面を活用した提案型カウンセリング等によりお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を丁寧に提案した。</p> <p>・カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。</p>		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	単年度	1,659	1,655	1,760	1,306	1,211	累計	▲ 4,499	▲ 2,844	▲ 1,084	222	1,433	<p>中期目標を上回る達成となった。</p> <p>＜リスク管理債権の削減に向けた取組＞</p> <p>・延滞が継続しているお客さまについてアンケート形式の書面を活用した提案型カウンセリング等によりお客さまの実情に応じた家計の見直しや返済方法の変更を丁寧に提案した。</p> <p>・カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。</p>	<p>確になされた。</p>
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																			
単年度	1,659	1,655	1,760	1,306	1,211																			
累計	▲ 4,499	▲ 2,844	▲ 1,084	222	1,433																			

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	リスク管理の徹底等(1)～(3)		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
(1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する機能を強化すること。	(1) 機構の各種リスクを的確に管理するとともに、これらを統合的に管理する態勢を通じて、リスク管理機能を強化する。	(1) 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定、各リスクの管理態勢計画の策定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 機構の各種リスクを的確に管理し、対応しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク、オペレーショナルリスク等を的確に管理するために、各リスクを担当する役員・部署を定めるとともに、機構内に設置した信用リスク管理委員会（15回開催）、ALMリスク管理委員会（12回開催）及び合同リスク管理委員会（6回開催）において各リスク管理のPDCAを実践した。</li> <li>①各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、リスクの特定、モニタリング指標の設定及び管理態勢整備のための年度方針の策定について役員会で審議し、これらに基づきモニタリングを実施した。モニタリング結果は可能な限り早期に役員会へ報告した。</li> <li>②また、リスク横断的シミュレーションでは、将来の金利変動等を加味したキャッシュフローを前提に、信用リスク及び市場リスクの両リスクから発生する損失が金利収入で賄われているかどうかをリスク横断的に計測するとともに、これらのリスクの増加に対する財務上の耐性等を確認した。また、証券化支援勘定（買取型）では、永年で事業が継続する前提のシミュレーションを実施し、当該勘定の収益構造を把握するとともに、</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>理由：以下の実績を踏まえ、B評価とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク、オペレーショナルリスク等について、月次・四半期・半期・年次毎にモニタリングを行い、その結果を各リスク管理委員会及び役員会に報告した。</li> <li>信用リスクに適切に対応するため、モニタリング結果等を踏まえ、審査方針の見直し、信用コストの設定等を実施した。</li> <li>平成 27 年度から実施した機動的なALMオペレーションに対して、平成 28 年度も引き続き四半期毎にモニタリングを実施した。流動性リスク管理基準の実効性を検証し新しい流動性リスク管理基準を策定</li> </ul>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>各リスクを定性面・定量面から的確に管理するため、各リスクの管理を担当する役員・部署を定めるとともに、機構内に設置した信用リスク管理委員会、ALMリスク管理委員会及び合同リスク管理委員会において、各リスク管理のPDCAを実践した。</p> <p>また、既往債権管理勘定における将来の資金ギャップの拡大に備え、SB及びシンジケートローンにより資金調達を行った。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p>	

<p>(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行うこと。</p>	<p>(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアムの水準等を計測し、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行う。</p>	<p>(2) 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を極力抑制するよう与信審査の厳格化を図るとともに、不適正申込みの未然防止を徹底するよう金融機関に対して適切な融資審査の実施について働きかけを行う。また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク計量化手法の充実を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、買取型の証券化支援業務に係る提示金利又は保証型の証券化支援業務に係る特定住宅融資保険料等の料率の見直しを行う。</p>		<p>MBSクリーンアップ・コール行使の有無が財務に与える影響を分析した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期毎にモニタリングを行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会に報告した。</li> <li>・モニタリング結果等を踏まえて、個人債権及び賃貸債権の信用リスク計量化手法のうち債務者属性を区分する手法及び将来のデフォルト率を計測する手法の見直しを行った。</li> <li>・モニタリング結果等を踏まえて、買取型、保証型及び機構融資債権に係る平成 29 年度信用コスト等を設定した。</li> <li>・平成 28 年度の債権属性を踏まえて平成 29 年度リスクテイク方針を定めた。</li> <li>・平成 28 年度の審査方針を総括し、それを踏まえて平成 29 年度審査方針を定めた。</li> </ul>	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券化支援勘定（買取型）のリスク横断的シミュレーションにおいて、永年で事業が継続する前提のシミュレーションを実施し、当該勘定の収益構造を把握するとともに、MBSクリーンアップ・コール行使の有無が財務に与える影響を分析した。</li> </ul>	<p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p>
<p>(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等により的確に管理すること。</p> <p>既往債権管理勘定にあっては、財政融資資金の償還を着実に行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討</p>	<p>(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、住宅ローン債権の証券化や金利スワップ取引を活用した金利リスクのヘッジ等により的確に管理する。また、既往の資金の再調達・再運用と新規の資金調達を一体的に管理すること等により、ALM(資産・負債総合管理)の</p>	<p>(3) 金利リスク及び流動性リスクについては、証券化、多様な年限の一般担保債券(以下「SB」という。)の組み合わせによる発行等により、適切に対応する。また、SBの満期償還に伴う再調達や余剰資金の再運用と新規の資金調達を一体的に管理すること等により、A</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フラット35及び賃貸住宅融資においてストックから生ずるキャッシュフローのズレを、新規の資金調達時に事後的に調整した。</li> <li>・MBS、複数の年限のSBの発行のほか、シンジケートローンによる借入れを実施した。</li> <li>・平成 27 年度から市場環境等に応じて資金調達の年限を機動的に調整するALMオペレーションを実施しており、平成 28 年度も引き続き四半期毎にモニタリングを実施した。</li> <li>・月次・四半期毎にモニタリングを行い、その結果をALMリスク管理委員会及び役員会に報告した。当該報告では、定例報告事項のほか、期限前</li> </ul>		

<p>を進め、必要な措置を講ずること。</p>	<p>高度化を図る。          既往債権管理勘定にあつては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずる。</p>	<p>LMの高度化を図る。          既往債権管理勘定にあつては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、将来において生じる資産と負債のギャップについて、必要に応じてSB等による資金の再調達を行うとともに、資金の有効活用のための方策を検討・実施する。</p>		<p>償還動向の要因分析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期限前償還の実績値と期限前償還モデルから算出する推計値との乖離が小さくなるよう期限前償還モデルのパラメータ等の改正を行った。</li> <li>・既往債権管理勘定の中長期的な資金ギャップに対応するためSB及びシンジケートローンにより資金調達を行った。</li> </ul> <p>また、流動性リスク管理基準の実効性を検証し、新しい流動性リスク管理基準を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナス金利環境が終了した場合を想定し、金利が上昇した場合の金利見通しを踏まえてALM運営方針に反映させた。</li> </ul>		
-------------------------	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	リスク管理の徹底等(4)～(9)		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスク管理債権削減率(既往)(計画値)	最終年度までに10%以上削減	—	—	—	—	—	10.0%以上削減	
リスク管理債権削減率(既往)(実績値)	—	—	11.1%	26.1%	39.5%	49.6%	57.9%	
達成度	—	—	—	—	—	—		
リスク管理債権残高比率(証券)(計画値)	最終年度までに3.6%以内	—	—	—	—	—	3.6%以内	
リスク管理債権残高比率(証券)(実績値)	—	1.20%	1.09%	1.0%	0.90%	0.83%	0.77%	
達成度	—	—	—	—	—	—		
リスク管理債権残高比率(貸貸)(計画値)	最終年度までに3.6%以内	—	—	—	—	—	3.6%以内	
リスク管理債権残高比率(貸貸)(実績値)	—	1.31%	2.17%	1.84%	1.86%	1.85%	1.93%	
達成度	—	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	理由
	(4) 住宅ローン債権の回収業務を委託した外部機関の破綻リスクについて、適切に対応すること。	(4) 住宅ローン債権の回収業務の委託先については、経営状況等を適切に把握するとともに、万一委託先が破綻した場合には、業務の引受けが円滑に行われ	(4) 住宅ローン債権の回収業務を新たに委託する際には、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。また、委託先の経営状況のモニ	<主な定量的指標> ・リスク管理債権削減率(既往) ・リスク管理債権残高	<主要な業務実績> ・新規参入申請金融機関については、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等の適合基準に基づき適切に審査を行い、既委託先については、行政処分状況、決算結果等の経営状況等のモニタリングを実施することにより、全委託先の経営状況を把握した。	<評価と根拠> 評価：A 理由：以下の実績を踏まえ、A評価とした。 ・既往債権残高の減少に伴い、受託金融機関における従来の体制維持が難しい状況を踏ま	評価	A  <評価に至った理由> 延滞が継続している利用者に対しては、提案型カウンセリング等を継続的に実施し、積極的な働きかけやきめ細やかな対応を行うとともに、金融円滑化法の適用期限終了後

	<p>(5) 返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生の抑制を図りつつ、担保不動産の任意売却等により延滞債権を削減するなど、的確な債権管理を実施すること。</p>	<p>るよう事務処理の整備等の体制構築を図る。</p> <p>(5) 借入者の個別の状況を踏まえつつ、的確な債権管理を行うことにより、延滞債権を削減する。借入者の生活再建の円滑化に向け、返済困難者や被災者等との返済相談や返済条件の変更等のきめ細やかな対応等により新規延滞発生の抑制を図る。また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、債権回収を的確に行う。</p>	<p>タリングを行い、万一委託先が破綻した場合には、当該委託先が行っていた業務の引受けが円滑に行われるよう譲渡先の選定、移管手順等の事務処理スキームの整備等を行う。</p> <p>(5) 個人向けの住宅ローン債権については、返済相談等を通じ延滞債権の新規の発生を抑制するとともに、延滞債権の処理を進める。</p> <p>返済が困難になった借入者に対しては、平成 25 年 3 月 31 日を以て適用期限終了となった中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成 21 年法律第 96 号) (以下「金融円滑化法」という。)の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応する。</p> <p>また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。</p>	<p>額比率(証券) ・リスク管理債権残高 額比率(賃貸)  &lt;その他の指標&gt; &gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; リスク管理債権の削減等に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先で発生した大量の個人情報漏えい事案を踏まえ、16 社のモーゲージバンクに対して個人情報の取扱いや管理体制等に関する実地調査を行った。また、委託先が破綻した場合に備え、円滑な事務処理体制を整備する等機構内の協議を行った。</li> <li>・返済相談等を通じてお客さまの実情を把握し、実情を考慮した返済計画の策定を行う等、返済継続を促す働きかけに取り組んだ。</li> <li>・延滞が継続しているお客さまについては、平成 25 年度から実施している提案型カウンセリング(お客さまの延滞の原因や生活状況を詳細に把握することにより、お客さまの状況に応じた家計の見直しや返済方法の変更を提案して解決に導くこと。)の取組を継続して進めた。なかでも、お客さまとのカウンセリングの機会を得るために、アンケート形式の督促状の活用や機構自ら直接督促状を送付してカウンセリングを行うなどのきめ細かな働きかけの結果、これまで督促に対して応答がなく状況が把握できなかったお客さまのうち 22%が反応して状況把握やカウンセリングの機会を得るなど、正常化を支援し、延滞を削減することができた。</li> <li>・金融円滑化法の適用期限終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応。必要な相談体制の整備や実施状況の主務省報告を行ったほか、証券化支援業務の買取債権における元金据置中の金利引下げ(1%引下げ)について、同法適用期間中は国費で対応していたが、終了後も機構の自助努力により金利引下げ(0.5%引下げ)を実施した。</li> <li>・丁寧なカウンセリングを背景とした的確な返済方法変更の適用を継続してきた結果、返済方法変更後の正常化率は高水準で推移している。個人向け直接融資債権に係る年度別の返済方法変更適用件数と変更後 4 年経過時点での正常化率は以下のとおり。</li> </ul> <p>➤ 平成 22 年度：24,713 件に適用</p>	<p>え、金融機関のサービスの維持向上に取り組むとともに、機構自らもお客さまに丁寧に対応することで正常化率を高め、リスク管理債権を削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的には以下のとおり、返済が困難になったお客さまへのきめ細かな対応を通じ、リスク管理債権の目標値を大幅に上回る削減を実現した。</li> </ul> <p>[既往債権管理業務のリスク管理債権額] 対平成 23 年度末比▲57.9% (目標▲10%以上)</p> <p>[証券化支援業務のリスク管理債権比率] 0.77% (目標 3.6%以内)</p> <p>[賃貸住宅融資業務のリスク管理債権比率] 1.93% (目標 3.6%以内)</p> <p>➤ 延滞が継続しているお客さまについて、平成 25 年度から実施している提案型カウンセリングの取組を継続して進め、アンケート形式の督促状の活用や機構自ら直接督促状を送付してカウンセリングを行うなどのきめ細かな働きかけを実施した。</p> <p>➤ 金融円滑化法の適用期限終了後においても同法の趣旨を踏まえ、返済困難者に対して償還期間延長などの措置を継続して適切に対応した。なお、買取債権における元金据置中の金利引下げ(1%引下げ)について、金融円滑化の適用期間中は国費で対応していたが、終</p>	<p>においても機構の自助努力による金利の引下げや償還期限の延長等の柔軟な対応を行うなど、返済継続を支援した。特に、シルバー返済特例の創設や返済特例の適用対象事由の拡充(平成 29 年 4 月から実施)、直接融資に係る支払方法変更手数料(最大 5,250 円)の廃止等の柔軟な制度改正を実施したことは評価できる。</p> <p>また、熊本地震発生直後から、被災者に対する災害特例や自然災害ガイドラインなどの支援策の周知や、自然災害ガイドラインの円滑な運用に向けて関係機関と連携した相談会の開催等を行うなど、当面の返済を支援するとともに、早期の生活再建を支援した。</p> <p>さらに、リスク管理債権残高額の削減及びリスク管理債権比率の抑制については、提案型カウンセリング等の丁寧な債権管理により、以下のとおり、いずれの勘定においても中期計画に掲げている目標を達成した。</p> <p>①既往債権管理勘定に係るリスク管理債権残高(目標値：▲10%以上)：平成 23 年度末対比▲57.9%</p> <p>②証券化支援業務に係るリスク管理債権比率(目標値：3.6%以内)：0.77%</p> <p>③賃貸住宅融資業務に係るリスク管理債権比率(目標値：3.6%以内)：1.93%</p> <p>このほか、新規参入申請金融機関に対し、適合基準に基づく審査を実施するとともに、委託先金融機関に対してはモニタリングを実施することで、全委託先金融機関の経営状況の把握に努めており、委託先での個人情報漏えい事案を踏まえ、16</p>
--	---	---	---	--	---	---	---

				<p>→平成 26 年度末時点で、78.88%が正常</p> <p>▶ 平成 23 年度：14,537 件</p> <p>→平成 27 年度末時点で 80.09%が正常</p> <p>▶ 平成 24 年度：9,741 件に適用</p> <p>→平成 28 年度末時点で 78.21%が正常</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。</li> <li>・受託金融機関担当者向けに実践的な研修を開催し、債権管理業務の知識や丁寧なカウンセリングのノウハウ向上を促す取組を実施した。</li> </ul> <p>(買取・既往共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢のお客さまの住宅維持、生活維持を支援するため、リバースモーゲージ型（ノンリコース）の返済方法変更「シルバー返済特例」を創設した。受託金融機関への業務負荷軽減や、高齢者への丁寧な対応を行うことを念頭に、カウンセリングは機構職員自らが行うスキームとした。(平成 29 年 4 月から実施)</li> <li>・返済方法変更の軸である返済特例（返済期間の延長、元金据置き、金利引下げ）について、従来は経済事情の著しい変動等による返済困難事由に限定していたが、今後の高齢化を見据えてこの取扱いを見直し、病気等による返済困難事由も対象とする拡充を行った。(平成 29 年 4 月から実施)</li> </ul> <p>(既往)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまの負担軽減及び受託金融機関の事務負荷軽減の観点から、直接融資の支払方法変更手数料（最大 5,250 円）について、買取債権と同様に無料化することにより複数の手数料体系を解消し、制度を統一化した。</li> </ul> <p>&lt;熊本地震への対応&gt; (買取・既往共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返済中のお客さまに、発災直後から、災害特例の提案により当面の返済を支援した。</li> </ul> <p>【28 年度の災害特例適用実績】 331 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害特例の申請期限は原則、発生日から 1 年だが、</li> </ul>	<p>了後においても、機構の自助努力により金利引き下げ（0.5%引下げ）を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの生活再建が期待できるという観点から「任意売却」の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。</li> <li>・お客さまの高齢化やお客さまの負担軽減等の観点から、以下の制度改正を実施した。</li> <li>▶ 高齢のお客さまの住宅維持、生活維持を支援するため、リバースモーゲージ型（ノンリコース）の返済方法変更「シルバー返済特例」を創設。なお、カウンセリングは、受託金融機関への業務負荷軽減や高齢者への丁寧な対応を行う観点から機構職員自らが行うこととした(平成 29 年 4 月から実施)。</li> <li>▶ 返済特例（返済期間の延長、元金据置き、金利引下げ）について、従来は経済事情の著しい変動等による返済困難事由に限定していたが、今後の高齢化を見据え、病気等による返済困難事由も対象とする拡充を行った(平成 29 年 4 月から実施)。</li> <li>▶ お客さまの負担軽減及び受託金融機関の事務負荷軽減の観点から、直接融資の支払方法変更手数料（最大</li> </ul>	<p>社のモーゲージバンクに対し、個人情報取扱いや管理体制等に関する実地調査を実施した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、機構の自己評価と同じく「A」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク債権削減目標の大幅な達成と、的確な債権管理について評価する。</li> <li>・不良債権比率が低く抑えられている一方、債権回収において提案型カウンセリングを実施するなど、利用者に寄り添う姿勢も見られ、債権回収と利用者生活再建のバランスをとった取組が行われている。</li> <li>・既往債権勘定においては、本来ならばリスク管理債権比率の増加が予想されるところ、債務者へのカウンセリングの充実をはじめとする様々な施策により、リスク管理債権の金額、比率ともに下がっている。</li> <li>・リスク管理債権に関する定量目標を大幅に上回った。既往債権管理業務及び証券化支援業務ともにリスク管理債権の増加が予想される中で、これらが目標以上に抑制された。回収業務の委託先との</li> </ul>
--	--	--	--	---	---	--

			<p>(6) 事業者向け債権については、延滞債権、貸出条件緩和債権並びに正常償還中の大口貸出先債権及び過去延滞債権について、借入者の財務内容を把握する。また、満3か月以上の延滞債権について、個別債権ごとに進捗管理を行う。</p> <p>返済が困難になった借入者に対しては、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応する。</p> <p>また、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に重点的に取り組む。</p>		<p>被災状況を鑑み、平成31年4月15日まで2年延長した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月～7月にかけて、被災した返済中のお客さま宛にお見舞い状を発送し、自然災害ガイドライン、災害特例などの支援策を周知した。</li> <li>自然災害ガイドライン件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>【着手の申出】127件</li> <li>【債務整理開始】62件</li> <li>【調停条項案への同意】24件</li> </ul> </li> <li>熊本県弁護士会、地元金融機関と共催による自然災害ガイドライン個別相談会を開催した(3回)。また、九州財務局、熊本県弁護士会と連携した自然災害ガイドライン相談会を開催した(2回)。</li> <li>被災地において住宅ローンのシェアの大きい地元金融機関3機関と連携し、主導的に意見交換会を開催する等、自然災害ガイドラインの円滑な運用に向けて調整を行った。</li> <li>事業者向け債権については、債権管理業務・自己査定業務の一環として、お客さまの財務内容の把握に努めるとともに、満3か月以上の延滞債権については、個別債権ごとに実態の把握、措置方針の策定、進捗状況の管理を行い、個人向け住宅ローン債権と同じく、返済継続が困難なお客さまに対する対応等を行った。その他にも、返済方法変更の適用が終了する債権、特定優良賃貸住宅の家賃補助の終了時期が到来する債権等に対し状況把握を行い、返済継続を支援した。</li> <li>長期延滞債権等の返済継続が困難であるお客さまについては、競売よりも早期解決及び債務の圧縮によるお客さまの事業再建が期待できるという観点から任意売却の提案を行い、お客さまの立ち直りを支援した。</li> </ul>	<p>5,250円)について、買取債権と同様に無料化することにより複数の手数料体系を解消し、制度を統一化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度熊本地震については、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶発災直後から、災害特例の提案により当面の返済を支援(28年度の災害特例適用実績:331件)</li> <li>▶被災状況を鑑み、災害特例の申請期限(原則発生日から1年)を平成31年4月15日まで2年延長した。</li> <li>▶熊本県弁護士会、地元金融機関と自然災害ガイドライン個別説明会を共催するとともに、九州財務局、熊本県弁護士会と連携した自然災害ガイドライン相談会を開催した。</li> <li>▶被災地において住宅ローンのシェアの大きい地元金融機関3機関と連携し、主導的に意見交換会を開催する等、自然災害ガイドラインの円滑な運用に向けて調整を行った。</li> </ul> </li> </ul> <p>(自然災害ガイドライン件数 着手の申し出:127件、債務整理開始:62件、調停条項案への同意:24件)</p>	<p>連携の充実及び無理な取り付けではなく顧客に丁寧な寄り添うような方法での正常化率の向上がなされた。また、シルバー返済特例等の制度改正及び熊本地震対応と支援も適切に実施された。</p>
--	--	--	--	--	--	---	---

<p>(6) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、中期目標期間の最終年度までに 10%以上削減すること。</p>	<p>(6) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、新規の不良債権発生額を抑制しつつ、中期目標期間の最終年度までに 10%以上削減する。</p>	<p>(7) 既往債権管理業務については、平成 23 年度末のリスク管理債権の残高額について、新規の不良債権発生額を抑制しつつ不良債権の処理を促進し、中期目標期間の最終年度までに 10%以上削減することを目指して取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返済相談の実施等により、新規の不良債権の発生を抑制しつつ、返済継続が困難な債権は債権回収会社への委託を活用し、任意売却等による回収の極大化を図った結果、リスク管理債権額は対平成 23 年度比で 57.9%減少した。</li> </ul>		
<p>(7) 証券化支援業務については、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制すること。</p>	<p>(7) 証券化支援業務については、中期目標期間の最終年度末時点における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制する。</p>	<p>(8) 証券化支援業務については、適切な融資審査及び的確な債権管理を行い、中期目標期間の最終年度における買取債権残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制することを目指して取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買取債権残高が増加する中、買取審査の適切な実施、返済相談の実施等による延滞債権増の抑制に努めた結果、リスク管理債権比率は 0.77%となった。</li> </ul>		
<p>(8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制すること。</p>	<p>(8) 賃貸住宅融資業務については、中期目標期間の最終年度末時点における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制する。</p>	<p>(9) 賃貸住宅融資業務については、適切な融資審査及び的確な債権管理を実施し、中期目標期間の最終年度における証書貸付残高額に対するリスク管理債権の残高額の比率を 3.6%以内に抑制することを目指して取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまの財務内容の把握、個別債権ごとの進捗管理の実施により延滞債権削減に努めた結果、リスク管理債権比率は 1.93%となった。</li> </ul>		
<p>(9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証等を適切に実施すること。</p>	<p>(9) 保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証等を適切に実施する。</p>	<p>(10) 独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン債権については、債務の保証を適切に実施し、保証債務履行により発生する求償権については、物件の任意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から請求のあった債権について、保証債務履行を適切に行った。履行後の求償権については、債権回収会社への業務委託等により回収を行った。</li> </ul>		



			売却、競売等の回収手 続きを着実に実施す る。				
--	--	--	-------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	(1) 予算 別表 1 のとおり (2) 収支計画 別表 2 のとおり (3) 資金計画 別表 3 のとおり	(1) 予算 別表 1 のとおり (2) 収支計画 別表 2 のとおり (3) 資金計画 別表 3 のとおり	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> なし	<主要な業務実績> なし	<評価と根拠> 評価：-	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	(1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	(1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 平成 28 年度における短期借入金の実績は無い。	<評価と根拠> 評価：－	評価	－

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	該当なし	該当なし	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> なし	<主要な業務実績> なし	<評価と根拠> 評価：－	評価	－

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-1	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	南が丘第一宿舎（名古屋市）、南が丘第二宿舎（名古屋市）、木太宿舎（高松市）の処分を計画	該当なし	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 平成 25 年 5 月に売却手続を完了した。	<評価と根拠> 評価：－	評価	－

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6-1	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> 評価：-	評価	-

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7-1	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	該当なし	該当なし	<主な定量的指標> なし  <その他の指標> なし  <評価の視点> なし	<主要な業務実績> なし	<評価と根拠> 評価：－	評価	－

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7-2	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人員数削減率 (計画値)	最終年度までに 5%以上削減	—	—	—	—	—	5%	
人員数削減率 (実績値)	—		3.8%	4.3%	3.4%	3.4%	5.3%	
達成率	—	—	—	—	—	—	106%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
(1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減すること。 (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、	(1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減する。 (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むと	(1) 中期目標に設定している数値目標を達成するため、業務運営の効率化により計画的に人員の抑制を図る。 (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。 (3) 給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、機構の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した水準とするための取組を	<主な定量的指標> 人員数削減率  <その他の指標> なし  <評価の視点> 人事に関する事項について適切に取り組を行っているか。	<主要な業務実績> ・計画的な人員の抑制により、平成 28 年度末の常勤職員数は、872 人（平成 24 年度期首比▲5.3%）となった。  ・人件費については、前年度との執行状況を随時比較し、平成 28 年度の執行状況を的確に管理した。その結果、8,027 百万円(対平成 23 年度比▲0.24%)となった。 ・給与水準については、対国家公務員指数の結果等について検証の上、平成 29 年 6 月末にホームページで公表した。 ・平成 28 年度の対国家公務員指数は、年齢・地域・学歴勘案後 109.5（平成 23 年度比：▲3.3 ポイント）となった。 ・各地域に拠点を有し、全国規模で金融サービスを提供している民間金融機関等や機構と就職希望者が競合する民間金融機関等との給与水準の比較において、民間金融機関等と同年齢と仮定して算定した機構の給与（推計値）（※）は、民間金融機関等に比べ概ね同水準又は下回る水準にある。	<評価と根拠> 評価：B 理由：左記の実績を踏まえ、B評価とした。 なお、計画的な人員の抑制により、平成 28 年度末の常勤職員数は、872 人（平成 24 年度期首比▲5.3%）となった。	評価	B
						<評価に至った理由> 計画的な人員の抑制により、平成 28 年度末の常勤職員数は、872 名（平成 24 年度期首比▲5.3%）となった。 また、人件費・給与水準について適正に検証・公表を行っており、専門能力向上のための研修等を通じ、職員の専門性の向上にも取り組んだ。 これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し  <その他事項>	



<p>その検証結果や取組状況を公表すること。</p> <p>(4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材の活用を図るとともに、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図ること。</p>	<p>ともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性の蓄積や、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図る。</p>	<p>着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>(4) リスク管理、証券、IT等、高度な専門性が求められる分野について、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施、民間金融機関への研修派遣等による職員の専門性の向上を図る。</p>		<p>※民間金融機関等と機構のデータを比べた場合、年齢差以外にも地域差（東京 23 区に勤務する機構職員の割合（平成 28 年度給与水準公表ベース）は 64.1%）、学歴差（大学卒以上の学歴の職員割合（同）は 86.1%）、職種差（総合職等の職員割合（同）は 85.0%）等の分布の差が生じていると推測されるが、詳細な民間金融機関等のデータが存在しないため、比較する上で考慮できていない。</p> <p>給与の比較</p> <table border="1" data-bbox="1317 543 1955 751"> <thead> <tr> <th>民間金融機関等</th> <th>平均給与 （※1、3）</th> <th>機構給与 （※2、3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関A(都市銀行)</td> <td>7,873千円</td> <td>7,559千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関B(都市銀行)</td> <td>8,301千円</td> <td>7,338千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関C(信託銀行)</td> <td>8,728千円</td> <td>8,358千円</td> </tr> <tr> <td>金融機関D(政策金融機関)</td> <td>10,571千円</td> <td>7,593千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 民間金融機関等の平均給与データは、有価証券報告書(平成27年事業年度)より抜粋。 注2: 機構の給与は、平成28年度給与データを基にした給与カーブに比較対象となる民間金融機関等の平均年齢を当てはめて算出した金額。 注3: 有価証券報告書に記載されている各民間金融機関等の平均給与には、時間外勤務手当及び通勤手当が含まれているため、上表の当機構の給与も時間外勤務手当及び通勤手当を含んだものとしている。</p> <p>・民間機関からの出向形式等により、団体信用生命保険、IT分野における専門家を確保し、業務に関する支援、助言等を受けた。また、専門能力向上のための研修等を実施し、専門能力の向上が期待される職員に対しては、人材育成を意識した配置・ローテーションを実施した。</p>	民間金融機関等	平均給与 （※1、3）	機構給与 （※2、3）	金融機関A(都市銀行)	7,873千円	7,559千円	金融機関B(都市銀行)	8,301千円	7,338千円	金融機関C(信託銀行)	8,728千円	8,358千円	金融機関D(政策金融機関)	10,571千円	7,593千円	<p>評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務及び財務において改善が着実に行われてきた。組織のモチベーションを維持し、一層の取組を促すためには、削減すべきところは削減しつつ、成果や努力に見合った報酬体系に変えていく必要がある。</li> </ul>
民間金融機関等	平均給与 （※1、3）	機構給与 （※2、3）																		
金融機関A(都市銀行)	7,873千円	7,559千円																		
金融機関B(都市銀行)	8,301千円	7,338千円																		
金融機関C(信託銀行)	8,728千円	8,358千円																		
金融機関D(政策金融機関)	10,571千円	7,593千円																		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7-3	機構法第 18 条第 1 項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> 平成 24 年 6 月 29 日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、平成 28 年度においては、団体信用生命保険等業務の財源に充てるため同積立金を 9,596 百万円取り崩し、平成 28 年度末の同積立金は 285,679 百万円となった。	<評価と根拠> 評価：－	評価	－

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7-4	宿舎に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	該当なし	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	該当なし

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
「国家公務員宿舎の削減計画」(平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40% 程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定すること。	「国家公務員宿舎の削減計画」(平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40% 程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定し、実行する。	「国家公務員宿舎の削減計画」(平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40% 程度の削減を実現するため、平成 24 年度に策定した宿舎見直し計画を踏まえ、必要な取組を行う。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; なし</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 宿舎に関する事項について適切に取組を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 4 月から、宿舎入居年齢制限（原則独身 35 歳・世帯 50 歳）の適用を開始した。</li> <li>第二期中期目標期間中の廃止予定宿舎のうち残る 11 宿舎を廃止し、熊本地震被災者の一時的住居として熊本県に使用許可を与えている水前寺第 1 宿舎及び帯山宿舎（ともに熊本市）を除く 9 宿舎について、平成 29 年 3 月末までに売却手続を完了した。</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価：B</p> <p>理由：以下の実績を踏まえ、B 評価とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二期中期目標期間中の廃止予定宿舎のうち残る 11 宿舎を廃止し、熊本地震被災者の一時的住居として熊本県に使用許可を与えている水前寺第 1 宿舎及び帯山宿舎を除く 9 宿舎について、平成 29 年 3 月末までに売却手続を完了した。</li> </ul>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>平成 24 年度に策定した宿舎見直し計画に基づき、宿舎の入居年齢制限の適用を開始（平成 28 年 4 月）するとともに、第二期中期目標期間中に廃止予定としていた残り 11 宿舎を廃止し、熊本地震の被災者向け住居として熊本県に一時貸与した 2 宿舎以外の 9 宿舎について、平成 29 年 3 月末までに売却手続を完了した。</p> <p>これらを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、機構の自己評価と同じく「B」評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>該当無し</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致</p>	

							した。
--	--	--	--	--	--	--	-----

4. その他参考情報							
特になし							

【別表 1 ~ 3】

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【法人単位】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	220,025
政府出資金	125,276
財政融資資金借入金	1,050,000
民間借入金	451,500
住宅金融支援機構債券	7,563,250
住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151
住宅金融支援機構住宅地債券	75,861
買取債権回収金	4,299,426
貸付回収金	11,179,873
業務収入	4,232,257
その他収入	1,439,019
計	30,895,637
支 出	
業務経費	786,191
証券化支援業務関係経費	136,829
住宅融資保険業務関係経費	34,765
財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612
住宅資金貸付等業務関係経費	509,039
既往債権管理業務関係経費	101,947
買取債権	5,405,900
貸付金	1,859,318
借入金等償還	18,134,472
支払利息	3,317,782
一般管理費	16,348
人件費	51,359
その他支出	1,184,437
計	30,755,807

【人件費の見積り】

期間中総額39,841百万円を支出する。  
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	4,775,443
経常収益	4,770,650
資金運用収益	3,906,329
保険引受収益	412,397
役務取引等収益	4,801
補助金等収益	440,421
その他業務収益	620
その他経常収益	6,082
特別利益	4,792
その他特別利益	4,792
費用の部	4,387,814
経常費用	4,387,463
資金調達費用	2,996,821
保険引受費用	511,564
役務取引等費用	157,639
その他業務費用	51,240
営業経費	146,785
その他経常費用	523,414
特別損失	352
有形固定資産処分損	352
その他特別損失	-
純利益	387,628
前中期目標期間繰越積立金取崩額	93,255
総利益	480,884

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	11,494,170
買取債権の取得による支出	5,405,900
貸付けによる支出	1,859,318
人件費支出	51,359
その他業務支出	812,049
国庫納付金の支払額	47,761
その他支出	3,317,782
投資活動による支出	970,671
財務活動による支出	18,264,034
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	507,400
債券の償還による支出	6,775,196
財政融資資金借入金の返済による支出	10,851,876
リース債務の支払いによる支出	6,530
不要財産に係る国庫納付等による支出	123,031
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	1,324,355
資金収入	
業務活動による収入	20,318,394
買取債権の回収による収入	4,299,426
貸付金の回収による収入	11,179,873
買取債権利息収入	1,135,924
貸付金利息収入	2,695,542
その他業務収入	479,111
国庫補助金収入	220,025
その他収入	308,493
投資活動による収入	1,052,205
財務活動による収入	9,498,105
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	451,500
債券の発行による収入	7,871,329
財政融資資金借入金の借入れによる収入	1,050,000
政府出資金収入	125,276
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	1,184,525

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【証券化支援勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	85,425
政府出資金	118,676
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	5,249,520
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	62,351
買取債権回収金	4,299,426
貸付回収金	-
業務収入	1,145,680
その他収入	1,188,125
計	12,149,202
支 出	
業務経費	141,094
証券化支援業務関係経費	141,094
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	5,405,900
貸付金	-
借入金等償還	3,850,033
支払利息	1,222,720
一般管理費	7,603
人件費	24,763
その他支出	1,461,924
計	12,114,037

【人件費の見積り】

期間中総額19,200百万円を支出する。  
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	1,510,582
経常収益	1,510,582
資金運用収益	1,176,231
保険引受収益	6,054
役務取引等収益	124
補助金等収益	321,865
その他業務収益	620
その他経常収益	5,688
特別利益	-
その他特別利益	-
費用の部	1,400,757
経常費用	1,398,767
資金調達費用	985,074
保険引受費用	8,087
役務取引等費用	87,626
その他業務費用	45,969
営業経費	66,692
その他経常費用	205,318
特別損失	1,990
有形固定資産処分損	352
その他特別損失	1,638
純利益	109,826
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	109,826

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	6,831,905
買取債権の取得による支出	5,405,900
貸付けによる支出	-
人件費支出	24,763
その他業務支出	130,760
国庫納付金の支払額	47,761
その他支出	1,222,720
投資活動による支出	655,750
財務活動による支出	4,608,446
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	3,850,033
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	6,530
不要財産に係る国庫納付等による支出	69,837
他勘定短期借入金の純減額	43,899
他勘定長期借入金の返済による支出	638,146
次年度への繰越金	81,767
資金収入	
業務活動による収入	5,786,724
買取債権の回収による収入	4,299,426
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	1,137,336
貸付金利息収入	-
その他業務収入	8,343
国庫補助金収入	85,425
その他収入	256,193
投資活動による収入	638,431
財務活動による収入	5,706,110
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	5,293,934
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	118,676
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	293,500
前年度よりの繰越金	46,603

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【住宅融資保険勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	6,000
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	-
業務収入	31,334
その他収入	81,630
計	118,964
支 出	
業務経費	34,765
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	34,765
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	-
支払利息	-
一般管理費	1,116
人件費	1,335
その他支出	67,734
計	104,949

【人件費の見積り】

期間中総額1,036百万円を支出する。  
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	61,128
経常収益	61,014
資金運用収益	13,199
保険引受収益	47,776
役務取引等収益	-
補助金等収益	-
その他業務収益	-
その他経常収益	39
特別利益	114
その他特別利益	114
費用の部	48,278
経常費用	48,271
資金調達費用	-
保険引受費用	44,018
役務取引等費用	27
その他業務費用	-
営業経費	4,226
その他経常費用	-
特別損失	7
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	7
純利益	12,850
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	12,850

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	37,215
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	1,335
その他業務支出	35,881
国庫納付金の支払額	-
その他支出	-
投資活動による支出	27,340
財務活動による支出	40,394
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	40,394
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	38,764
資金収入	
業務活動による収入	45,168
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	-
その他業務収入	31,334
国庫補助金収入	-
その他収入	13,833
投資活動による収入	67,796
財務活動による収入	6,000
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	6,000
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	24,749

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。



中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【財形住宅資金貸付勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	451,500
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	259,151
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	412,710
業務収入	44,026
その他収入	1,695
計	1,169,082
支 出	
業務経費	3,612
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	3,612
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	39,744
借入金等償還	1,049,000
支払利息	24,616
一般管理費	973
人件費	1,987
その他支出	51,000
計	1,170,932

【人件費の見積り】

期間中総額1,541百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	45,328
経常収益	45,259
資金運用収益	44,644
保険引受収益	-
役務取引等収益	49
補助金等収益	533
その他業務収益	-
その他経常収益	33
特別利益	68
その他特別利益	68
費用の部	33,962
経常費用	33,942
資金調達費用	25,480
保険引受費用	-
役務取引等費用	1,116
その他業務費用	46
営業経費	4,194
その他経常費用	3,107
特別損失	19
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	19
純利益	11,366
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	11,366

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	70,886
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	39,744
人件費支出	1,987
その他業務支出	4,539
国庫納付金の支払額	-
その他支出	24,616
投資活動による支出	51,000
財務活動による支出	1,049,000
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	507,400
債券の償還による支出	541,600
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	5,292
資金収入	
業務活動による収入	457,898
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	412,710
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	43,944
その他業務収入	83
国庫補助金収入	-
その他収入	1,161
投資活動による収入	533
財務活動による収入	710,604
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	451,500
債券の発行による収入	259,104
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	7,142

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【住宅資金貸付等勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	134,600
政府出資金	600
財政融資資金借入金	1,050,000
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	513,730
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	13,510
買取債権回収金	-
貸付回収金	783,390
業務収入	963,930
その他収入	442,969
計	3,902,729
支 出	
業務経費	933,420
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	933,420
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	1,819,574
借入金等償還	611,864
支払利息	177,063
一般管理費	5,452
人件費	11,105
その他支出	407,216
計	3,965,696

【人件費の見積り】

期間中総額8,615百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	1,120,922
経常収益	1,120,859
資金運用収益	230,246
保険引受収益	777,484
役務取引等収益	3,788
補助金等収益	103,952
その他業務収益	-
その他経常収益	5,389
特別利益	63
その他特別利益	63
費用の部	1,176,462
経常費用	1,176,399
資金調達費用	177,912
保険引受費用	882,954
役務取引等費用	21,833
その他業務費用	2,796
営業経費	38,915
その他経常費用	51,990
特別損失	63
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	63
純損失	△ 55,540
前中期目標期間繰越積立金取崩額	93,255
総利益	37,716

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,979,938
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	1,819,574
人件費支出	11,105
その他業務支出	972,195
国庫納付金の支払額	-
その他支出	177,063
投資活動による支出	358,381
財務活動による支出	624,664
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	377,338
財政融資資金借入金の返済による支出	234,527
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	12,800
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	193,425
資金収入	
業務活動による収入	1,993,516
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	783,390
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	179,346
その他業務収入	860,452
国庫補助金収入	134,600
その他収入	35,728
投資活動による収入	331,373
財務活動による収入	1,575,127
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	524,527
財政融資資金借入金の借入れによる収入	1,050,000
政府出資金収入	600
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	256,392

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成24年度～平成28年度）【既往債権管理勘定】

別表1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	1,800,000
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
住宅金融支援機構住宅地債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	9,983,772
業務収入	2,481,086
その他収入	736,565
計	15,001,423
支 出	
業務経費	101,947
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	101,947
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	12,623,574
支払利息	1,929,801
一般管理費	6,357
人件費	12,169
その他支出	172,107
計	14,845,955

【人件費の見積り】

期間中総額9,449百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	2,508,204
経常収益	2,501,931
資金運用収益	2,483,007
保険引受収益	-
役務取引等収益	839
補助金等収益	14,072
その他業務収益	-
その他経常収益	4,013
特別利益	6,274
その他特別利益	6,274
費用の部	2,199,078
経常費用	2,199,078
資金調達費用	1,844,773
保険引受費用	-
役務取引等費用	47,038
その他業務費用	6,237
営業経費	38,030
その他経常費用	263,000
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
その他特別損失	-
純利益	309,126
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	309,126

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,044,443
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	12,169
その他業務支出	102,474
国庫納付金の支払額	-
その他支出	1,929,801
投資活動による支出	171,700
財務活動による支出	12,623,574
民間短期借入金の純減額	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	2,006,225
財政融資資金借入金の返済による支出	10,617,349
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定短期借入金の純減額	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	1,005,106
資金収入	
業務活動による収入	12,505,305
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	9,983,772
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	2,475,682
その他業務収入	7,856
国庫補助金収入	-
その他収入	37,996
投資活動による収入	696,117
財務活動による収入	1,793,763
民間短期借入金の純増額	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	1,793,763
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定短期借入金の純増額	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	849,639

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

## 別表1 平成28年度予算

### 【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	24,303	23,624	△ 679	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	165,800	35,000	△ 130,800	
民間借入金	140,700	126,000	△ 14,700	
住宅金融支援機構債券	3,538,772	2,983,436	△ 555,335	
住宅金融支援機構財形住宅債券	24,140	9,000	△ 15,140	
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	2,946,042	2,362,689	△ 583,353	
貸付回収金	1,661,433	1,899,313	237,879	
業務収入	693,872	644,867	△ 49,005	
その他収入	307,732	627,425	319,694	
計	9,502,793	8,711,354	△ 791,439	
支 出				
業務経費	154,349	142,095	△ 12,254	
証券化支援業務関係経費	38,882	28,575	△ 10,307	
住宅融資保険業務関係経費	4,047	1,685	△ 2,361	
財形住宅資金貸付業務関係経費	854	532	△ 322	
住宅資金貸付等業務関係経費	92,214	95,933	3,719	
既往債権管理業務関係経費	18,353	15,370	△ 2,983	
買取債権	3,617,016	3,209,741	△ 407,275	
貸付金	327,582	203,313	△ 124,269	
借入金等償還	4,645,849	4,174,679	△ 471,170	
支払利息	487,975	439,108	△ 48,867	
一般管理費	3,257	2,785	△ 472	
人件費	10,681	10,059	△ 622	
その他支出	199,873	242,833	42,960	
計	9,446,582	8,424,613	△ 1,021,969	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

## 別表 1 平成28年度予算

### 【証券化支援勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	24,303	23,624	△ 679	①
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	80,000	-	△ 80,000	②
住宅金融支援機構債券	3,208,772	2,604,136	△ 604,635	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	2,946,042	2,362,689	△ 583,353	④
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	240,764	187,090	△ 53,675	⑤
その他収入	231,710	280,359	48,649	⑥
計	6,731,590	5,457,897	△ 1,273,693	
支 出				
業務経費	39,418	29,090	△ 10,328	⑦
証券化支援業務関係経費	39,418	29,090	△ 10,328	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	3,617,016	3,209,741	△ 407,275	⑧
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	2,378,457	1,862,530	△ 515,927	⑨
支払利息	243,770	200,264	△ 43,506	⑩
一般管理費	1,671	1,459	△ 212	⑪
人件費	5,723	5,280	△ 443	⑫
その他支出	393,227	243,821	△ 149,406	⑬
計	6,679,283	5,552,185	△ 1,127,098	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 補助金受入の減
- ② 借入金の減
- ③ 債券発行額の減
- ④ 買取債権回収金収入の減
- ⑤ 買取債権利息の減等
- ⑥ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ⑦ 債券発行費用の減等
- ⑧ 買取債権の取得の減
- ⑨ 債券の償還の減
- ⑩ 債券利息の減等
- ⑪ 管理諸費の減等
- ⑫ 人件費支出の減
- ⑬ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

## 別表1 平成28年度予算

### 【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	2,239	2,704	465	①
その他収入	22,177	24,367	2,190	②
計	24,416	27,071	2,654	
支 出				
業務経費	4,047	1,685	△ 2,361	③
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	4,047	1,685	△ 2,361	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	169	146	△ 22	④
人件費	320	377	57	⑤
その他支出	10,192	15,376	5,184	⑥
計	14,727	17,585	2,858	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 保険料収入の増等
- ② 金銭の信託の減少による収入の増等
- ③ 保険金支出の減等
- ④ 管理諸費の減等
- ⑤ 人件費支出の増
- ⑥ 有価証券(債券)の取得による支出の増等

## 別表 1 平成28年度予算

### 【財形住宅資金貸付勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	60,700	56,500	△ 4,200	①
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	24,140	9,000	△ 15,140	②
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	55,855	53,969	△ 1,886	③
業務収入	3,969	3,585	△ 383	④
その他収入	4	3	△ 1	⑤
計	144,667	123,058	△ 21,610	
支 出				
業務経費	854	532	△ 322	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	854	532	△ 322	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	3,000	293	△ 2,707	⑦
借入金等償還	121,300	120,500	△ 800	⑧
支払利息	2,333	1,452	△ 882	⑨
一般管理費	144	133	△ 12	⑩
人件費	369	336	△ 33	⑪
その他支出	17,000	43	△ 16,957	⑫
計	145,000	123,288	△ 21,712	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金収入の減
- ④ 貸付金利息の減等
- ⑤ 有価証券利息配当金の減等
- ⑥ システム運用委託費の減等
- ⑦ 貸付金の減
- ⑧ 借入金の償還の減
- ⑨ 借入金利息の減等
- ⑩ 管理諸費の減等
- ⑪ 人件費支出の減
- ⑫ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

## 別表1 平成28年度予算

### 【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	165,800	35,000	△ 130,800	①
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	50,000	109,300	59,300	②
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	180,339	212,534	32,195	③
業務収入	167,746	164,855	△ 2,891	④
その他収入	125,483	169,998	44,515	⑤
計	689,368	691,687	2,319	
支 出				
業務経費	161,027	159,550	△ 1,477	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	161,027	159,550	△ 1,477	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	324,582	203,020	△ 121,562	⑦
借入金等償還	122,073	114,413	△ 7,660	⑧
支払利息	21,276	18,094	△ 3,182	⑨
一般管理費	847	798	△ 48	⑩
人件費	2,151	2,063	△ 88	⑪
その他支出	57,942	41,633	△ 16,310	⑫
計	689,900	539,572	△ 150,328	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の増
- ③ 貸付回収金収入の増
- ④ 団信保険金収入の減等
- ⑤ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ⑥ システム運用委託費の減等
- ⑦ 貸付金の減
- ⑧ 財政融資資金借入金の返済による支出の減等
- ⑨ 借入金利息の減等
- ⑩ 管理諸費の減等
- ⑪ 人件費支出の減
- ⑫ 他勘定長期貸付金の貸付けによる支出の減等



## 別表 1 平成28年度予算

### 【既往債権管理勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府補給金	-	-	-	
政府交付金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	69,500	69,500	①
住宅金融支援機構債券	280,000	270,000	△ 10,000	②
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
住宅金融支援機構住宅地債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	1,425,239	1,632,810	207,570	③
業務収入	349,083	351,362	2,279	④
その他収入	212,410	337,514	125,103	⑤
計	2,266,732	2,661,185	394,453	
支 出				
業務経費	18,353	15,370	△ 2,983	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	18,353	15,370	△ 2,983	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	2,024,018	2,077,235	53,217	⑦
支払利息	226,107	223,561	△ 2,547	⑧
一般管理費	1,006	848	△ 158	⑨
人件費	2,118	2,003	△ 115	⑩
その他支出	52	122,510	122,458	⑪
計	2,271,654	2,441,526	169,873	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の増
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金収入の増
- ④ 償却債権取立益の増等
- ⑤ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑥ システム運用委託費の減等
- ⑦ 債券の償還の増
- ⑧ 債券利息の減等
- ⑨ 管理諸費の減等
- ⑩ 人件費支出の減
- ⑪ 定期預金の預入による支出の増等

## 別表2 平成28年度収支計画

### 【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	781,917	739,492	△ 42,425	
経常収益	781,917	737,607	△ 44,310	
資金運用収益	621,315	559,742	△ 61,573	
保険引受収益	71,365	84,763	13,398	
役務取引等収益	708	608	△ 100	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	82,995	81,533	△ 1,462	
その他業務収益	61	36	△ 25	
その他経常収益	5,472	10,924	5,452	
特別利益	-	1,885	1,885	
費用の部	631,419	546,551	△ 84,868	
経常費用	630,615	546,165	△ 84,450	
資金調達費用	436,732	380,504	△ 56,228	
保険引受費用	81,302	89,118	7,816	
役務取引等費用	28,274	25,653	△ 2,622	
その他業務費用	16,785	14,519	△ 2,266	
営業経費	47,210	31,180	△ 16,030	
その他経常費用	20,312	5,191	△ 15,120	
特別損失	804	386	△ 418	
純利益（又は純損失）	150,498	192,941	42,443	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	18,343	9,596	△ 8,747	
総利益（又は総損失）	168,841	202,537	33,696	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

## 別表2 平成28年度収支計画

### 【証券化支援勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	324,138	268,616	△ 55,521	
經常収益	324,138	266,731	△ 57,406	
資金運用収益	248,785	191,384	△ 57,400	①
保険引受収益	408	257	△ 152	②
役務取引等収益	16	14	△ 2	③
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	74,023	74,208	184	④
その他業務収益	61	36	△ 25	⑤
その他經常収益	844	833	△ 11	⑥
特別利益	-	1,885	1,885	⑦
費用の部	273,094	204,081	△ 69,012	
經常費用	272,290	203,695	△ 68,594	
資金調達費用	201,324	151,517	△ 49,807	⑧
保険引受費用	1,302	1,619	317	⑨
役務取引等費用	17,580	15,467	△ 2,113	⑩
その他業務費用	15,996	13,600	△ 2,396	⑪
営業経費	18,537	12,635	△ 5,903	⑫
その他經常費用	17,550	8,857	△ 8,693	⑬
特別損失	804	386	△ 418	⑭
純利益（又は純損失）	51,044	64,535	13,491	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	51,044	64,535	13,491	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 買取債権利息の減等
- ② 正味収入保険料の減等
- ③ 保証料の減等
- ④ 住宅金融円滑化緊急対策費補助金収益の増等
- ⑤ 委託解除手数料の減等
- ⑥ その他の經常収益の減
- ⑦ 有形固定資産処分益の増等
- ⑧ 債券利息の減等
- ⑨ 責任準備金の繰入額の増等
- ⑩ 金融機関手数料の減等
- ⑪ 債権発行費償却の減等
- ⑫ 業務諸費の減等
- ⑬ 貸倒引当金繰入額の減等
- ⑭ 有形固定資産処分損の減等

## 別表2 平成28年度収支計画

### 【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	8,475	9,786	1,311	
經常収益	8,475	9,786	1,311	
資金運用収益	2,674	2,472	△ 202	①
保険引受収益	5,793	6,238	445	②
役務取引等収益	-	-	-	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	-	1,070	1,070	③
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	8	6	△ 3	④
特別利益	-	-	-	
費用の部	4,830	2,468	△ 2,362	
經常費用	4,830	2,468	△ 2,362	
資金調達費用	-	-	-	
保険引受費用	3,957	1,534	△ 2,423	⑤
役務取引等費用	5	5	△ 0	
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	868	727	△ 141	⑥
その他經常費用	-	202	202	⑦
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	3,645	7,317	3,673	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	3,645	7,317	3,673	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 有価証券利息配当金の減等
- ② 正味収入保険料の増等
- ③ 優良住宅整備促進事業等補助金収益の増等
- ④ その他の經常収益の減等
- ⑤ 正味支払保険金の減等
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ その他の經常費用の増

## 別表2 平成28年度収支計画

### 【財形住宅資金貸付勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	3,936	3,714	△ 222	
經常収益	3,936	3,714	△ 222	
資金運用収益	3,915	3,483	△ 432	①
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	6	4	△ 1	②
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	0	0	△ 0	③
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	16	226	211	④
特別利益	-	-	-	
費用の部	3,765	2,517	△ 1,248	
經常費用	3,765	2,517	△ 1,248	
資金調達費用	2,450	1,544	△ 906	⑤
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	271	226	△ 45	⑥
その他業務費用	8	3	△ 4	⑦
営業経費	1,025	743	△ 282	⑧
その他經常費用	10	-	△ 10	⑨
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	171	1,197	1,026	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	171	1,197	1,026	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金利息の減等
- ② 支払方法変更手数料の減等
- ③ 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減等
- ④ 貸倒引当金戻入額の増等
- ⑤ 借入金利息の減等
- ⑥ 金融機関手数料の減等
- ⑦ 債券発行費償却の減等
- ⑧ 業務諸費の減等
- ⑨ 貸倒引当金繰入額の減

## 別表2 平成28年度収支計画

### 【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	174,391	178,017	3,626	
経常収益	174,391	178,017	3,626	
資金運用収益	28,412	24,143	△ 4,269	①
保険引受収益	133,378	142,135	8,757	②
役務取引等収益	640	541	△ 100	③
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	8,485	5,961	△ 2,524	④
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	3,475	5,238	1,762	⑤
特別利益	-	-	-	
費用の部	184,969	179,187	△ 5,782	
経常費用	184,969	179,187	△ 5,782	
資金調達費用	20,523	17,187	△ 3,336	⑥
保険引受費用	144,844	150,353	5,509	⑦
役務取引等費用	2,726	1,574	△ 1,152	⑧
その他業務費用	242	469	227	⑨
営業経費	15,571	9,368	△ 6,202	⑩
その他経常費用	1,064	236	△ 828	⑪
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	△ 10,578	△ 1,170	9,408	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	18,343	9,596	△ 8,747	
総利益（又は総損失）	7,765	8,426	661	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金利息の減等
- ② 団信配当金の増等
- ③ 受託手数料の減等
- ④ 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ⑤ その他の経常収益の増等
- ⑥ 借入金利息の減等
- ⑦ 団信支払保険料の増等
- ⑧ 金融機関手数料の減等
- ⑨ 債券発行費償却の増
- ⑩ 業務諸費の減等
- ⑪ 貸倒引当金繰入額の減等

## 別表 2 平成28年度収支計画

### 【既往債権管理勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	346,755	353,138	6,383	
経常収益	346,755	353,138	6,383	
資金運用収益	343,628	342,982	△ 645	①
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	46	50	3	
政府補給金収益	-	-	-	
補助金等収益	486	295	△ 192	②
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	2,595	9,811	7,216	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	240,539	232,077	△ 8,462	
経常費用	240,539	232,077	△ 8,462	
資金調達費用	217,946	214,518	△ 3,428	④
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	7,692	8,380	688	⑤
その他業務費用	1,013	859	△ 154	⑥
営業経費	11,975	8,320	△ 3,655	⑦
その他経常費用	1,913	-	△ 1,913	⑧
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	106,216	121,061	14,845	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	106,216	121,061	14,845	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金利息の減等
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の増等
- ④ 債券利息の減等
- ⑤ 金融機関手数料等の増等
- ⑥ 債券発行費償却の減
- ⑦ 業務諸費の減等
- ⑧ 貸倒引当金繰入額の減

別表3 平成28年度資金計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	4,590,484	4,064,306	△526,178	
買取債権の取得による支出	3,617,016	3,209,741	△407,275	
貸付けによる支出	327,582	203,313	△124,269	
人件費支出	10,681	10,059	△622	
その他業務支出	147,231	138,045	△9,185	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	64,040	64,040	
国庫補助金の他勘定への振替による支出				
その他支出	487,975	439,108	△48,867	
投資活動による支出	196,858	172,490	△24,368	
財務活動による支出	4,646,716	4,178,553	△468,164	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	69,200	68,400	△800	
債券の償還による支出	2,735,142	2,271,986	△463,156	
財政融資資金借入金の返済による支出	1,841,506	1,834,292	△7,214	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	867	660	△207	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	3,214	3,214	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	438,003	886,811	448,808	
資金収入				
業務活動による収入	5,392,192	4,999,947	△392,245	
買取債権の回収による収入	2,946,042	2,362,689	△583,353	
貸付金の回収による収入	1,661,433	1,899,313	237,879	
買取債権利息収入	239,379	185,971	△53,408	
貸付金利息収入	371,909	368,093	△3,816	
その他業務収入	94,291	103,513	9,222	
政府補助金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補助金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	24,303	23,624	△679	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	54,835	56,745	1,910	
投資活動による収入	241,190	557,971	316,781	
財務活動による収入	3,856,888	3,144,171	△712,716	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	140,700	126,000	△14,700	
債券の発行による収入	3,550,388	2,983,171	△567,216	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	165,800	35,000	△130,800	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	381,792	600,070	218,278	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。



別表3 平成28年度資金計画

## 【証券化支援勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	3,896,327	3,459,743	△436,584	
買取債権の取得による支出	3,617,016	3,209,741	△407,275	①
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	5,723	5,280	△443	②
その他業務支出	29,818	22,746	△7,072	③
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	21,712	21,712	④
国庫補助金の他勘定への振替による支出				
その他支出	243,770	200,264	△43,506	⑤
投資活動による支出	230,819	56,673	△174,146	⑥
財務活動による支出	2,540,865	2,027,825	△513,041	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	1,700	1,700	-	
債券の償還による支出	2,376,757	1,860,830	△515,927	⑦
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	867	660	△207	⑧
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	3,093	3,093	⑨
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	161,541	161,541	-	
次年度への繰越金	187,657	290,913	103,256	
資金収入				
業務活動による収入	3,261,713	2,626,443	△635,271	
買取債権の回収による収入	2,946,042	2,362,689	△583,353	⑩
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	239,629	185,991	△53,638	⑪
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	1,135	1,160	24	⑫
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	24,303	23,624	△679	⑬
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	50,604	52,980	2,376	⑭
投資活動による収入	131,105	227,318	96,213	⑮
財務活動による収入	3,327,500	2,596,192	△731,309	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	80,000	-	△80,000	⑯
債券の発行による収入	3,197,500	2,596,192	△601,309	⑰
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	50,000	-	△50,000	⑱
前年度よりの繰越金	135,349	385,201	249,852	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 買取債権の取得の減
- ② 人件費の支出の減
- ③ その他業務支出の減
- ④ 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ⑤ その他支出の減
- ⑥ 有価証券の取得による支出の減等
- ⑦ 債券の償還による支出の減
- ⑧ リース債務の支払いによる支出の減
- ⑨ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑩ 買取債権回収金の減
- ⑪ 買取債権利息の減
- ⑫ その他業務収入の増
- ⑬ 国庫補助金収入の減
- ⑭ その他収入の増
- ⑮ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ⑯ 民間長期借入金の借入れによる収入の減
- ⑰ 債券発行額の減
- ⑱ 他勘定長期借入金の借入れによる収入の減

### 別表3 平成28年度資金計画

#### 【住宅融資保険勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	4,535	2,209	△2,326	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	320	377	57	①
その他業務支出	4,215	1,832	△2,383	②
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
国庫補助金の他勘定への振替による支出	-	-	-	
その他支出	-	-	-	
投資活動による支出	10,192	15,260	5,068	③
財務活動による支出	-	116	116	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	-	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	116	116	④
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	19,182	15,037	△4,145	
資金収入				
業務活動による収入	4,924	5,325	401	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	2,239	2,711	472	⑤
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	2,685	2,614	△71	⑥
投資活動による収入	19,492	21,745	2,253	⑦
財務活動による収入	-	-	-	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	9,493	5,552	△3,941	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 人件費支出の増
- ② その他業務支出の減
- ③ 有価証券の取得による支出の増等
- ④ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑤ その他業務収入の増
- ⑥ その他収入の減
- ⑦ 金銭の信託の減少による収入の増等

別表3 平成28年度資金計画

【財形住宅資金貸付勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	6,693	2,750	△3,943	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	3,000	293	△2,707	①
人件費支出	369	336	△33	②
その他業務支出	991	667	△324	③
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	3	3	
その他支出	2,333	1,452	△882	④
投資活動による支出	17,000	35	△16,965	⑤
財務活動による支出	121,300	120,500	△800	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	67,500	66,700	△800	⑥
債券の償還による支出	53,800	53,800	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	9,491	7,425	△2,066	
資金収入				
業務活動による収入	59,828	57,555	△2,273	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	55,855	53,969	△1,886	⑦
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	3,958	3,569	△389	⑧
その他業務収入	12	16	4	⑨
政府補助金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補助金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	2	0	△2	⑩
投資活動による収入	0	3	3	⑪
財務活動による収入	84,832	65,497	△19,335	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	60,700	56,500	△4,200	⑫
債券の発行による収入	24,132	8,997	△15,135	⑬
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	9,824	7,656	△2,168	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付けの減
- ② 人件費支出の減
- ③ その他業務支出の減
- ④ その他支出の減
- ⑤ 借入金利息の減等
- ⑥ 民間長期借入金の返済による支出の減
- ⑦ 貸付金の回収による収入の減
- ⑧ 貸付金利息収入の減
- ⑨ その他業務収入の増
- ⑩ その他収入の減
- ⑪ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ⑫ 民間長期借入金の借入れによる収入の減
- ⑬ 債券発行額の減

### 別表3 平成28年度資金計画

#### 【住宅資金貸付等勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	511,748	423,822	△87,926	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	324,582	203,020	△121,562	①
人件費支出	2,151	2,063	△88	②
その他業務支出	163,738	162,025	△1,713	③
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	38,619	38,619	④
その他支出	21,276	18,094	△3,182	⑤
投資活動による支出	55,847	875	△54,972	⑥
財務活動による支出	122,073	114,417	△7,656	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	99,691	99,245	△446	⑦
財政融資資金借入金の返済による支出	22,382	15,168	△7,214	⑧
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	4	4	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	54,703	204,567	149,863	
資金収入				
業務活動による収入	365,762	394,833	29,071	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	180,339	212,534	32,195	⑨
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	19,863	17,077	△2,785	⑩
その他業務収入	158,963	160,092	1,128	⑪
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	6,597	5,130	△1,467	⑫
投資活動による収入	107,806	152,554	44,748	⑬
財務活動による収入	215,569	143,842	△71,726	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	49,769	108,842	59,074	⑭
財政融資資金借入金の借入れによる収入	165,800	35,000	△130,800	⑮
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	55,235	52,452	△2,783	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付けの減
- ② 人件費支出の減
- ③ その他業務支出の減
- ④ 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ⑤ その他支出の減
- ⑥ 他勘定長期貸付金の貸付けによる支出の減等
- ⑦ 債券の償還の減
- ⑧ 財政融資資金返済額の減
- ⑨ 貸付回収金の増
- ⑩ 貸付金利息の減
- ⑪ その他業務収入の増
- ⑫ その他収入の減
- ⑬ 金銭の信託の減少による収入の増等
- ⑭ 債券発行額の増
- ⑮ 財政融資資金借入額の減

別表3 平成28年度資金計画

【既往債権管理勘定】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	246,623	244,784	△1,838	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	2,118	2,003	△115	①
その他業務支出	18,398	15,515	△2,882	②
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	3,705	3,705	③
その他支出	226,107	223,561	△2,547	④
投資活動による支出	-	118,648	118,648	⑤
財務活動による支出	2,024,018	2,077,235	53,217	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	204,894	258,111	53,217	⑥
財政融資資金借入金の返済による支出	1,819,124	1,819,124	-	
旧簡易生命保険資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	166,970	368,869	201,899	
資金収入				
業務活動による収入	1,775,406	1,984,794	209,388	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	1,425,239	1,632,810	207,570	⑦
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	348,459	347,888	△570	⑧
その他業務収入	1,249	3,813	2,564	⑨
政府補給金収入	-	-	-	
未収財源措置予定額収入	-	-	-	
その他の政府補給金収入	-	-	-	
政府交付金収入	-	-	-	
国庫補助金収入	-	-	-	
国庫補助金の精算に伴う金銭の信託の減少による収入	-	-	-	
その他収入	459	283	△176	⑩
投資活動による収入	211,327	336,891	125,565	⑪
財務活動による収入	278,987	338,641	59,654	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	69,500	69,500	⑫
債券の発行による収入	278,987	269,141	△9,846	⑬
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	171,891	149,211	△22,681	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 人件費支出の減
- ② その他業務支出の減
- ③ 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ④ その他支出の減
- ⑤ 定期預金の預入による支出の増等
- ⑥ 債券の償還の増
- ⑦ 貸付回収金の増
- ⑧ 貸付金利息の減
- ⑨ その他業務収入の増
- ⑩ その他収入の減
- ⑪ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑫ 民間長期借入金の借入れによる収入の増
- ⑬ 債券発行額の減